

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日
(第17期) 至 平成29年3月31日

株式会社新生銀行

(E03530)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 業績等の概要	9
2. 生産、受注及び販売の状況	20
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
4. 事業等のリスク	25
5. 経営上の重要な契約等	38
6. 研究開発活動	38
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	39
第3 設備の状況	53
1. 設備投資等の概要	53
2. 主要な設備の状況	54
3. 設備の新設、除却等の計画	56
第4 提出会社の状況	57
1. 株式等の状況	57
2. 自己株式の取得等の状況	82
3. 配当政策	84
4. 株価の推移	85
5. 役員の状況	86
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	91
第5 経理の状況	102
1. 連結財務諸表等	103
2. 財務諸表等	188
第6 提出会社の株式事務の概要	210
第7 提出会社の参考情報	211
1. 提出会社の親会社等の情報	211
2. その他の参考情報	211
第二部 提出会社の保証会社等の情報	213

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月22日
【事業年度】	第17期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 工藤 英之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部業務推進役 平山 實
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務管理部業務推進役 平山 實
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市北区小松原町2番4号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中村区名駅三丁目28番12号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地1） 株式会社新生銀行柏支店 （千葉県柏市柏一丁目4番3号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)	(自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日)
連結経常収益	百万円	386,079	375,232	397,394	375,732	380,444
連結経常利益	百万円	54,495	44,147	73,082	62,090	47,542
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	51,079	41,374	67,873	60,951	50,759
連結包括利益	百万円	62,713	49,181	81,368	52,687	50,617
連結純資産額	百万円	683,644	722,590	753,762	793,124	820,786
連結総資産額	百万円	9,029,335	9,321,103	8,889,853	8,928,789	9,258,324
1株当たり純資産額	円	233.65	247.82	275.45	294.41	316.38
1株当たり当期純利益金額	円	19.24	15.59	25.57	22.96	19.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	15.59	—	22.96	19.46
自己資本比率	%	6.9	7.1	8.2	8.8	8.8
連結自己資本利益率	%	8.62	6.48	9.77	8.06	6.34
連結株価収益率	倍	11.01	13.02	9.35	6.40	10.53
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	160,065	524,817	△509,029	175,802	175,676
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	87,769	307,431	60,395	186,174	135,407
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	△6,230	△40,118	△91,889	△107,889	△61,512
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	574,470	1,366,710	826,365	1,080,357	1,329,867
従業員数	人	4,863	5,064	5,300	5,356	5,360
[外、平均臨時従業員数]		[1,456]	[1,424]	[1,387]	[1,312]	[1,161]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 平成24年度及び平成26年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

4. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
経常収益	百万円	161,220	170,404	175,751	176,230	165,977
経常利益	百万円	25,710	37,667	47,851	49,366	32,858
当期純利益	百万円	24,656	36,454	45,740	41,566	43,425
資本金	百万円	512,204	512,204	512,204	512,204	512,204
発行済株式総数 普通株式	千株	2,750,346	2,750,346	2,750,346	2,750,346	2,750,346
純資産額	百万円	665,893	699,483	736,733	776,450	807,944
総資産額	百万円	8,307,655	8,486,745	7,872,684	7,857,682	8,051,781
預金残高	百万円	5,631,651	6,076,993	5,514,725	5,664,767	5,618,935
貸出金残高	百万円	4,224,433	4,235,713	4,222,922	4,300,152	4,536,434
有価証券残高	百万円	2,282,624	1,977,811	1,863,774	1,603,809	1,369,326
1株当たり純資産額	円	250.44	263.10	277.14	292.37	311.93
1株当たり配当額 普通株式 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	1.00 (-)	1.00 (-)	1.00 (-)	1.00 (-)	1.00 (-)
1株当たり当期純利益金額	円	9.29	13.73	17.23	15.66	16.65
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	13.73	-	15.66	16.65
自己資本比率	%	8.0	8.2	9.3	9.9	10.0
自己資本利益率	%	3.77	5.35	6.38	5.50	5.49
株価収益率	倍	22.81	14.77	13.87	9.39	12.31
配当性向	%	10.76	7.28	5.80	6.38	6.00
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,751 [385]	1,901 [386]	2,231 [382]	2,314 [385]	2,374 [341]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 第13期(平成25年3月)及び第15期(平成27年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。

4. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

2 【沿革】

昭和27年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
昭和28年3月	外国為替業務認可
昭和45年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
平成8年11月	長銀信託銀行株式会社（現新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
平成10年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始
	東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
平成11年9月	ニュー・エルティアーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
平成11年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
平成12年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
平成12年3月	特別公的管理終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
平成12年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成12年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
平成12年10月	郵便貯金との提携開始（A T M、相互送金提携）
平成13年5月	証券子会社として新生証券株式会社（現連結子会社）を開業
平成13年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、A T M24時間365日稼働開始
平成13年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのA T M提携開始
平成16年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成16年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
平成16年9月	株式会社アプラス（現商号：株式会社アプラスフィナンシャル）を連結子会社化
平成17年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
平成19年12月	シンキ株式会社（現商号：新生パーソナルローン株式会社）を連結子会社化
平成20年2月	総額500億円の第三者割当増資を実施
平成20年9月	G E コンシューマー・ファイナンス株式会社（現商号：新生フィナンシャル株式会社）を連結子会社化
平成21年3月	シンキ株式会社（現商号：新生パーソナルローン株式会社）に対する株式公開買付け実施
平成23年1月	当行本店を東京都千代田区内幸町から中央区日本橋室町へ移転
平成23年3月	海外募集による普通株式690百万株を新規発行
平成23年10月	銀行本体での個人向け無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」を開始

(平成29年3月31日現在 国内本支店28)

3 【事業の内容】

当行グループ（平成29年3月31日現在、当行、子会社221社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社および新生プリンシパルインベストメンツ株式会社等の連結子会社124社、非連結子会社97社）、および関連会社20社（日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社20社）により構成）は、『法人業務』、『金融市場業務』および『個人業務』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『金融市場業務』および『個人業務』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行および関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

なお、次の区分は「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

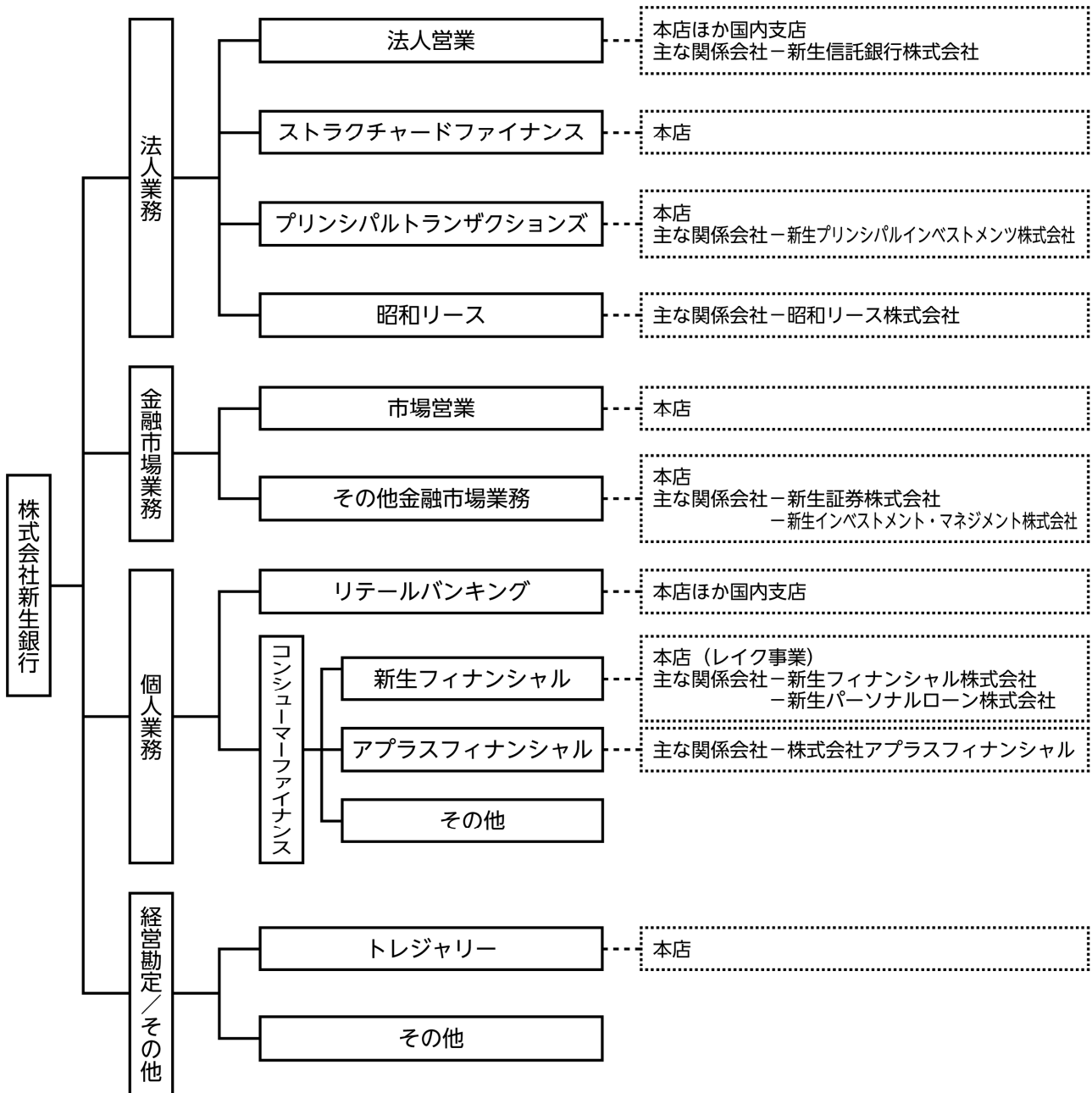
『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務および信託業務を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービスおよびプロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスおよびプライベートエクイティ業務等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。

『金融市場業務』の「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場業務」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務およびウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、新生フィナンシャル株式会社、新生パーソナルローン株式会社（平成28年8月4日付けでシンキ株式会社より商号変更）および当行における個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローン レイク」等による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、決済などのサービスを提供しております。また、『個人業務』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部機能およびその他子会社の損益が含まれております。

『経営勘定／その他』の「トレジャリー」セグメントは、ALM業務、資本性を含む資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

平成29年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(連結子会社) 昭和リース株式会社 (注) 2, 7	東京都文京区	29,360	法人業務	100.0	4 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	5,000	法人業務	100.0	6 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生プリンシパルインベストメン ツ株式会社	東京都千代田区	100	法人業務	100.0	2 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生債権回収&コンサルティング 株式会社	東京都千代田区	500	法人業務	100.0 (100.0)	- (-)	-	預金取引関係	-	-
新生インベストメント&ファイナ ンス株式会社	東京都千代田区	100	法人業務	100.0 (100.0)	5 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生企業投資株式会社	東京都千代田区	50	法人業務	100.0 (100.0)	2 (-)	-	預金取引関係	-	-
Shinsei International Limited	英国ロンドン市	千英ポンド 3,000	金融市場業 務	100.0	4 (-)	-	預金取引関係	-	欧州にお ける投資 情報の紹 介
新生証券株式会社	東京都中央区	8,750	金融市場業 務	100.0	6 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
新生インベストメント・マネジメ ント株式会社	東京都中央区	495	金融市場業 務	100.0	6 (-)	-	預金取引関係	-	-
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	100	個人業務	100.0	5 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
新生パーソナルローン株式会社 (注) 5	東京都千代田区	100	個人業務	100.0 (100.0)	- (-)	-	預金取引関係	-	-
株式会社アプラスフィナンシャル (注) 2	大阪市浪速区	15,000	個人業務	95.0 (92.0)	3 (-)	-	預金取引関係	-	-
株式会社アプラス (注) 7	大阪市浪速区	15,000	個人業務	100.0 (100.0)	4 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	-	-
株式会社アプラスパーソナルロー ン	大阪府吹田市	1,000	個人業務	100.0 (100.0)	3 (-)	-	預金取引関係	-	-
全日信販株式会社	岡山市北区	1,000	個人業務	100.0 (100.0)	- (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
新生プロパティファイナンス株式 会社	東京都千代田区	100	個人業務	100.0	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
OJBC Co. Ltd	英国領ヴァージ ン諸島トルトラ	千米ドル 36,610	個人業務	50.0	2 (-)	-	預金取引関係	-	-
Nippon Wealth Limited	中華人民共和国 香港	百万香港 ドル 286	個人業務	100.0 (100.0)	2 (-)	-	預金取引関係	-	-
その他106社 (注) 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 貸借	業務提携
(持分法適用関連会社) 日盛金融控股股份有限公司	中華民国台北市	百万ニュー 台湾ドル 35,423	法人業務	35.4 (35.4)	3 (-)	-	-	-	-
ニッセン・ジー・イー・クレジット 株式会社 (注) 6	京都市中京区	4,050	個人業務	50.0	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-
その他18社 (注) 8	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、昭和リース株式会社及び株式会社アプラスフィナンシャルであります。

3. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5. 旧シンキ株式会社は、平成28年8月4日付で新生パーソナルローン株式会社に社名変更しております。

6. ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社は、平成29年6月1日付でニッセン・クレジットサービス株式会社に社名変更しております。

7. 上記関係会社のうち、昭和リース株式会社及び株式会社アプラスについては、経常収益(連結会社相互間取引を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

株式会社アプラスの平成29年3月期の経常収益は62,514百万円、経常利益は6,304百万円、当期純利益は6,580百万円、純資産額は60,576百万円、総資産額は906,076百万円であります。

なお、昭和リース株式会社は有価証券報告書を提出しており、主要な損益情報等は記載を省略しております。

8. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	法人業務				金融市場業務	
	法人営業	ストラクチャード ファイナンス	プリンシパルトラ ンザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融 市場業務
従業員数（人）	340 [16]	133 [2]	131 [5]	496 [23]	75 [4]	124 [5]

セグメントの名称	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生フィナン シャル	アプラスフィ ナンシャル	その他			
従業員数（人）	763 [212]	1,025 [166]	1,444 [622]	56 [5]	19 [－]	754 [101]	5,360 [1,161]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成29年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
2,374 [341]	41.4	10.3	7,725

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	法人業務				金融市場業務	
	法人営業	ストラクチャード ファイナンス	プリンシパルトラ ンザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融 市場業務
従業員数（人）	276 [16]	133 [2]	32 [1]	4 [－]	75 [4]	36 [3]

セグメントの名称	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生フィナン シャル	アプラスフィ ナンシャル	その他			
従業員数（人）	728 [213]	347 [13]	－ [－]	13 [2]	19 [－]	711 [87]	2,374 [341]

- (注) 1. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当事業年度の平均人員を外書きで記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。
4. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,383人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

〔金融経済環境〕

当連結会計年度において、個人消費、企業の生産活動および輸出は、上期はおおむね横ばいで推移しましたが、下期には回復の動きがみられ、基本的には企業収益は高い水準を維持し、雇用情勢は着実に改善する等、日本経済は引き続き緩やかな回復が続きました。

こうしたなか、政府は平成28年6月に、消費税率10%への引き上げ延期や経済対策を盛り込んだ「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」及び「日本再興戦略」の改訂版を、同年8月にこれらを具体化する平成28年度第2次補正予算案を閣議決定し、円滑かつ着実な予算実施に取り組みました。平成29年3月には労働人口の減少に対応するため、企業の生産性向上を柱とする「働き方改革」等に重点配分した平成29年度予算を成立させ、さらに同改革の実行計画を取りまとめました。また、日銀は、金融機関が保有する日銀当座預金のうち、各金融機関の既往の残高等を上回る部分にマイナス0.1%の金利を適用する、いわゆるマイナス金利政策を含めた異次元の金融緩和策を引き続き推進しました。平成28年9月には異次元緩和に関する総括的検証の結果を踏まえて、これまでの量重視から金利重視に変更する金融政策の枠組みの修正を決定し、短期のマイナス金利幅を維持する一方、新たに長期金利（10年物国債利回り）をゼロ%程度に誘導する長短金利操作の方針等を示しました。今後は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府等による各種施策の効果もあって、景気の緩やかな回復が続くことが期待されますが、依然として英国の欧州連合（EU）離脱問題や米国新政権の政策動向等、海外経済の不確実性や不安定な金融市場の変動が景気の下押しリスクとなっており、引き続きこれらの動向を注視すべき状況にあるといえます。

金融市場を概観すると、国内金利については、日銀によるマイナス金利政策が継続するなかで、リスク回避の動きが強まったこともあって金利は一段と低下する展開で始まり、長期金利（10年国債利回り）については、平成28年3月末はマイナス0.05%程度であったものが、過去最低水準のマイナス0.3%付近まで一時低下しました。為替相場や日経平均株価については、英国のEU離脱問題や米国の利上げ時期を含めた経済動向の不透明感等を受けて、一時、米ドル・円は99円台、ユーロ・円は109円台まで円高が進み、日経平均株価は1万5千円を割り込みました。その後は、日銀による新たな長期金利の誘導目標（ゼロ%程度）や米国新政権による経済政策に対する期待感を背景に市況は反転し、平成28年12月には米国が約1年ぶりに利上げを再開する等、世界的な金利上昇や景気回復期待もあって、国内の長期金利は上昇、為替相場は円安が進み、日経平均株価は上昇しました。平成29年明けると、米国新政権の政策運営や欧州政治の先行き不透明感、ギリシャ債務問題の再燃等から、為替相場については円高に戻す動きも見られました。以上の結果、平成29年3月末には国内の長期金利は0.07%程度まで上昇、米ドル・円は111円台（平成28年3月末比約1円の円高）、ユーロ・円は119円台（同比8円の円高）となり、日経平均株価は平成29年3月末の終値で1万8,909円26銭（平成28年3月末比約2,150円の上昇）となりました。一方、国内の短期金利については、引き続き低水準で推移しました。

〔事業の経過及び成果〕

当行は、「グループ融合による革新的金融サービスの提供と、リーンなオペレーションによる卓越した生産性・効率性の実現」を目指す中長期ビジョンを踏まえて、平成29年3月期から平成31年3月期までを対象期間として、「事業の「選択と集中」とグループ融合による価値創出」、「経営管理機能の統合によるシナジー創出」を全体戦略とする「第三次中期経営計画」（以下「第三次中計」）を策定しております。当連結会計年度は第三次中計における初年度にあたり、計画の達成に向けて業務に邁進してまいりました。各ビジネス分野における取り組み状況は以下のとおりです。

（法人業務）

法人のお客さまに関する業務については、事業法人・公共法人・金融法人向けファイナンスやソリューションを提供する「法人業務」と、金融市場向けビジネスを行う「金融市場業務」により推進しております。

当連結会計年度は、当行グループは、専門性を有する分野、市場の成長性が見込まれる業務に重点的に経営資源を投下する「選択と集中」を図るとともに、グループ会社との一体運営を推進することで、顧客ニーズに即した付加価値の高い金融ソリューションの提供を強化するなど、積極的に各業務を展開しております。

成長分野であるストラクチャードファイナンス業務については、再生可能エネルギーの分野では、外資系事業者がスポンサーとなる優良なメガソーラーに対しても積極的に取り組んで案件を積み上げております。引き続き、太陽光、風力やバイオマス発電などのエネルギー源の多様化にも取り組んでおり、さらに幅広い事業者のファイナンスニーズに応えることで、日本の再生可能エネルギーの安定的な成長に貢献してまいります。海外でのプロジェクトファイナンスにおいては、アジア・オセアニアや欧州を中心として良質案件の取り込みに注力しております。また、不動産ファイナンスにおいては、個別案件のリスクのみならず不動産市況全体のリスクとリターンを慎重に考慮しつつ、顧客ニーズに応じた案件組成を進めております。スペシャルティファイナンスにおいては、戦略的に本体から競争力のある事業などを切り出す案件が大手企業を中心に増えていることから、そうした案件へのファイナンス供与を積極的に取り組んでおり、平成28年12月に、日本みらいキャピタル株式会社（東京都千代田区）が助言するファンドが、

出資する特別目的会社（SPC）を通じて行った日立金属株式会社（東京都港区）の情報システム事業の取得に対し、LBO（レバレッジド・バイ・アウト）ローンを供与しました。

事業法人向け業務では、新規開拓の継続的な推進やデリバティブ関連ビジネスの展開などにより顧客基盤の拡充を図っております。金融法人向け業務では、地域金融機関などのお客さまの資金運用ニーズに対しては、当行の専門性を活かした仕組商品やストラクチャードファイナンスなどの多様な運用商品を、本業強化のニーズに対しては、地域金融機関などの個人のお客さまを対象とした無担保ローンの保証やその他グループ会社の持つ機能を活用した業務提携などを通じて、グループ一体での金融ソリューションの提供に尽力しております。

プリンシパルトランザクションズ業務については、新生プリンシパルインベストメンツグループを中心に、クレジットトレーディング業務やプライベートエクイティ業務などで培った知見と専門性やグループ横断的なリソースを活用して、事業承継や転廃業ニーズのある中堅・中小企業へのアプローチを行い、投資や債務整理などの金融ソリューションの提供に取り組んでおります。また、プライベートエクイティ業務などにおいても、パイオベンチャー企業に投資するファンドに出資するなど、当行グループの有する専門性や特色を活かした業務展開を行っております。

昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）においては、主力の中堅・中小企業向け産業・工作機械などのリースに加えて、中古機械の売買を行うバイセル事業、動産・債権担保融資、環境配慮型商品の導入推進や再生可能エネルギー関連のファイナンス付与、診療・介護報酬債権の買取（診療・介護報酬ファクタリング）など、当行グループと一体となることによって、同社の強みである中小企業取引や専門性を活かしたソリューションにグループ各社が有する各種機能を組み合わせた展開にも注力しております。

（個人業務）

個人のお客さまに関する業務については、銀行本体によるリテールバンキング業務および銀行本体や子会社によるコンシューマーファイナンス業務を推進しており、引き続き顧客基盤拡大と収益力の向上を目指して、当行グループが有する約1,000万人のグループ顧客基盤のフル活用を進めております。

当連結会計年度の各業務については、リテールバンキング業務では、当行は、まず資産運用商品については、引き続き円預金、外貨預金の取り込みとともに、投資信託などの拡販や保険窓販事業を強化しております。次に住宅ローンについては、お客さまが10年間毎月Tポイントを1,000ポイント受け取れる住宅ローン「Tポイント×新生銀行パワースマート住宅ローン」の取り扱いを平成28年10月から開始するなど、引き続き「パワースマート住宅ローン」の有するユニークで付加価値の高い商品性を活かして積極的に積み上げを図っております。さらに、人工知能（AI）を活用したマーケティング活動を平成29年2月から本格導入しております。これは、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）がビッグデータの収集・解析および人工知能の活用を目的に平成28年6月に設立したフィンテック合弁会社のセカンドサイト株式会社（東京都千代田区、以下「セカンドサイト」）が開発したモデルにより実現されるもので、お客さまの行動・購買予測に基づき、より最適な資産運用商品のご提案や、住宅ローンご利用ニーズの発掘などにつなげてまいります。

成長分野の無担保ローンを含むコンシューマーファイナンス業務では、当行の個人向け無担保ローン「新生銀行カードローン レイク」については、引き続き融資残高や顧客数が増加しており、さらなる事業拡大を進めております。また、新生フィナンシャルにおいては、既存顧客のサービス継続とともに、他の金融機関との提携による個人向け無担保ローンの信用保証業務の拡大やコンシューマーファイナンスシステムの提供に注力していることに加えて、今後は、新生フィナンシャルが保証提携する地域金融機関の保証与信審査やローン申込前の事前与信モデルへセカンドサイトが開発した人工知能を応用し、審査精度の向上も目指してまいります。さらに、株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）については、傘下にある株式会社アプラス（以下「アプラス」）などの事業会社において、Tポイントなどのポイントサービスの活用や新しい決済ソリューションの提供をはじめ、顧客利便性の向上や業務の効率化などを進めて、各事業の業容拡大と収益性向上に努めております。平成28年4月に参入した中国人向けモバイル決済サービス「WeChat Pay（微信支付）」の日本での決済代行サービスについては、ラオックス株式会社やイオングループのスーパーマーケット、日本交通グループのタクシーや百貨店などでの利用が始まっております。

海外における業務展開については、大手民間商業銀行であるMilitary Joint Stock Commercial Bank（以下「MB Bank」）との共同出資により、ベトナムでの無担保ローン事業に進出いたします。これは平成28年11月に、MB Bankが設立した100%子会社Financial One Member Limited Liability Company Military Commercial Joint Stock Bank（以下「MB Finance」）へ当行が49%出資する契約を締結したものです。MB Financeは平成28年12月に開業し、ベトナムの携帯電話販売店や家電量販店と提携し、当該店舗のお客さまに対して携帯端末や家電商品を購入する際の割賦ローンや証書型ローンの提供から開始しております。今後の無担保ローン事業の展開に合わせて、新生フィナンシャルによるシステムやシステムメンテナンスの提供も予定しております。

上記に加えて、法人業務と個人業務の枠を超えた新しい取り組みについては、グループ融合を深化させ、各社が持つ知見や経験、ネットワークをフルに活用することで、中小企業・小規模事業者に対するファイナンスサービスやソリューションの提供強化を順次進めております。平成28年10月には、第三次中計における戦略取組分野である中小企業・小規模事業者向けソリューション強化の第一弾として、昭和リースとアプラスが連携して、バンダーリース事業を開始いたしました。これはショッピングクレジット事業を展開するアプラスが信用判断機能を担い、昭和リースがリース機能や物件管理機能を提供する形で、アプラスの加盟店に対して、物品購入予定の個人事業者の資金調達としてリースを提案するもので、当行グループとして新たな顧客基盤の獲得強化につなげてまいります。なお、平成28年12月に、グループの意思決定をより迅速かつ機動的に行う組織体制とするため、株式交換により当行の連結子会社である昭和リースを完全子会社化いたしました。

グループの全体的な取り組みとしては、当行およびグループ各社が持つ間接機能の統合・一体運営を図るため、各社の間接機能を実質的に統合した「グループ本社」を平成29年4月に当行内に設置いたしました。これにより、各間接機能の高度化と、ノンバンクを含む広範な金融機能全てを含むグループでの全体最適を追求することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、グループ各社で重複する機能を集約することで、生産性・効率性の向上を目指します。

（財務基盤）

当連結会計年度末には、バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は13.06%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行では、第三次中計において目指すゴールの一つとしている公的資金返済の道筋をつける取り組みの一環として、当行の資本の状況や収益力、1株当たりの価値などに鑑み、平成28年5月11日開催の取締役会決議に基づき、平成28年8月4日までに65,564,000株の自己株式を取得し、平成29年1月31日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月7日までに10,000,000株の自己株式を取得いたしました。当行では、十分な資本の維持を前提としつつ、適切な資本政策の実施を通じて、1株当たりの価値の向上を目指してまいります。

〔業績の概況〕

（経営成績）

当連結会計年度において、経常収益は3,804億円（前連結会計年度比47億円増加）、経常費用は3,329億円（同比192億円増加）、経常利益は475億円（同比145億円減少）となりました。

資金利益については、マイナス金利政策導入による基準金利の低下やスプレッドの縮小による影響が計画の想定範囲に留まって推移した一方で、コンシューマーファイナンス業務での貸出増加による収益伸長等により、前連結会計年度並みとなりました。非資金利益（ネットの役員取引等利益、特定取引利益、その他業務利益の合計）及び金銭の信託運用損益（クレジットトレーディング関連利益等を含む）については、不安定な市場環境を背景にリテールバンキング業務での資産運用商品の販売関連収益が減少したものの、ストラクチャードファイナンス業務を中心とした手数料収益の増加や大口の有価証券売却益の計上に加えて、前連結会計年度に見られたファンド投資における評価替えによる損失がなくなったこと等により、前連結会計年度に比べて増加しました。次に、人件費・物件費といった経費については、引き続き効率的な業務運営を推進したものの、業務基盤拡充を図るためのシステム費及び税制改正の影響等により、前連結会計年度に比べて増加しました。与信関連費用については、前連結会計年度に見られた大口の不良債権処理に伴う貸倒引当金の取崩益がなくなったことに加えて、コンシューマーファイナンス業務及びストラクチャードファイナンス業務における貸出金増加等に伴い貸倒引当金繰入が増加した結果、前連結会計年度に比べて増加しました。利息返還損失引当金については、近時の利息返還動向に基づき、将来の過払負担をカバーするために、必要額を再計算した結果、アプラスフィナンシャル及び新生パーソナルローン株式会社において計51億円の追加繰入を実施いたしました。

さらに、特別損益、法人税等合計、非支配株主に帰属する当期純損益を加除した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は507億円（前連結会計年度比101億円減少）となりました。

セグメント別では、法人業務は、顧客基盤の拡充や収益力の強化に向けた取り組みが成果を上げつつあり、ストラクチャードファイナンス業務を中心とした手数料収益が増加するとともに、大口の有価証券売却益を計上したことや、前連結会計年度に見られたファンド投資における評価替えによる損失がなくなったこと等により、業務粗利益は前連結会計年度に比べて増加しましたが、前連結会計年度に見られた大口の不良債権処理に伴う貸倒引当金取崩益がなくなったことから、セグメント利益は前連結会計年度に比べて減少しました。

金融市場業務は、顧客基盤拡充に向けた継続的な取り組みに注力するとともに、他業務とも連携しつつ、お客さまのニーズに即した商品の開発・提供に努めており、デリバティブ取引を中心にお客さまとの取引が順調に推移したことや、前連結会計年度に見られた大幅な市場変動に伴う市場関連業務での損失計上がなくなったことから、セグメント利益は前連結会計年度に比べて増加しました。

個人業務について、まずリテールバンキングは、各業務を積極的に展開したものの、資産運用商品の販売が苦戦して業務粗利益が減少したことから、セグメント損益は前連結会計年度に比べて減少しました。

次にコンシューマーファイナンスは、レイクは引き続き順調に推移し、アプラスフィナンシャルにおいても住宅関連ローンやショッピングクレジット事業の取り扱いが増加したこと等から業務粗利益が前連結会計年度に比べて増加し、第三次中計を円滑に遂行するための諸施策の展開による経費の増加や、貸出金増加等に伴う与信関連費用の増加はあったものの、セグメント利益は前連結会計年度に比べて増加しました。

「経営勘定／その他」は、ALM業務を所管するトレジャリーにおいて国債等の債券関係損益が堅調に推移したこと等により、引き続き着実にセグメント利益を計上しました。

詳細は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「セグメント情報等」をご覧ください。

(財政状態)

当連結会計年度末において、総資産は9兆2,583億円（前連結会計年度末比3,295億円増加）となりました。

主要な勘定残高としては、貸出金は、法人向け貸出において資金需要の取り込みを図る上での厳しい競争が続く中、特にストラクチャードファイナンス業務で残高を積み上げたことや、個人向け貸出において住宅ローンが引き続き好調、コンシューマーファイナンス業務での貸出残高も着実に積み上がったことから、全体では4兆8,334億円（前連結会計年度末比2,705億円増加）となりました。有価証券は1兆146億円（同比2,132億円減少）となり、このうち、日本国債の残高は4,956億円（同比2,544億円減少）となりました。一方、預金・譲渡性預金は5兆8,629億円（同比619億円増加）となり、引き続き、当行の安定的な資金調達基盤の重要な柱である個人のお客さまからの預金を中心に各ビジネスを積極的に推進するのに十分な水準を維持しております。また、社債は、当行、アプラスフィナンシャル及び昭和リースにおいて普通社債（各100億円）を発行したこともあり1,126億円（同比174億円増加）となりました。

純資産は、公的資金返済の道筋をつけることを目指して、資本の状況や収益力、1株当たりの価値等に鑑み行われた平成28年5月11日及び平成29年1月31日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を進めたことや、当行連結子会社である海外特別目的会社が発行した優先出資証券約62百万米ドルを平成28年7月に償還したものの、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、8,207億円（前連結会計年度末比276億円増加）となりました。

不良債権については、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当事業年度末は104億円（前事業年度末は347億円）、不良債権比率は0.22%（前事業年度末は0.79%）と、引き続き低水準を維持しております。

銀行法に基づく連結自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）は13.06%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

(キャッシュ・フロー)

当連結会計年度における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引受入担保金の増加、資金運用による収入等と、貸出金の増加による支出等により1,756億円の収入（前連結会計年度は1,758億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、国債等の有価証券の売却・償還による収入が、取得による支出を上回ったこと等により1,354億円の収入（同1,861億円の収入）、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済、自己株式の取得等により615億円の支出（同1,078億円の支出）となりました。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比2,495億円増加し、1兆3,298億円となりました。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	4,462,269	100.00	4,730,061	100.00
製造業	197,319	4.42	198,901	4.20
農業，林業	61	0.00	3	0.00
漁業	119	0.00	55	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	227	0.00	375	0.01
建設業	10,552	0.24	8,987	0.19
電気・ガス・熱供給・水道業	235,607	5.28	230,788	4.88
情報通信業	37,315	0.84	42,914	0.91
運輸業，郵便業	181,468	4.07	188,043	3.98
卸売業，小売業	104,315	2.34	114,582	2.42
金融業，保険業	541,433	12.13	573,802	12.13
不動産業	608,184	13.63	575,600	12.17
各種サービス業	308,251	6.91	330,146	6.98
地方公共団体	79,496	1.78	76,712	1.62
その他	2,157,917	48.36	2,389,146	50.51
海外及び特別国際金融取引勘定分	100,654	100.00	103,391	100.00
政府等	777	0.77	582	0.56
金融機関	8,576	8.52	7,366	7.13
その他	91,300	90.71	95,441	92.31
合計	4,562,923	—	4,833,452	—

- （注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	109,224	111,139	1,915
(除く金銭の信託運用損益)	104,732	106,665	1,933
資金利益	93,738	90,960	△2,777
役務取引等利益	△304	△2,978	△2,673
うち金銭の信託運用損益	4,491	4,473	△17
特定取引利益	4,833	4,070	△763
その他業務利益	10,956	19,087	8,130
うち債券関係損益	5,753	10,265	4,512
経費 (除く臨時処理分)	75,236	77,620	2,383
人件費	26,619	26,925	305
物件費	43,528	44,857	1,328
うちのれん償却額	234	165	△69
税金	5,088	5,837	748
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	29,495	29,045	△450
一般貸倒引当金繰入額 (1)	—	1,801	1,801
業務純益	29,495	27,243	△2,251
実質業務純益	33,987	33,519	△468
臨時損益 (除く金銭の信託運用損益)	15,746	1,320	△14,426
株式等関係損益	△2,951	2,754	5,705
不良債権処理額 (2)	△20,125	2,130	22,256
貸出金償却	498	1,878	1,379
個別貸倒引当金繰入額	—	543	543
特定海外債権引当勘定繰入額	—	△0	△0
償却債権取立益 (△)	△3,505	△290	3,214
貸倒引当金戻入益 (△)	△17,119	—	17,119
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	△1,427	696	2,123
経常利益	49,366	32,858	△16,508
特別損益	△6,532	7,987	14,519
うち固定資産処分損益及び減損損失	△537	△230	307
税引前当期純利益	42,834	40,845	△1,988
法人税、住民税及び事業税	△618	△1	616
法人税等調整額	1,886	△2,578	△4,464
当期純利益	41,566	43,425	1,859

(参考)

与信関連費用 (1) + (2)	△20,125	3,932	24,058
------------------	---------	-------	--------

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支＋金銭の信託運用損益
 金銭の信託運用損益はクレジットトレーディング関連利益等が含まれており、本来業務にかかる損益ととらえております。
2. 業務純益＝業務粗利益(除く金銭の信託運用損益)－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 実質業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。
6. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
7. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
8. 前事業年度の貸倒引当金は全体で17,119百万円の取崩超(うち、一般貸倒引当金については、4,037百万円の繰入)のため、当該金額を貸倒引当金戻入益に計上しております。なお、当事業年度の貸倒引当金は全体で2,345百万円の繰入超(うち、一般貸倒引当金については、1,801百万円の繰入)となっております。
9. 前事業年度は、関係会社株式及び出資金の評価損6,701百万円及び関係会社株式売却損135百万円を特別損失に計上しております。また当事業年度は、関係会社株式及び出資金の評価損1,077百万円及び関係会社清算損4百万円を特別損失に計上しております。

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度(百万円) (A)	当事業年度(百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
給料・手当	21,686	22,169	483
退職給付費用	2,695	1,714	△981
福利厚生費	3,972	3,889	△82
減価償却費	5,192	7,330	2,137
土地建物機械賃借料	6,948	7,003	54
営繕費	2,806	2,866	59
消耗品費	458	493	35
給水光熱費	723	680	△43
旅費	525	474	△51
通信費	1,193	1,055	△138
広告宣伝費	6,950	6,841	△109
租税公課	5,088	5,837	748
その他	17,930	18,679	748
計	76,173	79,036	2,863

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.65	1.61	△0.04
貸出金利回	1.93	1.95	0.02
有価証券利回	1.39	1.01	△0.38
(2) 資金調達原価 ②	1.34	1.31	△0.03
資金調達利回 ③	0.17	0.10	△0.07
預金利回	0.11	0.08	△0.03
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.31	0.30	△0.01
(4) 資金運用利回-資金調達利回 ①-③	1.48	1.51	0.03

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります（但し特別国際金融取引勘定を除く）。
2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

3. ROE（単体）

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
実質業務純益ベース	4.50	4.23	△0.26
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	3.90	3.67	△0.23
業務純益ベース	3.90	3.44	△0.46
当期純利益ベース	5.50	5.49	△0.01

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
預金（末残）	5,965,769	5,992,609	26,839
預金（平残）	5,735,803	5,909,138	173,335
貸出金（末残）	4,300,152	4,536,434	236,282
貸出金（平残）	4,210,433	4,379,006	168,572

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	4,819,482	4,874,623	55,141
法人	845,004	744,032	△100,972
計	5,664,486	5,618,655	△45,831

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	1,259,489	1,340,548	81,059
その他ローン残高	205,673	248,470	42,797
計	1,465,162	1,589,019	123,856

(4) 中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	2,811,904	2,985,812	173,908
総貸出金残高	②	百万円	4,200,786	4,433,043	232,256
中小企業等貸出金比率	①/②	%	66.94	67.35	0.42
中小企業等貸出先件数	③	件	564,826	640,908	76,082
総貸出先件数	④	件	565,330	641,418	76,088
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.91	99.92	0.01

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の会社及び個人であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円)

	平成28年3月31日	平成29年3月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	14.20%	13.06%
2. 連結における自己資本の額	8,095	8,123
3. リスク・アセットの額	56,981	62,199
4. 連結総所要自己資本額	5,013	5,513

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円)

	平成28年3月31日	平成29年3月31日
1. 自己資本比率（2／3）	15.85%	14.71%
2. 単体における自己資本の額	8,260	8,284
3. リスク・アセットの額	52,085	56,300
4. 単体総所要自己資本額	4,395	4,775

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	50	30
危険債権	271	36
要管理債権	26	38
正常債権	43,409	47,068

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないことから記載していません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当行では、下記3つを経営理念として掲げ、お客さまとともにさらなる成長を目指しております。この経営理念は、当行グループの目指すべき姿を示したものであり、重要な指針としてグループ内で共有されています。

- ・安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまに求められる銀行グループ
- ・経験・歴史を踏まえた上で、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ
- ・透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員などすべてのステークホルダーを大切に、また信頼される銀行グループ

(2) 経営環境

当行は、平成28年1月29日に、平成29年3月期から平成31年3月期を対象期間とする「第三次中期経営計画」(以下「第三次中計」)を公表いたしました。第三次中計においては、当行グループが置かれた経営環境を下記のように認識しております。

(マクロ環境の動向)

- ・急速な少子高齢化及び生産年齢人口の減少が加速する見通し
- ・国内経済の見通しは厳しい。海外新興国経済も減速基調
- ・日銀の異次元金融緩和により市場金利は歴史的な低水準で推移、物価目標達成が不透明な状態が続く
- ・アベノミクスに対する株式市場の反応は総じて良好。日銀による金融緩和やGPIF改革も追い風に

(金融機関を取り巻く環境の変化)

- ・社会構造の変化・伝統的金融業務の利益率低下
人口動態の変化、大都市への集中、低金利環境の長期化、オーバーバンキング、貸出利鞘縮小
- ・新たなプレーヤーの登場、金融・情報技術の革新
金融の機能分化、電子商取引、仮想通貨の拡大、新しい金融・情報技術を活用したプレーヤーの台頭
- ・顧客ニーズや意識・期待の変化
ライフスタイルの変化、資産運用・パーソナルファイナンスニーズの拡大、決済ニーズの多様化、企業の海外進出、インバウンド関連ビジネスの拡大、所有から使用へ

加えて、マイナス金利政策の影響のほか、国内不動産価格の上昇や資産運用マインドの回復の遅れなど、第三次中計策定時に織り込んでいなかった外部環境の変化も考慮したビジネス運営に努めております。

(3) 当行の経営戦略

当行は、経営理念および経営環境認識に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」を定め、これに沿って、安定的・持続的な成長を可能とするビジネスモデルを構築し、経営理念の実現を確かなものとするため第三次中計を策定しております。

①. 中長期ビジョン

当行グループには、銀行に加え、無担保ローン、カード・信販、リースなどの業務を展開するグループ会社があり、その重要性の高さが大きな特徴となっております。市場競争の激化などの外部環境を考慮し、持続可能なビジネスモデルを確立するためには、グループの経営資源を最大限活用することが不可欠となります。中長期ビジョンでは、「グループ融合」により、各社が持つ顧客基盤、金融機能、サービスを真にお客

さまの視点で結びつけ、従来の発想を超えた商品やサービスを開発・提供するとともに、グループレベルでの絶えざる改善・改革による無駄のないオペレーションを通じ、高い生産性・効率性を実現し、金融業界において独自のポジショニングを構築してまいります。

<中長期ビジョン>

1. グループ融合により革新的金融サービスを提供する金融イノベーターであること
2. 絶えざる改善・改革によりリッチなオペレーションを実現し、卓越した生産性・効率性を達成する金融グループであること
3. 上記の実現により、ステークホルダーに報いるとともに、生まれてくる自信・充実感・矜持を新生銀行グループの求心力とし、コアバリューとしていくこと

②. 第三次中計の基本方針と全体戦略

当行の平成26年3月期から平成28年3月期を対象期間とした第二次中期経営計画における諸施策への取り組みの結果、同期間中の最終利益は黒字を継続するとともに、不良債権比率の圧縮は目標を大きく上回り、ポートフォリオの改善が進展しました。一方、不良債権の処理に伴う与信関連費用の戻り益や変動性の高い利益が最終利益を押し上げたことから、再現性・安定性の高い利益を生む業務のポテンシャルをフルに発揮することが今後の課題であると総括いたしました。

これを踏まえ、以下4つを基本方針として第三次中計を策定し、その達成に努めております。

- グループ融合による新たな価値を創造し、中長期ビジョンの実現に向けた取り組みを行う
- 持続可能なビジネスモデルを構築するべく、選択と集中を実践するとともに一層の効率化を進める
- より動的で柔軟なビジネス運営を行う
- 公的資金返済への道筋をつけ、株主還元の改善を図る

この基本方針に基づく全体戦略として、以下の施策を実施してまいります。

(i) 事業の「選択と集中」とグループ融合による価値創出

事業の優先順位付けを行うため、以下の4つの分野に分け、経営資源をより高い成長が見込まれる分野に配分いたします。また、グループ融合を通じて、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造に取り組みます。

- ・成長分野：強みがあり、高い成長性・収益性が見込まれる分野
- ・安定収益分野：過当競争から距離を置き、安定的・選択的に取り組む分野
- ・戦略取組分野：将来性を期待する先行取組分野や、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造分野
- ・縮小分野：市場が縮小する、または新生銀行グループの差別化要因が低い分野

(ii) グループ経営インフラ：環境に応じた柔軟なビジネス運営とリッチなオペレーションをグループワイドで支える

環境の変化や計画の進捗に合わせた、柔軟かつ機動的なグループ経営資源の最適化・最大限の有効活用を行います。また、組織や社員の潜在能力が最大限発揮される事業運営体制を構築いたします。こうした取り組みの一環として、平成29年4月1日付で当行内に「グループ本社」を設置いたしました。当行グループ各社に存在する間接機能を「グループ本社」に統合することにより、経営管理機能の面からグループ融合を進め、リッチなオペレーションの実現を目指してまいります。

③. 経営指標・計数計画

平成28年1月29日に公表した財務計画は次のとおりです。資本政策は重要な経営課題と認識し、公的資金注入手として必要十分な内部留保の蓄積を進めつつ、公的資金返済の道筋を立てるとともに、株主還元の改善を目指してまいります。

<経営指標（連結）>

		平成31年3月期計画
持続性	親会社株主に帰属する当期純利益	640億円
効率性	RORA*	1%程度
	経費率	50%台

※ RORA：親会社株主に帰属する当期純利益／期末リスクアセット額（バーゼルⅢ国際統一基準完全施行ベース）

④. 事業戦略

第三次中計では、無担保ローン及び不動産ファイナンス・プロジェクトファイナンスを中心としたストラクチャードファイナンスは成長分野と位置付け、経営資源を積極的に配分いたします。その他の業務分野は、強みの転換やリソースの最適化などを行い、選択的な取り組みを推進してまいります。

さらに当行は、これらの業務遂行のために、リスク管理及びシステムについて以下の施策を推進してまいります。

- ・リスク管理につきましては、多元化する外部諸規制に適切に対応するとともに、各リスク管理のフレームワークの高度化による適正なリスクリターン運営の実現、ビジネス展開に即したリスク管理の実践、人材育成・強化を通じた全行的な案件審査力の向上を図り、リスクテイク能力の強化、リスクカルチャーの一層の深化を目指します。
- ・システムにつきましては、今後の経営戦略・業務戦略を支えるためのより安定的で堅牢なITインフラ整備の一環として、基幹業務システムの更新開発を着実に進めてまいります。

(4) 対処すべき課題

①. 当行グループ経営の全体戦略

第三次中計においては、全体戦略として、ビジネスについてよりメリハリの効いた経営資源配分を行うための「選択と集中」の明確化、また、効率性の追求と柔軟なビジネス運営を実現するため、変化に対して柔軟に対応できる経営インフラ体制の構築を目指してまいります。

（事業の「選択と集中」とグループ融合による価値創出）

金融サービスニーズが十分に満たされていないお客さまにお応えするため、お客さまを軸にして当行グループの業務・商品・サービスを再編し、当行グループに優位性がある、お客さまに最適な商品・サービスを提供することを目指してまいります。事業の優先順位付けを行うため、成長分野、安定収益分野、戦略取組分野、縮小分野に分け、より高い成長が見込まれる分野に経営資源を配分いたします。また、グループ融合を通じて、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造に積極的に取り組んでまいります。

個別のビジネスについては、個人向け無担保ローンと、不動産ファイナンスやプロジェクトファイナンスなどで構成するストラクチャードファイナンスは当行の強みがあり、高い成長性を見込める分野として成長分野に位置づけ、これまで以上に経営資源を積極的に配分してまいります。

個人向け資産運用コンサルティングは、緩やかながら成長を期待できる重要な分野として、安定収益分野に位置づけてまいります。法人向け市場ソリューションやアプラスのショッピングクレジットも安定的な収益が期待できる分野と位置づけています。法人のお客さま向けの貸出業務は、安定的な収益を引き続き期待するものの、スプレッドのタイト化が続くなど競合環境が厳しい中、エリアや対象企業、案件をよく見て選択的に取り組んでまいります。

将来性を期待して先行的に取り組む戦略取組分野については、クレジットトレーディング業務で培ってきたノウハウを活用して取り組む事業承継や転廃業支援に加え、地域金融機関向けビジネス、決済ビジネス、中小・小規模事業者向けソリューションなどが入ります。それぞれ、当行グループのシナジーが必要な分野でもあると認識しており、グループ融合を積極的に進めてまいります。

(経営管理機能の統合によるシナジー創出)

第三次中計では、環境に応じた柔軟なビジネス運営とリーンなオペレーションを当行グループ全体で支えるためのグループ経営基盤の構築にも合わせて力を入れてまいります。事業の「選択と集中」とグループ融合による価値創出の実現のためには、その基盤となるビジネスインフラの整備が重要との認識のもと、生産性や機能性の向上や経費の削減はもとより、グループ各社の自然な連携が促されるインフラの整備や企業文化の醸成にも力を入れてまいります。

こうした取り組みをグループ全体で推進するため、当行およびグループ各社が持つ間接機能を実質的に統合した「グループ本社」を平成29年4月に当行内に設置いたしました。グループにおける間接機能の統合・一体運営により各機能の高度化とグループでの全体最適を追求することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、生産性・効率性の向上を目指します。

②. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅢ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。また、バーゼルⅢに対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した経営を行い、必要な体制準備や施策に取り組んでまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、(i) 経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、社外取締役の監督のもとで取締役会において当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備などを実施し、(ii) 業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しています。

ガバナンス体制については、株式会社東京証券取引所が平成27年6月から適用している「コーポレートガバナンス・コード」において、少なくとも2名以上の独立社外取締役の選任が求められております。当行においては、一貫して社外取締役の監督機能を重視した経営を行っており、平成28年度においても日常の業務執行を担う社内取締役2名に対して、社外取締役5名を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成をとっております。さらに、社外監査役2名を含め、合計6名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役および執行役員（総括担当役員レベル）からなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。また、グループガバナンスに関しては、平成29年4月のグループ本社体制移行に合わせ、グループの経営全般に関する重要事項を決定する場として、主要なグループ会社の業務執行取締役なども参加するグループ経営会議およびグループ重要委員会を設置するとともに、グループ本社で遂行する各間接機能の統括責任者としてチーフオフィサーを任命し、権限集約を図り、グループ全体で最適かつ効率的な意思決定を行う体制を整えております。なお、東京証券取引所に上場しているグループ会社の株式会社アプラスフィナンシャルについては、引き続き上場会社としての経営の独立性を確保するとともに、適切な内部統制システムを構築してまいります。

当行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる「J-SOX」）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

第三次中計の実行を支える経営インフラの整備のうち、システムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題のひとつとして継続して取り組んでおります。現行システムの安定稼働への継続的な取り組みとして、バックアップセンターの整備や機器の更新を含めた体制の見直し、強化に取り組んでおります。さらに、銀行システム安定稼働に向けた取り組みの一環として、第三次中計期間中に基幹業務システムを更改し、一層のシステム基盤の安定化に取り組んでまいります。

③. 経営健全化計画の達成

当行は、平成28年2月に新しい「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）を金融庁に提出いたしました。平成28年1月に公表した第三次中計を踏まえ、基本方針である持続可能なビジネスモデルの構築に向けた諸施策への取り組みを通じて、金融グループのさらなる発展を目指してまいります。

当事業年度においては、単体実質業務純益は335億円と経営健全化計画の目標を若干下回り、単体当期純利益は434億円となり、目標値を上回る結果となりました。

当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画の達成に向けて、全社員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注) ③. については、子会社等を含まない記述となっております。

4【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 当行の経営戦略について

当行グループのビジネスモデルは、当行に強みがあり、成長性・収益性が見込まれる成長分野を、無担保ローン、ストラクチャードファイナンスと位置づけ、積極的に経営資源配分を行うことを企図しております。こうしたビジネスモデルの実践は、当行が長期的・継続的に利益を上げるために有効であると考えておりますが、その理解が正しいという保証はありません。また、中長期ビジョンでは、「グループ融合」を掲げ、各社が持つ顧客基盤、金融機能、サービスを真にお客さまの視点で結びつけ、従来の発想を超えた商品やサービスを開発・提供することに取り組んでまいります。これが持続可能となるためには、提供される当行グループの商品・サービスがお客さまに受け入れられることが前提となります。さらには、今後、経営環境、顧客ニーズ、当行の財務状況等が当初想定と異なる状況となった場合には、中期経営計画の達成が困難となり、見直しが必要となる可能性があります。

2. 法人向け銀行業務の戦略的拡充について

当行は、法人向け銀行業務の拡充のため企業向け貸出及び貸出以外の業務を強化する戦略を掲げております。当行がかかる戦略を実行するに際しては、わが国経済全体の景気動向に加えて、以下のようなリスク及び課題があります。

- ・法人顧客ベースの規模が、国内大手銀行グループより小さいため、既存の顧客に対する貸出増強には限界がある可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における過当競争により、他行の貸出利率が当行が考えるリスク見合いより低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。
- ・わが国の銀行業界における競争が厳しいことから、貸出利率における利幅の拡大や債務者のリスクに応じた適切な貸出金利設定が困難となる場合があり、全体としての取引関係の維持及び関連業務の獲得のため、当該顧客の信用格付に鑑みて適切と判断される利率より低い貸出利率で貸付を実行しなければならないことがあります。
- ・当行が経営資源を投入しているノンリコースローンやレバレッジドファイナンス等の新しい貸出形態を含むストラクチャードファイナンスは、更なる成長やその収益性の維持・拡大が保証されているわけではありません。
- ・貸出以外の業務の一部で、国内大手銀行グループや証券会社、外資系金融機関との競争激化により、想定した収益の獲得が困難となる場合があります。
- ・政府並びに政府系金融機関が企業再生を主導・関与することにより、企業再生に対する融資及びアドバイザー業務の機会が縮小したり、収益性が低下したりする可能性があります。
- ・当行が重点的に取り組もうとしている特定の業種・分野について、今後の社会環境の変化や経済動向等に伴って当初想定していた成長が見込めなくなる等といった事態が発生することにより、業務戦略の一部見直しが必要となる可能性があります。

3. リテールバンキング業務の戦略的拡充について

当行は、リテールバンキング業務において、継続的に必要な人員及び情報システムに多大な経営資源を投入してきております。当行のリテールバンキング業務を将来に亘って拡大していくに当たっては以下のような課題があります。

- ・当行は、順調に顧客基盤を拡大してきましたが、メガバンクと呼ばれる他の大手銀行と比較した場合には、相対的にリテール顧客基盤の規模がまだ小さいため、当行が企図する収益性を実現できない可能性があります。
- ・ATMやテレフォンバンキング、インターネットバンキングで24時間365日いつでもお取引頂けるといった当行が提供するサービスに匹敵するサービスを、競合他社も提供し、或いは提供しようとしており、これにより、他社との差別化が困難となる可能性があります。

- ・当行が提供する資産運用商品や、住宅ローン等のローン商品が、お客さまの嗜好の変化等によって受け入れられない可能性があり、当行はこうした局面に適切に対応していく必要があります。
- ・将来の法令及び規制等や行政処分が当行のリテールバンキング業務の成長を阻害する可能性があります。

4. コンシューマーファイナンス業務の経営環境について

当行は、平成16年度以降事業会社の買収（子会社化）や事業譲受を通じて、中小企業向け融資、消費者金融（個人向け無担保ローン）及び個品割賦市場等に参入し、これらの業務を拡大してきました。

当行及び当行子会社によるコンシューマーファイナンス業務において我々が直面している課題には、関連する法改正等により大きく変化した事業環境下、いくつかの商品の市場規模がピーク時から比べ縮小するとともに、異業種・業態の参入もしくはボーダーレス化により更に競争が激化している中で取扱量を維持・向上させること、成長市場においては新たな商品・スキーム・情報IT技術への取り組みが不可欠なこと、引き続き取引先との緊密な関係を維持する必要があること、並びに当行及びグループ各社の業務の効率性を向上させるために、各社が保有する機能や業務ノウハウの連携や統合をより一層進める必要があること等が含まれます。

当行子会社によるコンシューマーファイナンス業務については、上限金利及びいわゆる「グレーゾーン金利」の取扱いに関する法令及び規制等の変更により影響を受け、当行は平成19年3月期以降、必要に応じて株式会社アプラス（現在の株式会社アプラスフィナンシャル。なお、同社は平成22年4月に組織再編を行ったが、「事業等のリスク」においては、同社及び傘下の子会社を包括して「アプラス」という。）（東京証券取引所上場）及び新生パーソナルローン株式会社（旧商号：シンキ株式会社、平成28年8月社名変更。以下「新生パーソナルローン」という。）についてのれん及び無形資産の減損並びに投資損失の計上を実施いたしました。アプラスはこれまで一連の経営変革を行ってまいりましたが、それがアプラスの収益性を回復するのに十分でない場合、または、新生パーソナルローンがコンシューマーファイナンス業界の経営環境の変化に対応するために採る方策が十分でない場合、コンシューマーファイナンス業務が当行グループの経営成績に将来に亘って悪影響を与え続ける可能性があります。（法令及び規制等の変更については下記25.をご参照ください。）

また、債務者一人当たりに対する全貸金業者からの貸付可能総額についての上限を定める総量規制も、貸金業者一般にとって業務上大きな制約となっております。返済期限を迎えた個人向け無担保ローンの債務者は、借り換えが不可能な場合、かかる返済金の支払ができなくなる可能性があります。こうした債務者は複数の貸主から借入れを行っておりますが、法改正が行われて以降、アプラス、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」という。）及びその子会社（詳細は下記6.をご参照ください。）を含む多くの貸金業者は、厳格化された信用査定基準に従って、これらの債務者に対する追加貸付を制限しております。現時点では顕著な影響を与える現象は生じていないと認識しておりますが、こうした債務者が貸金業者から借入れを続けることができなくなると、アプラス、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルからのローンも含め、既存のローンについて債務不履行となる可能性があります。

これらの法令等の変更を受けて、アプラス、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルは必要に応じて過払金返還及び貸倒損失に関する追加の引当て（詳細は下記6.をご参照ください。）を実施しておりますが、消費者金融業界をとりまく昨今の急速な状況変化に鑑みれば、状況変化による影響が予想を上回る可能性があります。

5. 新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルの業務統合・再編成等について

平成21年2月、当行は、消費者金融業界の経営環境が厳しくなる中、新生フィナンシャルと新生パーソナルローンの経営効率の最大化を図るため、新生フィナンシャルと新生パーソナルローンの大幅な業務の統合、再編成を推進すべく両社と基本合意を締結しました。さらに、当行と新生フィナンシャルは共同で新生パーソナルローン株式の公開買付けを実施した後、新生パーソナルローンの完全支配化手続きを完了し、平成22年3月には新生パーソナルローンを新生フィナンシャルの子会社として、より一体的な業務運営を行う体制を整えました。こうした施策に基づき、例えば、平成27年度に実施した新生フィナンシャルや新生パーソナルローンを含むコンシューマーファイナンス関連子会社6社の本社機能の移転・集約など、新生フィナンシャルと新生パーソナルローンとの間で各種経営資源（対顧客営業及びリスク管理のための各種インフラ等を含む。）の共有及び相互に重複する業務等を始めとした新生パーソナルローンの業務の大幅な統合・再編成を進めてきておりますが、今後の当行グループを巡る経営環境の変化や、その他予期せぬ事態等が発生した場合、かかる業務の統合・再編成を当行が最終的に期待する内容・規模・時期に実施できる保証はありません。

6. コンシューマーファイナンス子会社における引当金について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）の改正以前から、「利息制限法」は貸付金額に応じて年15%から年20%を、貸付債権に適用できる上限金利として定めていました。そして、「出資法」の上限金利と「利息制限法」の上限金利との差額は一般に「グレーゾーン」金利、超過利息あるいは過払金と呼ばれていました。「利息制限法」の下では、超過利息の支払を定める契約は、かかる超過部分に関して無効であるとされます。しかし、かかる利息制限にかかわらず、「貸金業の規制等に関する法律」（平成19年12月に施行された法改正により、同法の題名は「貸金業法」に改められた。以下「貸金業法」という。）では、超過利息の支払が任意になされ、かつ貸金業者が貸付実行及び返済に関する各種書面交付義務を遵守している限りは、「出資法」の上限金利以下であれば、超過利息の支払は有効であるとされておりました。

しかし、平成18年1月の最高裁判所の判決では、超過利息の支払は原則として任意になされたものとはみなされないものとされました。（詳細は下記25.をご参照ください。）

アプラス及び新生パーソナルローンは過払金返還及びそれに関連する貸倒損失について引当金を計上しておりますが、過払金返還のための引当てに関する平成18年10月の日本公認会計士協会公表の監査委員会報告を適用した影響もあり、平成18年9月中間期に、両社は引当金を増額しました。さらに、上限金利を引き下げる改正法が平成18年12月に最終的に成立したことを受けて、アプラスは、大手貸金業者が高リスク債務者への貸付を制限することやそれによって生じる債務不履行の増加及び過払金返還請求の最新の動向を含む、マーケットの変化を考慮して、改めて引当金計上の前提を検討し、現在に至るまで、必要に応じて相当額の追加引当てを行ってきております。また、新生パーソナルローンも同様に適宜引当金の積み増しを行ってきております。

新生フィナンシャル（旧商号：GEコンシューマー・ファイナンス株式会社）については、平成20年9月に、GEジャパン・ホールディングス株式会社（買収当時。以下「日本GE」という。）より、その子会社を含めて取得しております。本件買収に際して、将来の過払金返還等損失の発生に備えた利息返還損失引当金2,210億円を計上するとともに、買収時に締結した株式譲渡契約上、過払金返還等損失を受ける可能性のある資産の相当の部分に関する当行の負担を最大2,039億円とし、それを超える過払金返還等損失を日本GEが負担することとしていました。平成22年6月以降、過払金返還等損失の累積額が上記の当行最大負担額を超えたため、新生フィナンシャルは日本GEからかかる損失相当額の支払を受けておりましたが、平成26年3月末、将来発生が見込まれる過払金返還等損失の額として1,750億円の現金払いを日本GEから新生フィナンシャルが受けることにより、日本GEの損失補償は終了しました。これに伴い、新生フィナンシャルは日本GEから受け取った1,750億円を利息返還損失引当金として追加計上いたしました。

近時では「グレーゾーン」金利に関する取引履歴開示請求の件数や過払金返還額は過去のピークを大きく下回っており、当行といたしましては、上記の措置を講じたことにより、過払金返還に係る追加的な損失の発生は限定的なものになると認識しておりますが、引当金額は過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、将来的に発生する過払金返還請求を考慮するために適切ではない可能性があるため、現在の引当金額が過払金返還請求によって生じる損失に対処するために十分であるという保証はありません。現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、将来追加の費用が生じる可能性があり、当行グループの損益状況や財務状況に相当な影響が生じる可能性も皆無とはいえません。

7. 銀行本体によるコンシューマーファイナンス業務の展開について

当行は、当局からの必要な認可の取得等を経て、平成23年10月より、新生フィナンシャルが「レイク」ブランドで行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体での本格的な無担保カードローンサービス「新生銀行カードローン レイク」を開始し、現時点に至るまで順調に業容を拡大しております。

国内の個人向け無担保ローン市場は、平成22年6月に改正貸金業法が完全施行され、さらに貸し手の市場からの撤退も加速したことにより縮小を続けてきましたが、メガバンクをはじめとする銀行による無担保カードローンの積極化とともに平成26年度からは再び拡大に転じております。当行は拡大に転じた個人の小口金融ニーズに対し、健全な貸し手として円滑かつ合理的にサービスを提供していくことが求められております。

こうした環境認識の下、当行は、既に一定の顧客認知度を有する「レイク」ブランドを活用して銀行本体で個人向け無担保ローンサービスを提供することにより、お客さまに対する訴求力を一層強めつつ、グループ会社と当行が蓄積してきた審査能力、マーケティングノウハウを融合してお客さまのニーズに円滑・迅速に対応することで、収益力の向上に繋げるとともに、中長期的な視点に立って、この分野におけるリーディングカンパニーとして健全な個人向け無担保ローン市場の形成に貢献してまいります。

当行が本体で上記サービスを開始するにあたって、当行は新生フィナンシャルから、「レイク」ブランド及び無人店舗、ATM、ACM（自動契約機）、ウェブサイトやカスタマーサービスセンター等、事業展開に必要な資産を譲り受けました。また、マーケティング、契約の受付、顧客サービス、与信管理、債権管理等の業務は当行本体で行っており、これらの業務の体制構築のために、専門の部署を設けております。また、平成27年11月からは、当行の「新生総合口座パワーフレックス」を保有するお客さまや当行のグループ会社のお客さまを主たる対象とした、新しいブランド「新生銀行スマートカードローン プラス」を投入しております。銀行の口座機能を活かし、簡単な申込み手続き、借入・返済が24時間可能といった高い利便性の商品を推進してまいります。

さらに、新生フィナンシャルは、当行本体による個人向け無担保ローンについて保証サービスを提供しております。なお、新生フィナンシャルの既存貸付債権については当行への譲渡は行わず、「新生フィナンシャル」として「レイク」ブランドを使用しない形で引き続き同社で管理しております。同社については、これらの業務に加えて、他の金融機関向けの信用保証業務の拡大や同社が強みとする自社開発のコンシューマーファイナンス業務向けシステムの提供にも注力し、今後とも安定的な収益を上げ、さらなる成長を図っていく方針ですが、これら新規業務の展開次第では、想定どおりの効果をあげることができない可能性があります。

当行は、上記事業を展開することにより、収益力の向上とコンシューマーファイナンス業界での確固たる地位の構築を目指してまいります。個人のお客さまのニーズの変化、法令等の規制動向、同業他社との競合状況等により、当初目標を達成することが困難となり、または事業展開の再検討が必要となる可能性があります。

8. 金融商品及びサービスの範囲の拡大について

当行の主要な事業戦略は、アプラス、昭和リース、新生フィナンシャル等のグループ会社とともに、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造にあります。その過程で金融商品、サービス及び投資活動の範囲を拡大したり、引き続き適正なリスク管理の下、様々な資産への投資を検討したりする可能性があります。それら事業活動拡充を行う場合には、以下を含むリスク及び課題があります。

- ・新規の業務活動は、見込みどおりとは限らず、また、収益を生むものとなる保証もありません。
- ・当行は、新規事業活動を監督し、指導することのできる人材を獲得し、継続的に雇用することが必要となります。
- ・情報システム、特に顧客が直接にアクセスできるサービスをさらに拡充する必要があります。

9. マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付の低下またはデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行が当行の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

また、近時では、サブプライム・ローン問題に端を発する世界的な金融・資本市場の混乱、平成23年3月に発生した東日本大震災による日本経済の一時的な落ち込み、さらには欧州債務危機をはじめとした、いわゆるソブリンリスクの高まりや、マイナス金利を含む金融政策の変更等、实体经济や金融市場の動揺を引き起こす事態が連続して発生しております。このような事態が発生した場合、貸出先顧客の破綻による貸倒等の損失の発生、貸出先顧客の信用力低下によるリスクアセットの増加、株式を含む有価証券等の価格の下落に伴う資産の目減り、優良な貸出先顧客の減少等に伴う貸出業務や投資銀行業務等における収益の減少、円高の進行に伴う外国資産の時価の下落、利鞘の縮小等が予想され、これらが当行グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

10. ローン及びその他の資産への投資に関するリスクについて

当行は、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資を行っており、最終的には、これを回収、売却または証券化することを目的としております。そのため、特定の資産または特定の格付もしくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当行の収益が予想より少ない場合（当行により証券化された資産のプールにおいて、当行グループ自身はその残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当行及び当行グループの損益及び財政面が悪影響を受ける可能性があります。また、こうした当行が取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当行が魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、投資活動の結果が大きく変動する場合もあります。

11. 海外業務の拡大によるリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場における事業・投資の可能性について選別的に検討しております。

たとえば、ユーロ債の引受け及び資本市場のアドバイザリー業務を行うShinsei International Limited（在英国子会社）の設立、海外での不良債権の買取・再編並びに処理を専門に行う合弁会社の設立や、台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司に対する戦略的投資を行い、さらに、自己勘定によるトレーディング・投資業務を拡大し、米国住宅ローン市場関連、その他の米国・欧州向けを中心としたアセットバック投資等の海外投融資を増加させてまいりました。しかしながら、サブプライム・ローン問題等による世界的な金融市場の混乱の中、海外投融資に係る損失の計上を余儀なくされたことから、当行としては、海外業務の見直しを含む経営資源の戦略的な再配分を行っており、これらリスクの高い海外投融資を縮小してまいりました。

一方で、近時は、アジア・豪州を中心とした優良案件に対する取り組み強化や地場の金融機関との提携等、限定的ながら海外での業務展開を図っているところであります。

当行が海外において行う業務活動は、以下のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面する可能性があります。

- ・外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・社会的、政治的及び経済的な状況の変化
- ・能力があり、地域市場の知識の豊富な従業員の雇用の必要性

このようなリスクは、当行の投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

12. リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続に則り、リスク管理の強化に注力しております。しかしながら、急速な業務展開に伴い、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク及び法令及び規制等に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要があり、そうした調整が充分に行われるまではこのようなポリシー及び手続は、効果が十分でない可能性があります。また、当行が買取する可能性のある事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。

13. 訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について

預金保険機構、ニュー・エルティシービー・パートナーズ・シー・ヴィ及び当行の間の平成12年2月9日付株式売買契約書（以下「株式売買契約書」という。）のもとで、当行は、平成12年3月1日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟等に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。

かかる株式売買契約書記載の株式売買契約に基づいて、当行は、預金保険機構に対し計3件の補償請求訴訟を提起していましたが、これら3件の訴訟については平成21年3月10日に訴訟上の和解が成立し、かかる和解により当行と預金保険機構との間で係属した訴訟はすべて終結しております。また当行は、平成29年5月にこれ以上の補償請求は行わない旨の機関決定を行っておりますが、これに伴いこれまで計上してきた潜在的な請求権とこれに対する同額の引当金を取り崩すため、当行の損益に与える影響はありません。

14. 貸倒引当金の十分性について

当行グループは、顧客の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、経済状況の悪化により当行が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、またはその他の要因により予測を上回る悪影響が生じた場合には、貸倒引当金を増やす可能性があります。

当行グループは、現状の貸倒引当金計上額で、当行グループが認識する信用リスクから発生しうる損失を十分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。

15. ローン・ポートフォリオにおける与信集中について

平成29年3月末現在、連結ベースで当行グループの上位10位までの貸出先は、当行グループの有する貸出金の約7%を占めており、かかる主要な取引先の業績悪化または当行との関係の著しい変化により、当行及び当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

平成29年3月末現在、当行グループの有する貸出金残高のうち、連結ベースで最も高い集中度を示しているのが約12%を占めている不動産業分野であります。そのうち約4割はノンリコースローンであります。また、金融・保険業分野の占める割合は約12%であります。そのうち消費者金融会社向けの貸出金は、金融・保険業分野に対する貸出金の約15%、当行グループの有する貸出金の約2%をそれぞれ占めています。これらの分野において、業界全体の低迷や不動産市況の悪化等が生じた場合には、当行及び当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

16. 資金調達について

近年、資金調達方法の多様化に努めておりますが、以下のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤が伸び悩む可能性があります。
- ・国内の公社債市場の変化や市況動向により、社債またはその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・日本銀行のマイナス金利を含む金利に係る方針の変更により、金融市場における資金需給が変化した場合、当行の資金調達は何らかの影響を受ける可能性があります。
- ・人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、または十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。

17. 信用格付の影響について

格付機関により信用格付が下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、または一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。

18. 有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限活かすために、卓越した商品知識・技術及び専門的で豊富な経験や実績を有した従業員を採用し、活用することが事業戦略上重要であります。当行は、投資銀行業務、リテールバンキング業務や財務会計などのさまざまな分野において、豊富な実績と経験を有する従業員を必要としております。さらに、情報システムにおけるインフラを維持し、向上させるためには、熟練した技術者を雇用し、訓練し、かつ定着させる必要があります。当行は、他の銀行のみならず、証券会社及びその他の金融機関との間で、このような従業員の採用において競合関係にありますので、当行が有能な人材を採用し、定着させられる保証はありません。

19. 重要な経営陣の退社による事業への影響について

事業を引き続き成功させることは、当行の業務執行取締役や執行役員等、上級経営陣の業務能力にかかっています。上級経営陣の誰かの将来における退社が、当行の業務遂行に悪影響を与える可能性があります。

20. 情報システムへの依存について

当行の業務の中でも、とりわけリテールバンキング業務においては、その業務戦略の一つとして、当行の情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しております。この方法は費用効率がよいものではありませんが、当行の業務はシステムの容量及び信頼性に大きく依存しております。過去に、ATMやインターネットバンキング・サービス、あるいは他行宛送金取引における不具合が発生しました。これらについては原因の究明及び十分な再発防止策を講じており、今後同様の不具合を繰り返すことのないよう万全を期してまいります。顧客数及び取引数の増加またはその他の理由により、今後とも不具合やサービスの停止が生じない保証はありません。

当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害・不正行為、コンピュータウィルス等によるサイバー攻撃またはインターネットプロバイダー等の第三者からのサポートサービスの中断等により、損害を受け、または機能しなくなる可能性があります。

当行の情報システムは、緊急性・重要性の高い業務についてのバックアップ機能を備えておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。さらに、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があります。

また、当行では、今後の経営戦略・業務戦略を支えるためのより安定的で堅牢なITインフラ整備の一環として、基幹業務システムの更新開発を行っているところでありますが、開発の遅延等による予期せぬ多額の費用の発生、システム更新時や更新後のシステムダウンや誤作動等に起因する不具合が生ずるおそれもあり、その場合は当行の業務運営や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

21. 年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下するなど）、さらに、退職給付制度が変更された場合、年金費用計上額が増加する可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

22. 金融サービス市場における競合について

規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取り組み並びに外国企業及び外国人投資家の参入により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。当行の主要な競争相手は以下のとおりです。

- ・大手銀行：わが国における大手銀行グループは、資産、顧客ベース、支店数及び従業員数の観点から見ても、当行より規模が大きく、また、これらの銀行グループは、様々な投資銀行業務を行っており、かつ、子会社または関係会社として証券会社を有しているうえ、当行同様その収益源を多様化する戦略を採っています。さらに、大手銀行グループ同士の経営統合が成功した場合には、日本の金融市場における競争がより激しくなる可能性があります。また、上記の大手銀行グループは、政府が保有していた株式を消却するとともに金融庁への健全化計画の提出義務から解放されており、より柔軟な経営を行える可能性があります。
- ・証券会社/投資銀行：国内の証券会社及び主要な外国投資銀行の日本における関係会社を含み、当行は、コーポレート・アドバイザー及び投資活動を含む様々な事業領域において、このような企業と競争関係にあります。
- ・その他の銀行：信託銀行、地方銀行、一部の海外商業銀行の日本支店及びリテール専門のインターネット專業銀行等とは、これらのその他の銀行が営むそれぞれの分野において競争関係にあります。
- ・政府系金融機関：日本のリテールバンキング部門においては、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）が依然として最大の預貯金総額を有しております。平成24年4月に成立した「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」では、政府が大部分の株式を保有する日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）によるゆうちょ銀行等の株式処分が期限のない努力義務とされた一方、ゆうちょ銀行等に対する新規業務規制については日本郵政がゆうちょ銀行等の株式の二分の一以上を処分した後は認可制から届出制に移行するとされており、平成27年11月にはゆうちょ銀行等は東京証券取引所に上場されましたが、依然として、ゆうちょ銀行等の完全民営化に向けた具体的な道筋は示されておらず、引き続き政府がゆうちょ銀行等の大部分の株式を実質的に保有するなかで、平成28年4月にはゆうちょ銀行の預入限度額規制が1,000万円から1,300万円に引き上げられました。このように政府関与が残されたまま届出制に移行する場合や業務規制が緩和される場合には、ゆうちょ銀行等の業務範囲拡大による民業圧迫の懸念がある上、当行を含む民間との適正な競争が担保されないことが懸念されます。また、政府系金融機関については、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫について完全民営化への動きが進捗した時期もありましたが、平成27年5月に「株式会社日本政策投資銀行法」及び「株式会社商工組合中央金庫法」において、完全民営化の時期を「できる限り早期に」とする、具体的な年限を示さない法改正が成立しました。今後、完全民営化等が実現されなかった場合や、新たな形で政府の金融市場への参画が行われた場合、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・消費者金融会社及びノンバンク：当行が自ら及び子会社を通じて行っている業務において競争関係にあります。
- ・その他の金融サービス提供者：当行または当行の子会社、関連会社は、債権回収会社及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに他の投資家と競争関係にあります。

さらに、金融サービス市場には、当行や当行の子会社を含む既存の金融サービス企業及び新規参入企業により、手軽で安価な手数料で行うことを可能とする決済サービス、クラウドファンディングや仮想通貨等のお客さまのニーズと金融技術（以下「FinTech」という。）を融合させた新しい金融サービスが既に導入されあるいは導入されようとしており、FinTechへの対応が遅れた場合、当行や当行の子会社が提供するサービスが陳腐化し競争力を失う可能性があります。

当行の業務にかかる競争は今後も激化を続けることが見込まれ、当行が現在及び将来の競争相手と効果的に競争できない可能性があります。

23. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制等について

当行は、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けております。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追求できないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁またはその他の政府機関により検査を受けております。加えて、金融関連法規・規制をはじめ、その他の適用法規・規制の遵守を怠った場合には、当行または当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令の規定に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分やその他の制裁・罰則・損害賠償請求を受けること等により、当行または当行のそれらの関係会社の業務に制限を受け、評価が悪化し、または経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、当行及び当行の関係会社は、これらの命令が発せられた際には、これを厳粛に受け止め、再発防止に向けた抜本的な措置を講じるとともに、全行・全社が一丸となってその履行に努めてまいります。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（並びに出資法及び利息制限法）の規制に服しています。これらの法令に係る裁判所や金融庁による解釈及び平成18年12月に成立した改正法により、コンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

当行を含む銀行がお客さまに対して販売する仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀行は各顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。金融商品取引法には、仕組債やその他の投資商品についての説明義務を強化する規定が盛り込まれており、これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることになっております。また、平成24年9月6日より一時的に募集・販売を停止しておりました円建て仕組預金については、平成24年12月17日より募集・販売を再開しておりますが、同日以降にお預け入れいただく際には、従来、預金保険の保護の範囲となっていた利息等の一部が預金保険の対象外となっており、お客さまに対して、その旨周知徹底を図っております。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化を図っておりますが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負いまたは行政上の措置を受ける可能性があります。

24. 自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しており、平成29年3月末における連結自己資本比率13.06%（バーゼルⅢ（国内基準）ベース。詳細は後述。）となっております。当行は、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられておりますが、この最低比率を維持できない場合には、当行は行政処分を受ける可能性があり、間接的に当行の業務遂行能力に影響を受ける可能性があります。当行が将来追加的な資本を必要とする要因としては、以下のようなものがあります。

- ・将来における重要な事業または資産の取得：当行は、コンシューマーファイナンス業務等を買取によって拡大してきました。また、不良債権やその他の金融資産の市場にも積極的に参加してきました。当行が将来、魅力的な機会を見出した場合、当行はこれらの機会を追求するために必要な追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・政府の保有する当行株式の取得：政府は、現在、当行の普通株式469,128,888株を保有しております。当行は、政府が保有する株式を買い取る義務を負っていませんが、かかる買取り（自己株式の取得）を行えば、当行が現在負っている金融庁への健全化計画の提出及び履行状況の報告の義務がなくなります。かかる買取りを行おうとする場合、当行は追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関するバーゼル合意（バーゼルⅢ）に沿った自己資本比率規制では、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において基礎的内部格付手法を採用しておりますが、内部格付手法においては債務者の信用状況の悪化等により所要規制資本が増大する可能性があります。
- ・かかるバーゼルⅢにおける国内基準は平成26年3月末から適用が開始されておりますが、経過措置を導入して十分な移行期間を確保しながら段階的に実施されています。当行は、継続的にビジネスを安定的かつ円滑に展開していくため、バーゼルⅢの規制枠組みの達成を念頭に置いた自己資本の量・質の向上を図っていく所存であります。
- ・上記の自己資本比率規制のさらなる高度化や見直しに加えて、レバレッジ比率規制や流動性規制をはじめ、新たな規制強化策の導入が決定または議論されていますが、かかる規制強化策が将来適用された場合、規制の内容によっては、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、当行が、かかる状況に対処するため、またはその他の理由によりさらなる追加的な資本増強を必要とした場合に、適切な時期にそれを行わず、または資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追求や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

25. コンシューマーファイナンス業務にかかる法令及び規制等について

当行のコンシューマーファイナンス業務を行う子会社におけるカードローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業法」、「利息制限法」及び「出資法」の適用を受けております。また、平成23年10月より事業を開始した当行本体における個人向け無担保ローン事業については、「出資法」、「利息制限法」の適用を受けており、さらに貸金業者の適正な運営確保と借り手の利益保護という「貸金業法」の趣旨を踏まえつつ、銀行法の下において適切に運営していくことが求められているものと認識しております。平成22年6月に施行された改正「出資法」の貸付上限金利は年20%であり、また、利息制限法では、元本金額に応じて利息の最高限度を定めており、これらを超える金利で貸付を行うことはできません。

また、「利息制限法」第1条で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）の超過部分について無効とするとされております。平成22年6月施行にかかる改正前の「貸金業法」第43条では、同法所定の書面が金銭貸付時及び弁済時に債務者等に交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合において、その支払が同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払に該当するときは、「利息制限法」第1条第1項（当時）の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとされておりました。

しかし、貸金業業界において、「貸金業法」に定める契約書記載事項等の不備を理由に、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について返還を求める訴訟が多数提起され、これを認める判決も多数下されております。最高裁判所は、平成18年1月、貸付けに関する契約書に、債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする判断を下しました。金融庁も、かかる最高裁判所の判断に従った貸金業法の施行規則の改正を行いました。当行の貸金業事業も含め、多くの貸金業者が用いる貸付けに関する契約書には、このような期限の利益喪失特約条項が設けられていたことから、最高裁判所の判断及び金融庁による貸金業法の施行規則改正は、超過利息について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過利息の返還を求める債務者の増加等により、当行の貸金業事業を含む貸金業一般に対して重大な悪影響を与えております。さらに、平成22年6月に施行された改正貸金業法では、一人の顧客が貸金業者から借り入れることのできる総額についても、原則として年収の3分の1を上限とする新たな規制（総量規制）を課しており、このことも貸金業者にとって業務上大きな制約となっております。

一方で、銀行による個人向け無担保ローンについては、借入人の年収確認義務や年収に対する貸付限度等の規制は、現状、対象外となっており、一部では、行き過ぎた広告や過剰融資が問題として指摘される動きが出てきております。今後、業界の自主規制というかたちで、適正化が図られていく方向にありますが、その内容次第では、当行本体における個人向け無担保ローン事業や新生フィナンシャルが行う金融機関向けの信用保証業務に影響が生じる可能性も皆無とはいえません。

アブラスの消費者金融、新生パーソナルローン及び新生フィナンシャルについては、平成19年度より新規顧客及び既存顧客の一部については既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行ってまいりましたが、平成22年6月の完全施行により、新規貸付は全て利息制限法の範囲内で実施しております。今後、さらなる業務規制が課せられた場合、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が影響を受ける可能性があります。

当行グループのコンシューマーファイナンス業務における包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限、信用購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止等）を受けております。特に信用購入あっせん業者に対する抗弁に関連し、顧客が商品、指定権利または役務につき販売業者に対し抗弁を有する場合、それをもって信用購入あっせん業者への支払を停止または支払を免れることが可能となる場合があります。このような事態が多数生じた場合、当行グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループのコンシューマーファイナンス業務が直接適用を受けるものではありませんが、当行グループのコンシューマーファイナンス業務の提携先の中に「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）の適用を受ける提携先があります。「特定商取引法」は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役務取引、電話勧誘販売や訪問購入取引の規制、特定継続的役務における指定役務の追加、訪問販売等における指定商品・指定役務制の廃止等の改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、包括信用購入あっせん事業及び個別信用購入あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

26. 個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩または不正アクセスに関する事件が多発しています。平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が全面的に施行されたことに伴い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故があった場合、それによる損害に対し賠償を行わなければならない事態が発生し、または監督機関の処分を受ける可能性があります。さらに、そうした事故が発生することにより、当行の営業やブランドに対する一般の認識に悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下する可能性があります。

27. わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージまたは当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求または信用規制を受ける可能性があります、それにより、当行の海外での資金運用・調達に影響を受ける可能性があります。
- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があります、それは個々の銀行の株主の利益とは反する可能性があります。
- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査または特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

28. 政府による当行の普通株式の売却の可能性について

平成18年7月、預金保険機構は整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の半数である3億株を普通株式200,033千株に転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいいます。以下同様。）し、翌8月に東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2により売却しました。これを受けて、当行は当該転換にかかる普通株式の87.7%に相当する175,466千株を当該ToSTNeT-2取引により総額1,321億円で買入れました。その余の普通株式は一般投資家によって購入されました。

また、整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の残り3億株は、平成19年8月1日に普通株式に一斉転換され、整理回収機構は当行の普通株式2億株を保有することとなりました。

さらに預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式全てを保有しておりましたが、平成20年3月31日、預金保険機構の請求により、360円の転換価額で全て当行の普通株式269,128,888株に転換されました。

その結果、預金保険機構及び整理回収機構は、合計で当行の普通株式を469,128,888株（当行の普通株式の17.1%）を保有しています（預金保険機構保有分269,128,888株（当行の普通株式の約9.8%）、整理回収機構保有分200,000,000株（当行の普通株式の約7.3%））。当行は、預金保険機構及び整理回収機構が保有する普通株式を買い取る法的義務を負っていませんが、かかる普通株式は政府により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

29. 当行の経営に対する政府の影響力について

当行の普通株式の保有者である政府（預金保険機構及び整理回収機構）は、当行の経営に影響力を有します。金融庁は、平成17年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。しかし、政府が当行の普通株式をいつまで保有するかは明らかではありません。政府がこれらの株式を保有する限り、当行が政府から公的資金の注入を受けている状態が継続します。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられております。当行は、経営健全化計画の収益目標と実績値が大幅に乖離した場合には、金融庁より、業務改善命令を受ける可能性があります。さらに、その際には業務改善命令に基づく業務改善計画を提出した後、その内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出いたしますが、同計画が達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。また、同計画については、中小企業に対する貸出に関する計画目標を達成できない場合等には、金融庁から業務改善命令を受け、業務改善計画の提出・履行等を求められる可能性があります。

今後も、政府が当行経営に必要に応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

30. 当行による募集株式の発行・自己株式の処分による影響について

当行の取締役会は、通常は株主総会決議を経ずに、発行可能株式総数の範囲内で募集株式を発行することができます。

将来当行が新規に募集株式を発行し、または自己株式を処分した場合、株式が希薄化するおそれがあります。募集株式の発行等及びその可能性があることが、当行の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

31. 普通株式の配当に関する制約について

当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

かかる制約により、当該年度の当行の利益に照らして十分な配当が行われないおそれがあります。

32. 法令及び規制等の変更等の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行していますが、法律、規則、税制、実務慣行、法解釈、財政及び金融その他の政策の変更または当局との見解の相違並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

33. 当行の銀行主要株主について

平成20年1月、サターンIサブ（ケイマン）エグゼンプト・リミテッド、サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ、サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ及びサターンIVサブ・エルピー（以下「サターン4者」という。）は、当行普通株式に対する公開買付けにより当行普通株式358,456,000株を取得しました。さらに、当行は平成20年2月に総額500億円の普通株式（117,647,059株）の第三者割当増資をサターン4者宛てに実施いたしました。サターン4者は、大株主として長期に亘り当行を支援し、また金融業界の豊かな知識と経験を持った当行取締役として継続的に助言を行ってきた、J. クリストファー・フラワーズ氏（以下「JCF氏」という。）がマネージングディレクター兼最高経営責任者を務めるジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J.C. Flowers & Co. LLC、以下「J.C. フラワーズ社」という。）の関係者を含む投資家が本件の公開買付けのために組成した投資ビークルです。

さらに、平成23年3月には、海外募集により当行普通株式690百万株を新規発行いたしました。その際、JCF氏から当行の発展に対するコミットメントを従来同様に維持する意向を受けており、当行としても、JCF氏の実績及び意向を勘案すれば、サターン4者及びJCF氏（以下「本指定先」という。）に対する配分の指定は当該増資を円滑に実施するために重要であると判断し、本指定先に対して合計172百万株を割り当てました。

以上の結果、サターン4者及びその他のJ.C. フラワーズ社の関係者は、既存保有分並びに公開買付け、第三者割当増資及び海外募集による取得分を含め、当行の普通株式を平成29年3月末現在約20%保有しております。

当行は、当行の銀行主要株主等との取引について、通常の手続に加えて第三者的視点から、銀行主要株主等からの独立性確保・事業リスク遮断の状況を確認することを目的とする「銀行主要株主等との取引に係るガイドライン」を定めております。

また、サターン4者及びその他のJ.C. フラワーズ社の関係者は、当行の株主基盤及びビジネスモデルを強化し、顧客に提供される金融商品及びサービスを拡大することを目的として当行の長期的な事業計画に対する自らのコミットメントを維持したいとの意向を示しておりますが、かかる普通株式はこれらの株主により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績の分析

(1) 連結損益の状況

資金運用収益から資金調達費用を控除したネットの資金利益については、マイナス金利政策導入による基準金利の低下やスプレッドの縮小による影響が計画の想定範囲に留まって推移した一方で、コンシューマーファイナンス業務での貸出増加による収益伸長等により、前連結会計年度並みとなりました。

役員取引等収益・特定取引収益・その他業務収益から各費用を控除したネットの非資金利益、保有株式関連のネット損益および金銭の信託運用損益（クレジットトレーディング関連利益等を含む）については、不安定な市場環境を背景にリテールバンキング業務での資産運用商品の販売関連収益が減少したものの、ストラクチャードファイナンス業務を中心とした手数料収益の増加や大口の有価証券売却益の計上に加えて、前連結会計年度に見られたファンド投資における評価替えによる損失がなくなったこと等により、前連結会計年度に比べて増加しました。

次に、人件費・物件費といった経費については、引き続き効率的な業務運営を推進したものの、業務基盤拡充を図るためのシステム費及び税制改正の影響等により、前連結会計年度に比べて増加しました。

与信関連費用については、前連結会計年度に見られた大口の不良債権処理に伴う貸倒引当金の取崩益がなくなったことに加えて、コンシューマーファイナンス業務及びストラクチャードファイナンス業務における貸出金増加等に伴い貸倒引当金繰入が増加した結果、前連結会計年度に比べて増加しました。利息返還損失引当金については、近時の利息返還動向に基づき、将来の過払負担をカバーするために、必要額を再計算した結果、51億円の追加繰入を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は475億円（前連結会計年度比145億円減少）となりました。

また、特別損益はネットで42億円の利益となり、さらに法人税、住民税及び事業税21億円（損）、法人税等調整額9億円（益）、非支配株主に帰属する当期純損失2億円（益）を計上した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は507億円（前連結会計年度比101億円減少）となりました。

<連結>

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (億円)	増減 (億円)
経常収益	3,757	3,804	47
資金運用収益	1,407	1,384	△22
役務取引等収益	473	492	18
特定取引収益	85	73	△12
その他業務収益	1,509	1,592	83
うちリース収入	895	811	△83
うち割賦収入	329	337	7
その他経常収益	281	260	△20
経常費用	3,136	3,329	192
資金調達費用	183	162	△21
役務取引等費用	218	237	18
特定取引費用	1	—	△1
その他業務費用	1,008	964	△44
うちリース原価	805	733	△71
うち割賦原価	24	28	3
営業経費	1,487	1,494	7
のれん償却額	52	35	△16
無形資産償却額	21	16	△4
その他の営業経費	1,413	1,442	28
その他経常費用	235	470	234
うち貸倒引当金繰入額	108	348	240
うち利息返還損失引当金繰入額	27	51	24
経常利益	620	475	△145
特別損益	7	42	34
うち固定資産処分損益	4	△2	△6
税金等調整前当期純利益	628	517	△110
法人税、住民税及び事業税	19	21	1
法人税等調整額	△5	△9	△3
非支配株主に帰属する当期純利益 (△は純損失)	3	△2	△6
親会社株主に帰属する当期純利益	609	507	△101

1株当たり当期純利益金額(注2)	22円96銭	19円46銭	△3円50銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(注2)	22円96銭	19円46銭	△3円50銭
1株当たり純資産額(注2)	294円41銭	316円38銭	21円97銭
潜在株式調整後1株当たり純資産額(注2)	294円41銭	316円37銭	21円95銭

(注) 1. セグメント別の収益状況等については、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「セグメント情報等」をご参照ください。

2. 指標算式は以下をご参照ください。

指標算式

○ 1株当たり当期純利益金額

$$\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}^{*1}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2}}$$

○ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

$$\frac{\begin{array}{ccc} \text{親会社株主に帰属する} & - & \text{普通株主に} \\ \text{当期純利益} & & \text{帰属しない金額}^{*1} \end{array} + \text{親会社株主に帰属する} \\ \text{当期純利益調整額}^{*4}}{(\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数})^{*3}}$$

○ 1株当たり純資産額

$$\frac{\text{純資産の部合計}^{*5} - \text{控除する金額}^{*6}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2}}$$

○ 潜在株式調整後1株当たり純資産額

$$\frac{\text{純資産の部合計}^{*5}}{(\text{期末発行済普通株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数})^{*3}}$$

*1 優先株式の配当金総額

*2 自己株式を除く

自己株式控除後期中平均普通株式数 (連結)

前連結会計年度 2,653,918,029株 当連結会計年度 2,607,680,782株

自己株式控除後期末普通株式数 (連結)

前連結会計年度末 2,653,917,147株 当連結会計年度末 2,588,390,929株

*3 潜在株式調整後期中平均普通株式数 (連結)

前連結会計年度 2,653,919,561株 当連結会計年度 2,607,794,202株

潜在株式調整後期末普通株式数 (連結)

前連結会計年度末 2,653,918,679株 当連結会計年度末 2,588,524,471株

*4 優先株式の配当額等

*5 期末純資産の部合計から、期末新株予約権及び期末非支配株主持分を控除

*6 優先株式発行金額及び優先株式配当額

(2) 単体損益の状況

当事業年度は、資金利益については、マイナス金利政策の影響が計画の想定範囲に留まって推移し、消費者金融ファイナンス業務での貸出増加による収益伸長がある一方で、新生フィナンシャルなどの子会社からの配当金が減少したことにより、前事業年度に比べて減少しました。

非資金利益である役員取引等利益（含む金銭の信託運用損益）・特定取引利益・その他業務利益については、不安定な市場環境を背景にリテールバンキング業務での資産運用商品の販売関連収益が減少したものの、ストラクチャードファイナンス業務を中心とした手数料収益の増加や大口の有価証券売却益の計上等により、前事業年度に比べて増加しました。

この結果、当事業年度の業務粗利益は前事業年度に比べて19億円増加の1,111億円となりました。

経費については、引き続き効率的な業務運営を推進したものの、銀行本体における消費者金融ファイナンス業務の拡大に伴い経費が増加したこと等により、前事業年度に比べて23億円増加の776億円となりました。

以上の結果、実質業務純益は335億円（前事業年度比4億円減少）となりました。

次に、与信関連費用については、前事業年度に見られた大口の不良債権処理に伴う貸倒引当金の取崩益がなくなった結果、前事業年度に比べて増加しました。この結果、当事業年度の経常利益は328億円（前事業年度比165億円減少）となりました。

加えて、特別損益は関係会社株式償還益等により79億円の利益（前事業年度は65億円の損失）となり、法人税、住民税及び事業税や法人税等調整額にて25億円（益）を計上した結果、当事業年度の当期純利益は434億円（前事業年度比18億円増加）となりました。

< 単体 >

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (億円)	増減 (億円)
業務粗利益 (注1)	1,092	1,111	19
資金利益	937	909	△27
役務取引等利益 (注1)	△3	△29	△26
うち金銭の信託運用損益	44	44	△0
特定取引利益	48	40	△7
その他業務利益	109	190	81
うち債券関係損益	57	102	45
経費 (除く臨時処理分)	752	776	23
人件費	266	269	3
物件費	435	448	13
税金	50	58	7
実質業務純益 (注1) (一般貸倒引当金繰入前・ 金銭の信託運用損益加算後)	339	335	△4
一般貸倒引当金繰入額	—	18	18
臨時損益 (注2)	153	11	△142
株式等関係損益	△29	27	57
不良債権処理額	△201	21	222
退職給付関連費用	9	0	△9
その他臨時損失・費用 (注2)	8	△5	△13
経常利益	493	328	△165
特別損益	△65	79	145
うち固定資産処分損益	△0	△1	△0
税引前当期純利益	428	408	△19
法人税、住民税及び事業税	△6	△0	6
法人税等調整額	18	△25	△44
当期純利益	415	434	18

(注) 1. 金銭の信託運用損益はクレジットトレーディング関連利益等が含まれており、本来業務にかかる損益ととらえております。そのため、業務粗利益・役務取引等利益・実質業務純益に加えて報告しております。

2. 臨時損益には、金銭の信託運用見合費用を含めております。

(3) ROA、ROE、RORA

<連結>

		前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (%)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (%)	増減 (%)
ROA (注1)	親会社株主に帰属する 当期純利益ベース	0.7	0.6	△0.1
ROE (注2)	親会社株主に帰属する 当期純利益ベース	8.1	6.3	△1.7
潜在株式調整後 ROE (注3)	親会社株主に帰属する 当期純利益ベース	8.1	6.3	△1.7
RORA (注4)	親会社株主に帰属する 当期純利益ベース	1.1	0.8	△0.3

<単体>

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (%)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (%)	増減 (%)
ROE (注2)	実質業務純益ベース	4.50	4.23	△0.26
	当期純利益ベース	5.50	5.49	△0.01

(注) 1. (期首総資産＋期末総資産) / 2 を計算上、分母として用いております。

2. 算出式：
$$\frac{\text{（親会社株主に帰属する）当期純利益} - \text{優先株式配当額}}{\text{（期首の普通株式に係る純資産額} + \text{期末の普通株式に係る純資産額）} / 2}$$

3. 算出式：
$$\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首非支配株主持分}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末非支配株主持分})\} / 2}$$

4. 算出式：
$$\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{\text{期末リスクアセット額（バーゼルⅢ国際統一基準完全施行ベース）}}$$

(4) 与信関連費用

前連結会計年度（前事業年度）に見られた大口の不良債権処理に伴う貸倒引当金の取崩益がなくなったこと等により、前連結会計年度（前事業年度）に比べて増加しました。連結ベースでの不良債権処理額が単体比多くなっており、主として新生フィナンシャル及びアプラスフィナンシャル等のコンシューマーファイナンス子会社における与信関連費用の計上によるものであります。

<連結>

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸出金償却・債権処分損	13	24	11
貸倒引当金繰入額	108	346	238
一般貸倒引当金繰入額	218	218	0
個別貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△110	127	237
特定海外債権引当勘定繰入額 (△取崩額)	△0	△0	△0
その他貸倒引当金繰入額	—	2	2
リース原価に含まれる不良債権処理額	△2	△0	1
償却債権取立益 (△)	△81	△53	28
合計	37	318	281

<単体>

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸出金償却・債権処分損	4	18	13
貸倒引当金繰入額 (△戻入益)	△171	23	194
一般貸倒引当金繰入額	40	18	△22
個別貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△211	5	217
特定海外債権引当勘定繰入額 (△取崩額)	△0	△0	△0
償却債権取立益 (△)	△35	△2	32
合計	△201	39	240

2. 財政状態等の分析

(1) 連結貸借対照表

連結貸借対照表の主要勘定の推移は、以下のとおりであります。

<連結>

	平成28年3月末(億円)	平成29年3月末(億円)	増減(億円)
資産の部合計	89,287	92,583	3,295
うち貸出金	45,629	48,334	2,705
うち有価証券	12,278	10,146	△2,132
うちのれん	181	146	△34
うち無形資産	41	25	△16
うち支払承諾見返	2,806	3,466	660
負債の部合計	81,356	84,375	3,018
うち預金・譲渡性預金	58,009	58,629	619
うち社債	951	1,126	174
うち借入金	8,017	7,896	△120
うち支払承諾	2,806	3,466	660
純資産の部合計	7,931	8,207	276
うち非支配株主持分	112	12	△99

総資産……貸出金等の増加により、前連結会計年度末比3,295億円増となりました。

貸出金……法人向け貸出においてストラクチャードファイナンス業務で残高を積み上げたことや、個人向け貸出において住宅ローンが引き続き好調、コンシューマーファイナンス業務での貸出残高も着実に積み上がったことから、前連結会計年度比2,705億円増となりました。

有価証券…主にALM目的で保有している日本国債の保有残高の減少等により、前連結会計年度末比2,132億円減となりました。

なお、その他有価証券で時価のあるものの評価差額は以下のとおりであります。

<連結>

	平成28年3月末 評価差額(億円)	平成29年3月末 評価差額(億円)
株式	87	145
債券	40	△6
国債	28	0
地方債	0	—
社債	12	△6
その他	21	3
合計	149	142

(注) 上記評価差額のほか、流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した外国債券に係る金額を加えた後、実効税率や非支配株主持分相当額等を勘案後の金額(平成28年3月末119億円、平成29年3月末102億円)を、連結貸借対照表の純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。

のれん・無形資産……昭和リース、新生パーソナルローン、新生フィナンシャル及びそれらの連結子会社に対する全面時価評価法の適用により、各社の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末（平成29年3月末）現在で、以下のとおり、のれん及び無形資産を連結貸借対照表に計上しております。

	償却方法・期間	平成29年3月末残高 (億円)	平成28年度償却額 (億円)
昭和リース			
のれん	定額法（20年）	171	21
無形資産		11	2
商権価値（顧客関係）	級数法（20年）	10	2
契約価値（サブリース契約関係）	定額法（契約残存年数による）	1	0
新生パーソナルローン			
負ののれん（△）	定額法（20年）	△38	△3
新生フィナンシャル			
のれん	級数法（10年）	13	16
無形資産		13	13
商標価値	定額法（10年）	4	2
商権価値（顧客関係）	級数法（10年）	8	11
合計			
のれん（負ののれん相殺後）		146	34
無形資産		25	16

（注）上記以外の子会社に係るものとして、別途、のれん償却額が1億円、負ののれん償却額が△0億円あります。

支払承諾見返……主として、アプラスフィナンシャルの信用保証業に係る保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾見返に計上しているものであり、当該保証残高の増加に伴い当勘定も前連結会計年度末比660億円増となりました。

預金・譲渡性預金……預金・譲渡性預金の合計残高は前連結会計年度末比619億円増となりました。当行では個人のお客さまからの預金を中心に据えて、安定的な資金調達基盤の確立を継続的に進めております。なお、定期預金（除く、非居住者円預金・外貨預金）の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<連結>

	平成28年3月末 (億円)	平成29年3月末 (億円)	増減 (億円)
定期預金合計	30,056	27,567	△2,489
3カ月未満	16,558	15,897	△660
3カ月以上6カ月未満	2,869	1,511	△1,358
6カ月以上1年未満	1,072	2,359	1,287
1年以上2年未満	2,405	5,412	3,007
2年以上3年未満	5,396	731	△4,665
3年以上	1,753	1,653	△99

社債……当行、アプラスフィナンシャル及び昭和リースにおいて普通社債（各100億円）を発行したことから、前連結会計年度末比174億円増となりました。

借入金……当行、アプラスフィナンシャル及び昭和リース等の当行子会社の、当行以外の第三者からの借入金が含まれております。

なお、当行単体の貸借対照表の推移は、以下のとおりであります。

<単体>

	平成28年3月末 (億円)	平成29年3月末 (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	78,576	80,517	1,940
うち貸出金	43,001	45,364	2,362
うち有価証券	16,038	13,693	△2,344
負債の部合計	70,812	72,438	1,626
うち預金・譲渡性預金	59,657	59,926	268
うち個人預金	48,194	48,746	551
うち社債	576	576	△0
純資産の部合計	7,764	8,079	314

当行単体の貸出金の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<単体>

	平成28年3月末 (億円)	平成29年3月末 (億円)	増減 (億円)
貸出金合計	43,001	45,364	2,362
1年以下	7,106	7,250	143
1年超3年以下	6,910	7,304	393
3年超5年以下	8,098	7,975	△122
5年超7年以下	2,472	2,512	39
7年超	16,126	17,643	1,516
期間の定めのないもの	2,287	2,678	391
うち固定金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	176	145	△30
3年超5年以下	164	166	1
5年超7年以下	319	333	14
7年超	8,550	9,939	1,388
期間の定めのないもの	2,167	2,593	426
うち変動金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	6,733	7,158	424
3年超5年以下	7,933	7,809	△124
5年超7年以下	2,153	2,178	25
7年超	7,575	7,704	128
期間の定めのないもの	119	85	△34

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。

(2) 不良債権の状況

① リスク管理債権

リスク管理債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。なお、「第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」の「14. 貸倒引当金の十分性について」もご参照ください。

<連結>

債権区分	平成28年3月末 (億円)	平成29年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	43	46	3
延滞債権額	623	333	△289
3カ月以上延滞債権額	16	17	0
貸出条件緩和債権額	269	320	50
合計 (A)	953	717	△236
貸出金残高(末残)	45,629	48,334	2,705
貸出金残高比(%)	2.1	1.5	△0.6
貸倒引当金 (B)	917	1,001	84
引当率(B/A×100)(%)	96.2	139.6	43.4

(注) 1. 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

2. 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、平成28年3月末現在で、破綻先債権額は1億円、延滞債権額は99億円、3カ月以上延滞債権額は5億円、貸出条件緩和債権額は3億円、平成29年3月末現在で、破綻先債権額は1億円、延滞債権額は93億円、3カ月以上延滞債権額は4億円、貸出条件緩和債権額は1億円であります。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

<単体>

債権区分	平成28年3月末 (億円)	平成29年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	13	7	△5
延滞債権額	307	57	△249
3カ月以上延滞債権額	14	11	△2
貸出条件緩和債権額	11	26	14
合計 (A)	346	103	△243
貸出金残高(末残)	43,001	45,364	2,362
貸出金残高比(%)	0.8	0.2	△0.6
貸倒引当金 (B)	282	293	10
引当率(B/A×100)(%)	81.6	283.1	201.5

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

② 金融再生法の開示基準に基づく債権

金融再生法の開示基準に基づく債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

金融再生法の開示基準に基づく債権とは、金融再生法に基づく開示債権であり、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、当行保証付私募債等について（但し、要管理債権は貸出金のみ）、債務者の財政状態や経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に区分したものであります。

<単体>

債権区分	平成28年3月末 (億円)	平成29年3月末 (億円)	増減(億円)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	50	30	△20
危険債権	271	36	△234
要管理債権	26	38	11
合計 (A)	347	104	△243
(参考) 要注意債権以下	947	634	△312
総与信残高(末残)	43,756	47,172	3,415
総与信残高比(%)	0.79	0.22	△0.57
保全額 (B)	340	77	△263
貸倒引当金	24	34	9
担保保証等	316	44	△272
保全率(B/A×100)(%)	97.9	74.2	△23.7

当行単体の金融再生法開示債権ベースの不良債権額は104億円であり、総与信残高に対する同債権額の割合は0.22%となっております。

なお、正常先を含めた債務者区分毎の引当率は以下のとおりであります。

		平成28年3月末 (%)	平成29年3月末 (%)	増減(%)
実質破綻・破綻先	無担保部分の	100.00	100.00	—
破綻懸念先	無担保部分の	292.63	58.20	△234.43
要管理先	無担保部分の	56.20	52.30	△3.90
その他要注意先	債権額の	6.37	3.70	△2.67
	無担保部分の	11.09	6.62	△4.47
正常先	債権額の	0.38	0.41	0.03

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「④連結キャッシュ・フロー計算書」及び「連結キャッシュ・フロー計算書関係」をご参照ください。

(4) 自己資本比率

当行は、信用リスクの算出手法として基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクの算出手法として粗利益配分手法を、またマーケット・リスクの算出方法として内部モデル手法を、それぞれ金融庁の承認を得て採用しております。基礎的内部格付手法の採用については、当行自身の内部格付制度とパラメータ推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能になると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。

バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は以下の通りです。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円）

	平成28年3月31日	平成29年3月31日	増減
1. 連結自己資本比率（2／3）	14.20%	13.06%	△1.14%
2. 連結における自己資本の額	8,095	8,123	28
3. リスク・アセットの額	56,981	62,199	5,218
4. 連結総所要自己資本額	5,013	5,513	500

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、主に、業務の効率化等のためのシステム投資や、リテールバンキング業務の強化を目的としたもの等であり、総投資額は188億円となりました。

(単位：百万円)

事業セグメント		金額
当行(注)		10,036
子会社	法人業務	1,831
	金融市場業務	17
	個人業務	6,979
	経営勘定/その他	-
合計		18,864

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

提出会社

平成29年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円) (注2)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円) (注2)	
当行	-	本店	東京都中央区ほか	-	-	3,650	1,873	5,523	1,318
	-	札幌支店	札幌市中央区	-	-	126	22	149	20
	-	仙台支店	仙台市青葉区	-	-	241	18	260	18
	-	大宮支店	さいたま市大宮区	-	-	68	10	78	19
	-	柏支店	千葉県柏市	-	-	122	12	134	10
	-	津田沼支店	千葉県船橋市	-	-	45	4	50	9
	-	東京支店	東京都中央区	-	-	113	56	170	90
	-	銀座支店	東京都中央区	-	-	84	9	93	15
	-	池袋支店	東京都豊島区ほか	-	-	102	17	120	30
	-	上野支店	東京都台東区	-	-	106	22	129	13
	-	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	-	-	109	14	123	14
	-	新宿支店	東京都新宿区	-	-	93	18	111	29
	-	渋谷支店	東京都渋谷区	-	-	91	40	132	9
	-	二子玉川支店	東京都世田谷区	-	-	62	10	72	13
	-	八王子支店	東京都八王子市	-	-	64	10	74	8
	-	町田支店	東京都町田市	-	-	95	16	111	11
	-	横浜支店	横浜市西区	-	-	149	15	165	35
	-	藤沢支店	神奈川県藤沢市	-	-	69	15	85	11
	-	金沢支店	石川県金沢市	-	-	66	7	73	14
	-	名古屋支店	名古屋市中村区ほか	-	-	275	94	369	45
	-	京都支店	京都市下京区	-	-	141	15	156	19
	-	大阪支店	大阪市北区	-	-	184	53	238	61
	-	梅田支店	大阪市北区ほか	-	-	367	43	411	44
	-	難波支店	大阪市中央区ほか	-	-	107	16	124	17
	-	神戸支店	神戸市中央区	-	-	102	14	117	17
	-	広島支店	広島市中区	-	-	107	13	121	22
-	高松支店	香川県高松市	-	-	64	7	72	17	
-	福岡支店	福岡市中央区	-	-	134	15	149	24	
-	事務センターほか	東京都目黒区ほか	-	-	1,098	3,382	4,481	422	

- (注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、事務センターであります。当行は、その業務全般を、これらの設備各々の機能を活かしつつ推進しております。
2. 「新生銀行カードローン レイク」事業に係り当行が新生フィナンシャルから譲り受けた建物・動産については、「本店」に含めております。
3. 資産除去債務に対応する費用分2,641百万円は含めておりません。
4. 本表記載の設備において、リース資産はありません。
5. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間ネット賃借料は6,532百万円であります。
6. 動産は、事務機械2,840百万円、その他3,016百万円であります。
7. 上記にはソフトウェア資産15,246百万円およびソフトウェアにかかるリース資産691百万円は含まれておりません。

国内子会社

	会社名	セグメントの名称	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数 (人)	
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
国内連結 子会社	新生フィナンシ ャル株式会社	個人 業務	LIセン タービル	大阪府 東大阪市	事務所	4,482	610	723	401	—	1,735	122
			新生フィナ ンシャル 大阪ビル	大阪市 中央区	事務所	892	959	293	23	—	1,277	152

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

当行は、今後の経営戦略・業務戦略を支えるためのより安定的で堅牢なITインフラ整備の一環として基幹業務システムの更新開発を行っております。

	会社名	セグメントの名称	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (億円)		資金調 達方法	着手年月	完了予定年月
							総額	既支払額			
当行	—	(注1)	データ センター	大阪市 ほか	新設	基幹業務 システム更改	263 (注2)	137	自己 資金	平成25年12月	平成31年1月 (注2)

(注1) 当行業務全般に係るシステムとして予定しております。

(注2) システム更改期間の延長により、当初の計画（投資予定金額 214億円、完了予定年月 平成30年1月）を変更しております。

上記に加えて、当行の連結子会社は業務上必要なシステム開発等を順次推進しております。

(2) 除却、売却

重要な設備の除却、売却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

(注) 平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、株式併合及び定款一部変更に関する議案(当行普通株式10株につき1株の割合で併合し、発行可能株式総数を40億株から4億株に変更)が承認可決されたため、同年10月1日をもって、当行の発行可能株式総数は400,000,000株となります。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,750,346,891	2,750,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	2,750,346,891	2,750,346,891	—	—

(注) 平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、株式併合及び定款一部変更に関する議案(当行普通株式10株につき1株の割合で併合し、単元株式数を1,000株から100株に変更)が承認可決されたため、同年10月1日をもって、当行の発行済株式総数は理論上275,034,689株となり、単元株式数は100株となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,224(注)1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,224,000(注)2	—
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3	—
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日至平成29年5月8日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	—
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	—

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 4</p>	—

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

② 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	799(注)1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	799,000(注)2	—
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3	—
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日至平成29年5月8日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	—
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	—
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	—
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 4</p>	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

③ 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	140(注)1	140(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)2	140,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日至平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注)4</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

④ 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,139(注)1	1,139(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,139,000(注)1、2	1,139,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)1、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日 至 平成30年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- なお、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、株式併合に関する議案(当行普通株式10株につき1株の割合で併合)が承認可決されたため、同年10月1日をもって新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり当行普通株式100株となり、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり4,160円となる。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

⑤ 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	42(注)1	42(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000(注)1、2	42,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)1、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日至平成30年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式(優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。)を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 4</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

なお、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、株式併合に関する議案（当行普通株式10株につき1株の割合で併合）が承認可決されたため、同年10月1日をもって新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり当行普通株式100株となり、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり4,160円となる。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

⑥ 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	178 (注) 1	178 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	178,000 (注) 1、2	178,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円(注) 1、3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成30年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注) 4</p>	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

なお、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、株式併合に関する議案（当行普通株式10株につき1株の割合で併合）が承認可決されたため、同年10月1日をもって新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権 1 個当たり当行普通株式100株となり、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり4,070円となる。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

⑦ 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	54(注)1	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)1、2	50,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき221円(注)1、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日至平成30年11月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条(現第17条)第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注)4</p>	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

なお、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、株式併合に関する議案（当行普通株式10株につき1株の割合で併合）が承認可決されたため、同年10月1日をもって新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり当行普通株式100株となり、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり2,210円となる。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 平成27年6月17日第15期定時株主総会決議及び平成28年5月11日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,343	1,343
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	134,300 (注) 1	134,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年5月27日 至 平成58年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき162円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 ・上記にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。 ・新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ・その他の条件については、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会及び平成28年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

なお、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、株式併合に関する議案（当行普通株式10株につき1株の割合で併合）が承認可決されたため、同年10月1日をもって新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり当行普通株式10株となる。

2. 当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

（注）3に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得条項

- ①当行は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合）は、当行の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること又は当該株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ②当行は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑨ 平成27年6月17日第15期定時株主総会決議及び平成29年5月10日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	1,673
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	167,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	—	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	—	自 平成29年5月26日 至 平成59年5月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	—	新株を発行する場合の発行価格は1株につき178円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	—	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 ・上記にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。 ・新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ・その他の条件については、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会及び平成29年5月10日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)2

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

なお、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、株式併合に関する議案（当行普通株式10株につき1株の割合で併合）が承認可決されたため、同年10月1日をもって新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり当行普通株式10株となる。

2. 当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

（注）3に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得条項

- ①当行は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合）は、当行の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること又は当該株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ②当行は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月15日 (注)	690,000	2,750,346	35,907	512,204	35,907	79,465

(注) 有償一般募集 (海外募集) 690,000千株
発行価格 108円
資本組入額 52.04円

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	52	40	342	535	80	31,261	32,310	—
所有株式数 (単元)	—	689,615	31,387	277,023	1,379,959	77,734	294,398	2,750,116	230,891
所有株式数の 割合 (%)	—	25.08	1.14	10.07	50.18	2.83	10.70	100.00	—

- (注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。
2. 自己株式161,955,962株は「個人その他」に161,955単元、「単元未満株式の状況」に962株含まれております。
3. 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8単元含まれております。
4. 平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、定款一部変更に関する議案 (当行普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更) が承認可決されたため、同年10月1日をもって、1単元の株式数は100株となります。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111) (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済 営業部)	WALKER HOUSE, 87 MARY STREET, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA 棟)	323,680	11.76
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12-1 新有楽町ビルディング内	269,128	9.78
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4-2	200,000	7.27
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	161,955	5.88
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	132,535	4.81
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113) (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済 営業部)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA 棟)	110,449	4.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	95,012	3.45
J. クリストファー フラワーズ (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済 営業部)	NEW YORK, NY 10022 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA 棟)	76,753	2.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カ ストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	67,372	2.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	54,583	1.98
ANBANG INVESTMENT HOLDINGS CO. LIMITED (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済 営業部)	LEVEL 67, UNITS 6701-02, INTERNATIONAL COMMERCE CENTRE, 1 AUSTIN ROAD WEST, KOWLOON, HONG KONG (東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA 棟)	42,898	1.55
計	—	1,534,369	55.78

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。

3. 平成28年10月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者である3社が平成28年10月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券 等の数 (千株)	株券等 保有割合 (%)(*1)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージ メント・カンパニー	アメリカ合衆国カリフォルニア州、 ロスアンジェルス、サウスホープ・ ストリート333	78,525	2.86
キャピタル・インターナショナル・リミテ ッド	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴ ェノー・プレイス40	7,261	0.26
キャピタル・インターナショナル・インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州 90025、ロスアンジェルス、サンタ・ モニカ通り11100、15階	5,698	0.21
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1 号 明治安田生命ビル14階	34,181	1.24
合計	—	125,665	4.57

(*1)当該報告書に記載された平成28年10月14日現在の発行済株式等総数(2,750,346,891株)に対する割合。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 161,955,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,588,161,000	2,588,161	(注) 1
単元未満株式	普通株式 230,891	—	(注) 2
発行済株式総数	2,750,346,891	—	—
総株主の議決権	—	2,588,161	—

(注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株 (議決権8個) 含まれております。

2. 当行所有の自己株式が962株含まれております。

3. 平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会において、株式併合及び定款一部変更に関する議案 (当行普通株式10株につき1株の割合で併合し、単元株式数を1,000株から100株に変更) が承認可決されたため、同年10月1日をもって、当行の発行済株式総数は理論上275,034,689株となり、単元株式数は100株となります。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町 二丁目4番3号	161,955,000	—	161,955,000	5.88
計	—	161,955,000	—	161,955,000	5.88

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当行は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会において決議されたもの、及び会社法第361条の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、年額500万円を上限として、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー ①平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役13名、当行従業員110名 ②平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役3名、当行従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成19年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー ①平成19年6月20日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員32名 ②平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役8名、当行従業員104名 ③平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員 ①平成20年6月25日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員43名 ②平成20年11月12日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成27年6月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行の常勤取締役 ①平成28年5月11日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行常勤取締役2名 ②平成29年5月10日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行常勤取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成28年5月11日) での決議状況 (取得期間 平成28年5月12日～平成29年5月11日)	100,000,000	10,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	65,564,000	9,999,773,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	34,436,000	227,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	34.4	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	34.4	0.0

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成29年1月31日) での決議状況 (取得期間 平成29年2月1日～平成29年7月31日)	10,000,000	2,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	10,000,000	2,096,239,967
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	403,760,033
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	16.1
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	16.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	830	157,700

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	10,037,782	5,115,684,027	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	161,955,962	—	161,956,792	—

(注) 1. 当期間における保有株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得株式数、単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

2. 当事業年度における「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」は、平成28年12月1日を効力発生日とした当行の連結子会社（昭和リース株式会社）を完全子会社化する株式交換において、株式の割当に自己株式10,037,782株を充当したことによるものです。

3 【配当政策】

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、定款上は、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることが可能です。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。

当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨定款に定めております。四半期配当につきましては、株主メリットの観点から、今後検討してまいりたいと考えております。

中長期的な今後の配当方針といたしましては、普通株式の配当につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえた株主重視の収益配分を基本方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランス及び公的資金の注入を受けている銀行として経営健全化計画にも留意して決定してまいりたいと考えております。

なお、当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

第17期の普通株式の配当金につきましては、通期決算が相応の利益水準を確保できたことから、1株当たり1円の配当を実施いたしました。当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成29年5月10日 取締役会決議	2,588	1.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	254	295	256	291	218
最低(円)	78	177	186	124	130

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	171	196	218	206	215	213
最低(円)	152	159	184	189	192	197

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	最高経営 責任者	工藤 英之	昭和38年9月1日生	昭和62年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会 社みずほ銀行）入行 平成13年5月 みずほ証券株式会社投資銀行部門 アドバイザー第2部部长 平成15年8月 エートス・ジャパン・エルエルシ ー アクイジショングループディ レクター 平成17年5月 同社マネージングディレクター 平成18年6月 M I D都市開発株式会社（現関電 不動産開発株式会社）代表取締役 社長 平成19年1月 同社取締役副会長 平成19年6月 エートス・ジャパン・エルエルシ ー 投資部門マネージングディレ クター 平成22年9月 当行常務執行役員法人・商品部門 副部門長 平成23年4月 当行常務執行役員ストラクチャー ドファイナンス本部長 平成25年4月 当行常務執行役員チーフリスクオ フィサーリスク管理部門長 平成27年4月 当行常務執行役員 平成27年6月 当行代表取締役社長（現職）	(注3)	63
代表取締役 副社長		中村 行男	昭和29年9月5日生	昭和53年4月 当行入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長兼オペレーシ ョナルリスク管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本部 長 平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員チー フリスクオフィサーリスク管理部 門長 平成25年4月 当行代表取締役副社長チーフオブ スタッフコーポレートスタッフ部 門長 平成27年4月 当行代表取締役副社長（現職）	(注3)	15
取締役		J.クリストファー フラワーズ	昭和32年10月27日生	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成12年3月 当行取締役（現職） 平成14年11月 J. C. フラワーズ社マネージング ディレクター兼最高経営責任者 （現職） 平成24年5月 N I B Cホールディング スーパ ーバイザリーボードメンバー （現職）	(注3)	76, 753

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		アーネスト M. 比嘉	昭和27年10月15日生	昭和51年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ 入社 昭和58年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 一般社団法人東京ニュービジネス 協議会特別理事 (現職) 平成21年5月 コロンビアビジネススクール理事 (現職) 平成22年6月 株式会社ジェーシー・コムサ 取締役 (現職) 平成23年3月 ウェンディーズ・ジャパン合同会 社最高経営責任者 平成25年6月 当行取締役 (現職) 平成27年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ 代表取締役会長兼社長 (現職) 平成28年9月 ウェンディーズ・ジャパン株式会 社代表取締役会長 (現職) 平成29年4月 学校法人昭和女子大学理事 (現職)	(注3)	21
取締役		可児 滋	昭和18年9月20日生	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所 (現株式会社 東京金融取引所) 常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役 (現職) 平成18年4月 横浜商科大学教授 平成26年4月 同大学特任教授 (現職)	(注3)	151
取締役		横原 純	昭和33年1月15日生	昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 平成4年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社東京支店共同支店長 平成12年7月 株式会社ネオテニー取締役会長 平成18年6月 マネックスグループ株式会社 取締役 (現職) 平成23年6月 当行取締役 (現職) 平成26年9月 フィリップモリスインターナショ ナル取締役 (現職)	(注3)	200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		富村 隆一	昭和34年2月17日生	昭和58年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 平成3年10月 株式会社リクルート（現株式会社 リクルートホールディングス） ネットワークインテグレーション 事業部長 平成6年1月 ブライスウォーターハウスコンサル タント株式会社常務取締役 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティング サービス株式会社常務取締役 IBMコーポレーション ビジネ スコンサルティングサービス ア ジア・パシフィック ヴァイスプ レジデント 平成16年2月 日本テレコム株式会社（現ソフト バンク株式会社）代表執行役副社 長 平成19年12月 株式会社RHJインターナショナル・ ジャパン代表取締役 平成22年4月 株式会社シグマクス取締役副社 長 平成24年8月 株式会社プラン・ドゥ・シー取締 役（現職） 平成26年6月 当行監査役 平成27年6月 当行取締役（現職） 平成28年6月 株式会社シグマクス代表取締役 副社長（現職）	(注3)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		永田 信哉	昭和33年6月29日生	昭和56年4月 当行入行 平成13年12月 当行財務管理部長 平成18年10月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務プロジェクト部長 平成21年4月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成21年9月 当行グループ財務管理部長 平成22年6月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年9月 当行執行役員グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年10月 当行執行役員財務管理部長 平成24年6月 当行常勤監査役（現職）	(注4)	15
監査役		渋谷 道夫	昭和20年6月5日生	昭和46年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和49年4月 昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和52年7月 ビートマーウィックミッチェル（現KPMG）ロスアンゼルス事務所駐在 平成3年5月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成12年5月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）常任理事 平成20年8月 新日本有限責任監査法人社員評議会委員およびアーンストアンドヤンググローバルアドバイザーカウンシル委員 平成22年6月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和常勤監査役 平成23年5月 株式会社良品計画監査役 平成26年6月 株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ監査役（現職）（平成29年6月退任予定） 平成27年6月 当行監査役（現職） 平成28年11月 株式会社ギフト監査役（現職）	(注4)	—
監査役		志賀 こざ江	昭和23年11月23日生	昭和42年11月 日本航空株式会社入社 平成5年4月 横浜地方検察庁検事 平成10年4月 第一東京弁護士会登録 平成11年8月 志賀法律事務所開設 平成14年6月 サン総合法律事務所パートナー 平成17年10月 白石総合法律事務所パートナー（現職） 平成21年9月 株式会社東横イン取締役（現職） 平成22年6月 当行監査役（現職） 平成27年6月 リコーリース株式会社取締役（現職） 平成28年6月 川崎汽船株式会社監査役（現職）	(注4)	—
計						77,220

- (注) 1. 取締役 J.クリストファー フラワーズ、アーネスト M.比嘉、可児 滋、榎原 純及び富村 隆一は、社外取締役であります。
2. 監査役渋谷 道夫及び志賀 こそ江は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会終結の時から、平成30年6月開催予定の第18期定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、永田 信哉は平成28年6月22日開催の第16期定時株主総会終結の時から、平成32年6月開催予定の第20期定時株主総会終結の時まで、渋谷 道夫は平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会終結の時から、平成31年6月開催予定の第19期定時株主総会終結の時まで、志賀 こそ江は平成26年6月18日開催の第14期定時株主総会終結の時から、平成30年6月開催予定の第18期定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数は、平成29年5月末日現在であります。
6. 当行では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として、弁護士である保田 眞紀子（社外監査役の補欠としての補欠監査役）及び当行監査役室長である相川 尚久（社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役）を選任しております。
7. 当行では、迅速な経営の意思決定を実現するため、執行役員制度を導入しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

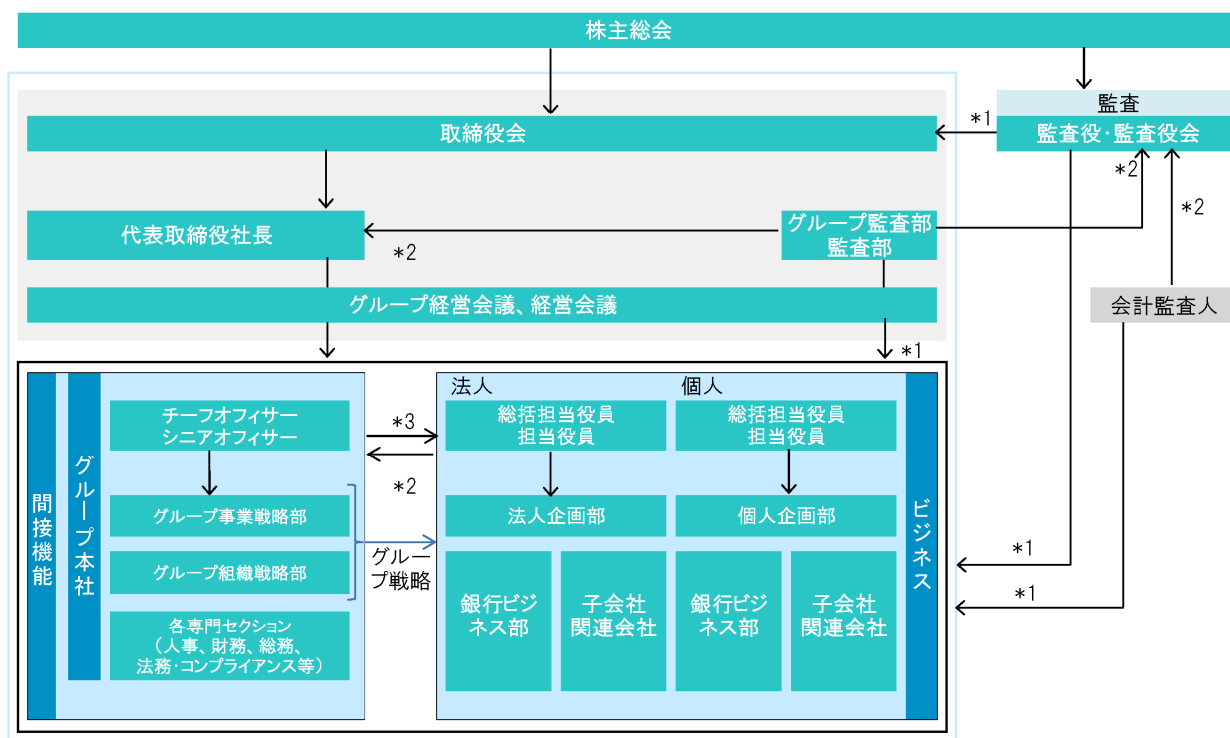
(1) 企業統治の体制について

当行は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、①経営の最意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、取締役会において当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を実施し、②業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。また、日常の業務執行の機動性を確保するため、執行役員制度を採用するとともに、グループ本社においてはチーフオフィサー及びシニアオフィサーを置いております。具体的には、業務運営の基本単位を「部」とするとともに、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員、チーフオフィサー及びシニアオフィサーが各部を担当し、総括担当役員及びチーフオフィサーを中心にそれぞれが管掌する業務執行機能を担うことで、効率的かつ適切な経営体制の実現を図っています。さらに、取締役社長がその業務執行に関する決定を行うための機関として、業務執行取締役、総括担当役員及びチーフオフィサー等からなる経営会議及びグループ経営会議を設置し、効率的な業務運営と取締役社長に対する牽制体制を確保しています。

また、当行は、国内の取引所に上場する会社を対象とする「コーポレートガバナンス・コード」に関し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に向けて本コードを適切に実践し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることで、ステークホルダー、ひいては経済全体の発展にも寄与するという考え方に賛同し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

《企業統治の概要等》

コーポレート・ガバナンス体制図(平成29年6月22日現在)



*1 監査 *2 報告 *3 管理、指導

[取締役／取締役会]

当行の取締役会は、長期的な視点に立ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した基本方針を決定するとともに、株主利益を確保し、業務執行取締役等による業務執行を評価・監督するほか、経営及び業務執行の意思決定を、十分な審議に基づき行うことにより、適切な業務推進体制を維持しています。

取締役会は、日常の業務執行を担う社内取締役2名と、国内及び国外での金融業、消費者を対象とした事業、情報システム及びリスク管理分野等についての豊富な経験と高い専門知識を有する社外取締役5名を配し、社外取締役が過半数を占めるように構成しております。社外取締役は中立的かつ客観的な立場から当行経営に対する意見を述べ、取締役の業務執行に対する監督機能を果たすなど、コーポレート・ガバナンスが有効に働くための重要な役割を担っております。

なお、取締役について、以下の通りとする旨定款に定めております。

- ①当行取締役は、20名以内とする。
- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

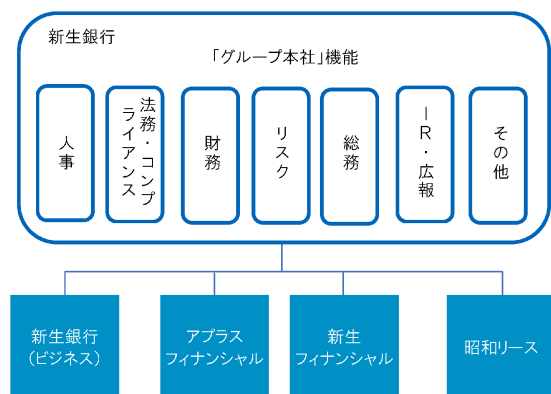
[執行役員、チーフオフィサー、シニアオフィサー]

当行では、日常の業務執行の機動性を確保するために、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員、チーフオフィサー及びシニアオフィサーがそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する経営体制を確保しております。また、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役、総括担当役員及びチーフオフィサーレベルからなる経営会議及びグループ経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現しております。更に、個別の業務運営においての重要な事項については、総括担当役員やチーフオフィサーを中心に組織横断的な各種の委員会を設置し、十分な審議・検討を経て意思決定をする体制としております。

[グループ本社]

当行は、平成29年4月1日より、従前グループ各社で有していた人事、財務、総務等の間接機能を実質的に統合したグループ本社を当行内に設置し、あわせて各間接機能の統括責任者としての権限と責任を有するチーフオフィサーとチーフオフィサーを補佐するシニアオフィサーを任命し、権限集約を図ることといたしました。新たに発足したグループ本社体制のもとで、重複する機能の集約による生産性・効率性の向上、顧客サービス向上につながる高付加価値提供、及び全体最適の実現を目指し、中長期ビジョンに掲げる「グループ融合」を強力に推進してまいります。

グループ本社体制概念図(平成29年6月22日現在)



[監査役／監査役会]

当行の監査役会は、当行での業務経験が長く財務・会計に関する知見を有する常勤監査役1名と、弁護士、公認会計士である社外監査役2名で構成され、それぞれの持つ専門性とコーポレート・ガバナンス等に関する知見をもとに、取締役会から独立した立場で取締役の職務執行を適切に監査しております。更に、社外監査役2名はともに他社における社外役員の経験を活かし、より独立的・客観的な立場から意見表明等を行い、監査役監査活動の実効性を高めております。また、監査役及び監査役会の職務を補佐するために監査役室（専任スタッフ3名）を設置しております。

[内部統制システムの整備の状況]

日常の業務執行のための内部統制システムの概略は、「内部統制規程」に定めております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況を確認の上、内部統制規程についての承認を行っております。内部統制規程は会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき必要な体制を定めたものであり、この中で監査役の独立性と監査の実効性を確保するための体制の整備が図られ、また、子会社・関連会社ポリシー、情報セキュリティポリシー、リスクマネジメントポリシー、業務執行規程、新生銀行行動規範及び内部監査規程を基礎となる規程として定め、連結企業グループ全体を通じた業務の適正・透明性・効率性の確保に努めるものとしております。さらに、企業倫理憲章において反社会的勢力との関係の遮断を定めるなど、反社会的勢力による様々な被害を防止する業務の適正を確保する体制の整備を図っております。

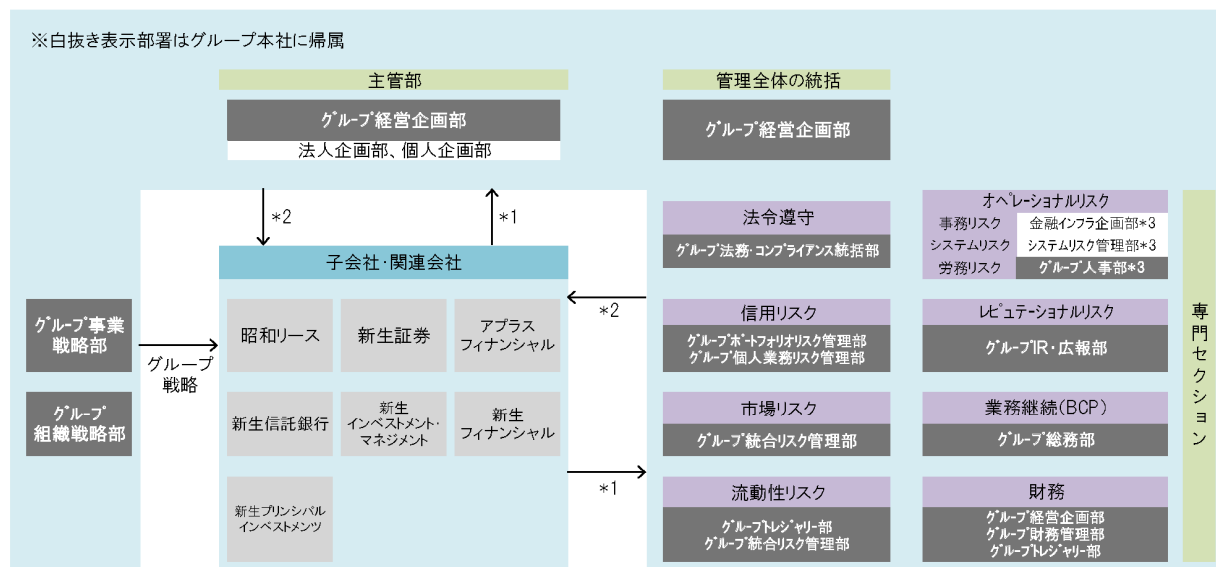
[リスク管理体制の整備の状況]

前述のリスクマネジメントポリシーは、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定めているものです。このポリシーのもとで、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、法務・事務・システム等のオペレーショナルリスクなど、各種のリスクの内容に応じてグループリスクポリシー委員会、グループALM委員会、グループ新規事業・商品委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、市場取引統轄委員会を設置し、各種リスクを一元的に管理する体制を構築しております。また、コンプライアンスについては、リスク管理と並ぶ経営の最重要課題と位置づけており、グループ全体及び銀行単体としての法令等遵守のための協議等を行なうため、グループコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会を設けております。また、同委員会には外部弁護士を招聘し、第三者によるチェック体制も備えております。

（なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」をご参照ください。）

[子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況]

前述の子会社・関連会社ポリシーにおいて、当行グループ全体の経営方針及びビジネスプラン、並びにリスク管理及びコンプライアンス体制と整合性をもった業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部及び専門セクションの役割を定めています。具体的には、主管部は、各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行うことに加え、専門セクションと共同で、各子会社・関連会社のリスク管理、法令遵守等の体制整備及び運用状況の定期的な確認、指導並びに改善状況のモニタリングを行っております。また、各専門セクションは、新たに各部の責任領域において、グループ横断的な内部管理体制構築を実現するために、各責任領域における子会社管理に係る規程の整備、子会社・関連会社の体制整備及び運用状況の定期的な確認、指導及び改善状況のモニタリングを行っております。更に、グループ経営企画部が子会社・関連会社管理全体を統括する体制を構築しております。行内関係各部は子会社の事業活動やガバナンスに関する事項を四半期毎にグループ経営会議に報告し、また、子会社の経営に関する重要事項についてグループ経営会議に報告しております。以上の点に加え、平成29年4月から、グループ経営企画部が主要子会社に対する主管部機能を担う体制とし、専門セクション機能の大宗をグループ本社に集約しました。こうした体制のもと、グループガバナンスの強化に向けた各機能の高度化と生産性・効率性の向上を今後一段と進めてまいります。



*1 報告 *2 管理、指導

*3 各リスク分野の専門セクションは、潜在リスクの特定と評価について、統括部署(グループ統合リスク管理部)と協業して行う。

[内部監査体制]

当行の監査部は、取締役社長と監査役会に監査結果及び監査部の活動状況を定期的に直接報告します。監査部は取締役社長の業務管理責任の遂行、特に有効な内部統制システムを確立する責任の遂行を補佐するとともに、監査役職務の遂行、特に監査役監査として行われる内部統制システムの構築及び運用状況の監視検証を補佐します。監査部はリスク管理及びガバナンス体制の有効性、情報及びITシステムの信頼性並びに法令規則などの遵守性について、独立した客観的立場からの評価を行うとともに、経営のためのソリューションを提供します。監査部はまた、会計監査人と定期的及び必要に応じて意見交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるために相互に連携することに努めております。

監査部は、監査対象となるすべての組織から独立しており、また、定型的な予防的・発見的コントロールを含むあらゆる日常業務及び内部管理プロセスから独立しています。

監査の方法は、リスクアプローチを採用しており、当行が直面するリスクを全行的視点からとらえたマクロリスク評価と、各部店固有のリスクを個別にとらえたマイクロリスク評価との組み合わせにより、包括的なリスク評価を行っています。相対的にリスクが大きいと考えられる業務やプロセスに対しては、優先的に監査資源を投入しています。

内部監査の有効性・効率性を高めるためには、業務部署の情報収集が重要です。監査部では、重要な会議への出席や内部管理資料の閲覧及び各業務部署のマネジメントとの定期的な会合を行うなど、日常的なオフサイトモニタリング機能を充実させています。

監査部は、ビジネス監査チーム、IT監査チーム及び品質管理・企画チームで構成され、平成29年3月末現在の人員は36名です。監査部では、監査要員の専門性向上に力を入れており、公認内部監査人や公認情報システム監査人の資格取得も精力的に行っています。また、新たな監査手法の開発・導入に加え、監査業務にかかる基盤の整備も継続的に行っています。

監査部は、これらの内部監査の活動について第三者機関による品質評価を定期的に受けることにより、自らの問題点を客観的に評価・識別し、改善活動に取り組んでいます。これらの活動は、当行グループ会社の内部監査部署とも連携して取り組んでいます。

なお、監査部は、平成29年4月よりグループ会社の内部監査部署とともにグループ本社内のグループ監査部を兼務することとなり、さらにグループ内部監査機能の統合・強化を進めていきます。

[会計監査の状況]

当行は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、小暮和敏氏（継続監査年数4年）、早川英孝氏（同3年）及び内田彰彦氏（同3年）です。

補助者は、税務、金融商品評価、年金数理、不動産評価、システム等の専門家を含めて計51名となっております。

[監査役／監査役会及び取締役／取締役会と会計監査人等との相互連携並びに内部統制部門との関係]

監査役会は、会計監査人を招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計監査報告の内容の説明を受け、意見交換を行うほか、会計監査人の独立性及び監査の方法の相当性を監査するため、監査計画や会計監査人自身の内部管理の状況等についても聴取しております。また、内部監査を担当するグループ監査部兼監査部のほか、リスク統轄業務及び審査業務を分掌する各部署等内部統制システムに関与する各部署より定期的に状況報告を受けることとしております。特にグループ監査部兼監査部については、内部監査計画について監査役会の承認を得て定めることとしているほか、監査役会に取締役社長に対する報告と同内容の報告を直接行う義務も負っております。定期的な内部監査のほか、監査役会はグループ監査部兼監査部に個別に監査活動を要請することができます。これらを通じて効率的な監査の実施に努めております。

社外取締役を含む取締役会は、業務執行側から内部統制システムに関連するリスク管理、コンプライアンス体制等の状況についての報告を受けるとともに、グループ監査部兼監査部からも定期的に内部監査の状況についての報告を受けております。

また、監査役会からも監査活動状況のフィードバックを受けております。これらを通じて、業務執行取締役の業務執行が適切に行われるよう監督に努めております。

(2) 役員報酬の状況

当該年度にかかる役員報酬等の総額

区分	支給人数	基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	株価連動報酬 (ストックオプション費用) (百万円)	退職慰労金 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
取締役 (社外取締役を除く)	2名	75	-	21	-	-	96
監査役 (社外監査役を除く)	1名	20	-	-	-	-	20
社外役員	7名	72	-	-	-	-	72
計	10名	167	-	21	-	-	188

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が2名おります。

3. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。

4. 平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は年額180百万円以内（うち社外取締役60百万円）、平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会において、監査役の報酬等の限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

5. 平成27年5月12日開催の取締役会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会の決議により、常勤取締役を対象とした株式報酬型ストックオプションを導入しました。株式報酬型ストックオプションに関する役員報酬限度額は、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、年額50百万円以内と決議いただいております。

6. 取締役に付与した株式報酬型ストックオプション21百万円を上記の「株式連動報酬」に記載しております。

(3) 社外取締役及び社外監査役と提出会社の人的・資本的または取引上の関係等

本報告書提出日現在、取締役7名のうち社外取締役は5名であり、監査役3名のうち社外監査役は2名であります。

当行と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

社外取締役であるJ. クリストファー フラワーズ、アーネスト M. 比嘉、可児 滋及び榎原 純は、当行の普通株式を保有しております。

当行では、取締役等関連当事者との取引については、当行との利益相反及び取引の公正性の観点から判断し、必要に応じて常勤監査役が出席する特定取引審査会において利益相反及び取引の公正性に係る審議を行った上で、取締役会の事前承認を受けるプロセスを設けております。

社外取締役であるJ. クリストファー フラワーズは、J.C. Flowers & Co. LLCのマネージングディレクター兼最高経営責任者を務め、同社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社より助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資をしています。また、当行は、同社が助言を行っているファンドに投資をしていません。これらを含めた当行との間の取引内容は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表等」の「関連当事者情報」に記載の通りであります。その他の特別な利害関係はありません。

それ以外の社外取締役・社外監査役は、当行のその他の取締役・監査役・業務執行者と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

当行は、社外取締役または社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して取締役及び監査役の独立性を判断することとしております。当行は、社外取締役及び社外監査役のうち、主要株主であるJ. クリストファー フラワーズ以外の6名を、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として同取引所に届け出ております。

いずれの社外取締役も客観的かつ中立的な立場から、当行の業務執行を行う経営陣の監督機能を果たしており、また、社外監査役は客観的かつ中立的な監査を実施しています。

(4) 剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができること、また、3月31日及び9月30日以外の基準日を定めて剰余金の配当ができることを定款に定めております。

(5) 取締役及び監査役の責任免除について

当行は、取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

また、当行は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の契約を締結することができる旨を定款に定めており、上記(3)に記載のとおり、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(7) 株式の保有状況

① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

51銘柄 20,714百万円

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

貸借対照表計上額の大きい順の銘柄は次のとおりであります。

なお、当行では、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものをいわゆる政策保有株式とみなし、保有しないことを原則としていますが、取引関係の維持等、個別の取引状況に鑑み、新規取得及び保有する必要があると判断した上場株式については、その政策株式を保有することによって得られるリターン及びリスクを踏まえた中長期的な経済合理性並びに将来の見通し、保有意義・保有方針を議論し、この結果を取締役会に報告する等、取得時を含め定期的に保有の適切性を検証しております。

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
信越化学工業(株)	1,000,000	5,824	引き続き幅広く取引を展開していくため
山崎製パン(株)	1,000,000	2,371	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
三井化学(株)	3,739,000	1,402	引き続き幅広く取引を展開していくため
東洋ゴム工業(株)	580,500	975	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
ANAホールディングス(株)	3,000,000	951	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
ライフネット生命保険(株)	1,625,000	758	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
南海電気鉄道(株)	820,000	501	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
石原産業(株)	5,000,000	385	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
(株)西武ホールディングス	159,500	379	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
日本ピストンリング(株)	165,000	242	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
(株)関西スーパーマーケット	300,000	237	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)池田泉州ホールディングス	532,800	215	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)鳥取銀行	1,173,000	198	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)ハチバン	298,000	177	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)東京TYフィナンシャルグループ	67,300	175	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
日本証券金融(株)	300,037	135	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)トマト銀行	250,000	36	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
信越化学工業(株)	1,000,000	9,644	引き続き幅広く取引を展開していくため
山崎製パン(株)	1,000,000	2,290	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
三井化学(株)	3,739,000	2,056	引き続き幅広く取引を展開していくため
東洋ゴム工業(株)	580,500	1,161	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
ANAホールディングス(株)	3,000,000	1,019	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
ライフネット生命保険(株)	1,625,000	619	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
石原産業(株)	500,000	556	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
(株)関西スーパーマーケット	300,000	463	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
南海電気鉄道(株)	820,000	444	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
日本ピストンリング(株)	165,000	410	主要行として、引き続き緊密な取引を展開していくため
(株)西武ホールディングス	159,500	293	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)池田泉州ホールディングス	532,800	245	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)東京T Yフィナンシャルグループ	67,300	224	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)ハチバン	59,600	188	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)鳥取銀行	64,700	113	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため
(株)トマト銀行	25,000	39	取引関係を維持し、今後の取引深耕を図るため

③保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度	当事業年度			
	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	受取配当金の合計額 (百万円)	売却損益の合計額 (百万円)	評価損益の合計額 (百万円)
非上場株式	2,293	2,545	12	2	(注1)
上記以外の株式	209	1,458	0	712	818 (注2)

(注1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

(注2) このうち、当事業年度における減損処理額はありませぬ。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当行の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツあて報酬は以下の通りです。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	370	89	340	72
連結子会社	328	2	307	2
計	699	91	648	74

② 【その他重要な報酬の内容】

有限責任監査法人トーマツが所属する国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツのメンバーファームに対する報酬は以下の通りであります。（除く、有限責任監査法人トーマツあて）

監査証明業務は、主に海外子会社に対する現地メンバーファームによる会計監査、非監査業務は、税務関連その他の調査・助言に対する報酬等を含みます。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	147	—	35
連結子会社	35	78	22	65
計	35	225	22	101

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、非監査業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。

④ 【監査報酬の決定方針】

前年度実績比、同業他社比及び経営環境の変化を考慮し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行うセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※9, ※10 1, 129, 213	※9 1, 398, 691
コールローン及び買入手形	-	4, 472
債券貸借取引支払保証金	4, 243	1, 625
買入金銭債権	81, 763	44, 243
特定取引資産	※2, ※9 336, 345	※2, ※9 244, 113
金銭の信託	※9 255, 526	※9 241, 681
有価証券	※1, ※2, ※9, ※10 1, 227, 859	※1, ※2, ※9, ※10, ※20 1, 014, 635
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10, ※11 4, 562, 923	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※11 4, 833, 452
外国為替	17, 024	19, 617
リース債権及びリース投資資産	※9 211, 453	※9 191, 488
その他資産	※3, ※4, ※5, ※6, ※9, ※10, ※12 799, 420	※3, ※4, ※5, ※6, ※9, ※10, ※12 895, 158
有形固定資産	※13, ※14 48, 781	※13, ※14 47, 980
建物	16, 640	13, 891
土地	3, 336	3, 180
有形リース資産	※9, ※15 21, 120	※9, ※15 22, 432
建設仮勘定	382	258
その他の有形固定資産	7, 300	8, 217
無形固定資産	48, 897	52, 020
ソフトウェア	※16 25, 888	※16 34, 099
のれん	※17 18, 114	※17 14, 683
無形リース資産	※15 1	※15 0
無形資産	4, 188	2, 504
その他の無形固定資産	703	732
退職給付に係る資産	2, 394	7, 075
債券繰延資産	3	0
繰延税金資産	14, 050	15, 542
支払承諾見返	280, 620	346, 675
貸倒引当金	△91, 732	△100, 154
資産の部合計	8, 928, 789	9, 258, 324

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
預金	※9 5,499,992	※9 5,489,248
譲渡性預金	301,001	373,673
債券	16,740	6,561
コールマネー及び売渡手形	40,000	53,600
売現先勘定	※9 23,779	※9 36,467
債券貸借取引受入担保金	※9 118,139	※9 337,952
特定取引負債	294,326	212,241
借入金	※9, ※10, ※18 801,742	※9, ※10, ※18 789,670
外国為替	75	102
短期社債	129,400	168,000
社債	※9, ※10, ※19 95,121	※9, ※10, ※19 112,600
その他負債	※9 380,458	※9 388,307
賞与引当金	8,419	8,519
役員賞与引当金	77	75
退職給付に係る負債	8,791	8,256
睡眠債券払戻損失引当金	2,903	3,737
利息返還損失引当金	133,695	101,846
繰延税金負債	378	-
支払承諾	※9 280,620	※9 346,675
負債の部合計	8,135,665	8,437,537
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,461	78,506
利益剰余金	267,716	312,538
自己株式	△72,559	△79,539
株主資本合計	786,823	823,710
その他有価証券評価差額金	11,911	10,299
繰延ヘッジ損益	△14,770	△13,925
為替換算調整勘定	362	199
退職給付に係る調整累計額	△2,970	△1,344
その他の包括利益累計額合計	△5,466	△4,770
新株予約権	512	584
非支配株主持分	11,254	1,262
純資産の部合計	793,124	820,786
負債及び純資産の部合計	8,928,789	9,258,324

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
経常収益	375,732	380,444
資金運用収益	140,739	138,488
貸出金利息	124,928	127,468
有価証券利息配当金	13,300	8,991
コールローン利息及び買入手形利息	59	14
買現先利息	102	-
債券貸借取引受入利息	5	1
預け金利息	1,119	1,092
その他の受入利息	1,224	921
役務取引等収益	47,357	49,207
特定取引収益	8,598	7,373
その他業務収益	※1 150,925	※1 159,280
その他経常収益	28,111	26,095
償却債権取立益	8,166	5,343
その他の経常収益	※2 19,945	※2 20,751
経常費用	313,641	332,901
資金調達費用	18,394	16,209
預金利息	8,212	7,761
譲渡性預金利息	224	52
債券利息	24	10
コールマネー利息及び売渡手形利息	120	△5
売現先利息	154	126
債券貸借取引支払利息	181	362
借入金利息	4,792	3,413
短期社債利息	439	335
社債利息	2,877	1,126
その他の支払利息	1,367	3,026
役務取引等費用	21,864	23,704
特定取引費用	170	-
その他業務費用	※3 100,883	※3 96,463
営業経費	148,791	149,497
のれん償却額	5,256	3,559
無形資産償却額	2,161	1,684
その他の営業経費	※4 141,373	※4 144,253
その他経常費用	23,537	47,026
貸倒引当金繰入額	10,802	34,828
その他の経常費用	※5 12,734	※5 12,198
経常利益	62,090	47,542

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
特別利益	1,714	5,756
固定資産処分益	544	33
その他の特別利益	※6 1,169	※6 5,723
特別損失	987	1,544
固定資産処分損	71	253
減損損失	※8 636	※8 450
その他の特別損失	279	※7 840
税金等調整前当期純利益	62,817	51,755
法人税、住民税及び事業税	1,999	2,139
法人税等調整額	△511	△900
法人税等合計	1,488	1,238
当期純利益	61,329	50,517
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	378	△242
親会社株主に帰属する当期純利益	60,951	50,759

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	61,329	50,517
その他の包括利益	※1 △8,641	※1 100
その他有価証券評価差額金	993	△273
繰延ヘッジ損益	△3,269	845
為替換算調整勘定	△1,474	△2,289
退職給付に係る調整額	△2,475	1,625
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,415	192
包括利益	52,687	50,617
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	52,988	51,455
非支配株主に係る包括利益	△300	△838

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	512,204	79,461	209,419	△72,558	728,526
当期変動額					
剰余金の配当			△2,653		△2,653
親会社株主に帰属する当期純利益			60,951		60,951
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		-		-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-	-		-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
連結子会社増加による減少高			△0		△0
連結子会社減少による増加高			-		-
連結子会社減少による減少高			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△0	58,297	△0	58,296
当期末残高	512,204	79,461	267,716	△72,559	786,823

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,830	△11,501	3,682	△515	2,496	1,211	21,528	753,762
当期変動額								
剰余金の配当								△2,653
親会社株主に帰属する当期純利益								60,951
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△0
連結子会社増加による減少高								△0
連結子会社減少による増加高								-
連結子会社減少による減少高								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,080	△3,269	△3,320	△2,454	△7,962	△698	△10,273	△18,935
当期変動額合計	1,080	△3,269	△3,320	△2,454	△7,962	△698	△10,273	39,361
当期末残高	11,911	△14,770	362	△2,970	△5,466	512	11,254	793,124

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	512,204	79,461	267,716	△72,559	786,823
当期変動額					
剰余金の配当			△2,653		△2,653
親会社株主に帰属する当期純利益			50,759		50,759
自己株式の取得				△12,096	△12,096
自己株式の処分		△3,258		5,115	1,856
利益剰余金から資本剰余金への振替		3,258	△3,258		-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△955			△955
連結子会社増加による減少高			△2		△2
連結子会社減少による増加高			1		1
連結子会社減少による減少高			△23		△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△955	44,822	△6,980	36,886
当期末残高	512,204	78,506	312,538	△79,539	823,710

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	11,911	△14,770	362	△2,970	△5,466	512	11,254	793,124
当期変動額								
剰余金の配当								△2,653
親会社株主に帰属する当期純利益								50,759
自己株式の取得								△12,096
自己株式の処分								1,856
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△955
連結子会社増加による減少高								△2
連結子会社減少による増加高								1
連結子会社減少による減少高								△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,612	845	△163	1,625	696	71	△9,992	△9,224
当期変動額合計	△1,612	845	△163	1,625	696	71	△9,992	27,662
当期末残高	10,299	△13,925	199	△1,344	△4,770	584	1,262	820,786

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	62,817	51,755
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	10,436	12,517
のれん償却額	5,256	3,559
無形資産償却額	2,161	1,684
減損損失	636	450
持分法による投資損益（△は益）	△2,126	△2,821
貸倒引当金の増減（△）	△16,500	8,788
賞与引当金の増減額（△は減少）	△354	114
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	1,231	△4,681
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	49	△535
睡眠債券払戻損失引当金の増減額（△は減少）	2,903	833
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△36,555	△31,849
その他の引当金の増減額（△は減少）	△106	△1
資金運用収益	△140,739	△138,488
資金調達費用	18,394	16,209
有価証券関係損益（△）	△1,949	△13,673
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△5,485	△2,561
為替差損益（△は益）	20,111	1,768
固定資産処分損益（△は益）	△473	219
特定取引資産の純増（△）減	△18,946	92,231
特定取引負債の純増減（△）	26,349	△82,085
貸出金の純増（△）減	△101,633	△270,492
預金の純増減（△）	132,803	△10,763
譲渡性預金の純増減（△）	215,436	72,672
債券の純増減（△）	△15,560	△10,178
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	4,139	36,428
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	22,875	17,478
預け金（現金同等物を除く）の純増（△）減	5,755	△21,747
コールローン等の純増（△）減	83,216	△4,472
買入金銭債権の純増（△）減	9,134	37,682
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	4,507	2,617
コールマネー等の純増減（△）	△195,372	26,288
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	14,769	219,812
外国為替の純増（△）減	1,560	△2,566
短期社債（負債）の純増減（△）	33,400	38,600
信託勘定借の純増減（△）	△162	-
資金運用による収入	137,928	140,878
資金調達による支出	△17,039	△14,216
売買目的有価証券の純増（△）減	38	7
運用目的の金銭の信託の純増（△）減	16,217	12,269
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	15,623	9,271
その他	△116,326	△14,782
小計	178,422	178,224
法人税等の支払額	△2,620	△2,548
営業活動によるキャッシュ・フロー	175,802	175,676

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△4,129,938	△1,687,840
有価証券の売却による収入	4,137,694	1,670,739
有価証券の償還による収入	225,688	164,298
金銭の信託の設定による支出	△153,252	△106,728
金銭の信託の解約、売却及び配当による収入	121,137	111,222
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△3,982	△4,799
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△11,279	△14,064
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,479	△443
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	3,062
その他	1,587	△38
投資活動によるキャッシュ・フロー	186,174	135,407
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△7,400	△38,600
劣後特約付社債の償還による支出	△87,849	-
非支配株主からの払込みによる収入	1	50
非支配株主への払戻による支出	△9,000	△6,439
配当金の支払額	△2,653	△2,653
非支配株主への配当金の支払額	△987	△451
自己株式の取得による支出	△0	△12,096
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△0	△1,321
財務活動によるキャッシュ・フロー	△107,889	△61,512
現金及び現金同等物に係る換算差額	△95	△60
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	253,991	249,510
現金及び現金同等物の期首残高	826,365	1,080,357
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,080,357	※1 1,329,867

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 124社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

イノベーション・エンジン再生医療投資事業有限責任組合他3社は設立により、栄伸工業株式会社は株式取得により、株式会社エス・エル・ウイング他1社は重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結しております。

また、Lexia LLC他33社は清算により、きらやかリース株式会社他1社は株式売却により、メイプル保険サービス株式会社は株式会社アプラスとの合併により、あおば合同会社他5社は重要性が減少したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 97社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他57社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 20社

主要な会社名

日盛金融控股股份有限公司

(持分法適用の範囲の変更)

ES Shipping Corporation他3社は設立により、ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社は株式取得により、当連結会計年度から持分法を適用しております。なお、ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社は、平成29年6月1日付でニッセン・クレジットサービス株式会社へ社名変更しております。

また、Woori SB Tenth Asset Securitization Specialty Co., Ltd. 他4社は清算により、持分法の適用対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 97社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

エス・エル・パシフィック株式会社他57社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により、持分法の適用対象から除外しております。

その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の適用対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

(5) 他の会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社と しなかった当該他の会社等 1社

会社名

ORTHOREBIRTH株式会社

投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有し、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）第24項の要件を満たしているため、関連会社として取り扱っておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 94社

9月末日	2社
12月末日	26社
2月末日	2社

- (2) 3月末日以外の日を決算日とする連結子会社のうち1社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(5) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(借手側のリース資産を除く)

有形固定資産は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年
その他：2年～20年

また、有形リース資産は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

② 無形固定資産(借手側のリース資産を除く)

無形固定資産のうち無形資産は、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

(昭和リース株式会社)

	償却方法	償却期間
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年
契約価値 (サブリース契約関係)	定額法	契約残存年数による

(新生フィナンシャル株式会社)

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年

また、のれん及び平成22年3月末日以前に発生した負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産 (借手側)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「その他の無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「その他の有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(6) 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(イ) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

(ロ) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産に計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は109,727百万円（前連結会計年度末は123,460百万円）であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産として計上）。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間（10.00～14.74年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（7.48～14.74年）による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 信販業務の収益の計上基準

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん	7・8分法
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法
信用保証(保証料分割受領)	定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん	残債方式
信用保証(保証料分割受領)	残債方式

(注)計上方法の内容は次のとおりであります。

①7・8分法とは、手数料総額を分割回数積数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

②残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

(ロ) リース業務の収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末（平成20年3月31日）における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純利益は122百万円増加（前連結会計年度は125百万円増加）しております。

(ハ) 消費者金融業務の収益の計上基準

消費者金融専業の連結子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率又は約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金及びその他の無利息預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(18) 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(株式併合及び単元株式数の変更)

当行は、平成29年3月22日開催の取締役会において、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会に、株式併合及び単元株式数の変更について付議することを決議し、同株主総会における決議により実施いたします。その主な内容は次のとおりであります。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

東京証券取引所を始めとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、あわせて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成29年3月31日現在)	2,750,346,891株
株式併合により減少する株式数	2,475,312,202株
株式併合後の発行済株式総数	275,034,689株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	40億株
変更後の発行可能株式総数 (平成29年10月1日付)	4億株

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するために実施するものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年10月1日

3. 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成29年3月22日
定時株主総会決議日	平成29年6月21日
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	3,163円89銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	194円65銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	194円64銭

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
株式	47,115百万円	49,971百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(一百万円)	(427百万円)
出資金	2,978百万円	2,788百万円

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	1,717百万円	一百万円
当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	8,520百万円	6,667百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	4,310百万円	4,618百万円
延滞債権額	62,352百万円	33,358百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	117百万円	113百万円
延滞債権額	9,937百万円	9,306百万円

※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	1,699百万円	1,728百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	554百万円	423百万円

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	26,978百万円	32,023百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	319百万円	184百万円

※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
合計額	95,340百万円	71,728百万円

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
合計額	10,929百万円	10,028百万円

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	5,766百万円	3,265百万円

※8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の残高の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	8,384百万円	8,359百万円

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	6,756百万円	5,927百万円

※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	1,098百万円	10百万円
特定取引資産	7,360百万円	730百万円
金銭の信託	3,706百万円	508百万円
有価証券	488,083百万円	563,096百万円
貸出金	113,979百万円	87,524百万円
リース債権及びリース投資資産	42,024百万円	23,515百万円
その他資産	70,058百万円	57,190百万円
有形リース資産	4,523百万円	6,815百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,159百万円	1,071百万円
売現先勘定	23,779百万円	36,467百万円
債券貸借取引受入担保金	116,409百万円	267,414百万円
借入金	376,918百万円	328,769百万円
社債	8,521百万円	2,000百万円
その他負債	10百万円	15百万円
支払承諾	970百万円	954百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
現金預け金	60百万円	60百万円
有価証券	62,559百万円	47,770百万円

また、「その他資産」には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金、現先取引に係る差入保証金、外国為替差入証拠金及び全銀ネット差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
先物取引差入証拠金	4,280百万円	3,832百万円
保証金	12,975百万円	11,332百万円
金融商品等差入担保金	38,961百万円	48,856百万円
現先取引に係る差入保証金	141百万円	－百万円
外国為替差入証拠金	－百万円	92百万円
全銀ネット差入担保金	－百万円	11,994百万円

※10. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	74,593百万円	49,876百万円
社債	8,521百万円	2,000百万円
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	1,038百万円	－百万円
有価証券	98,860百万円	66,983百万円
貸出金	18,904百万円	－百万円
その他資産	7,604百万円	6,987百万円

なお、上記には、9. 「担保に供している資産」に記載の金額の一部が含まれております。

- ※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	3,569,428百万円	3,537,749百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	3,352,221百万円	3,255,887百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※12. その他資産には、割賦売掛金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割賦売掛金	516,336百万円	541,401百万円

- ※13. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
減価償却累計額	54,654百万円	60,703百万円

- ※14. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
圧縮記帳額	30百万円	30百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

- ※15. 「有形リース資産」及び「無形リース資産」は、貸手側のオペレーティング・リース取引に係るリース資産であります。

- ※16. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定が含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
ソフトウェア仮勘定	12,464百万円	18,365百万円

- ※17. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産の「のれん」として表示しております。相殺前の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
のれん	22,286百万円	18,492百万円
負ののれん	4,171百万円	3,808百万円
差引額	18,114百万円	14,683百万円

※18. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれており
ます。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付借入金	51,000百万円	12,400百万円

※19. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付社債	31,400百万円	31,400百万円

※20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証
債務の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	－百万円	1,000百万円

(連結損益計算書関係)

※1. その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
リース収入	89,520百万円	81,188百万円

※2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
株式等売却益	5,957百万円	5,869百万円
金銭の信託運用益	6,608百万円	3,933百万円
睡眠債券の収益計上額	727百万円	2,852百万円
持分法による投資利益	2,126百万円	2,821百万円

※3. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
リース原価	80,558百万円	73,372百万円

※4. その他の営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
人件費	57,824百万円	56,628百万円

※5. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
利息返還損失引当金繰入額	2,700百万円	5,190百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	2,903百万円	1,083百万円
株式等売却損	3,606百万円	1,082百万円

※6. その他の特別利益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
貸出金譲受益	－百万円	4,236百万円
子会社清算益	446百万円	1,210百万円
新株予約権戻入益	698百万円	－百万円

※7. その他の特別損失には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
関連会社清算損	－百万円	528百万円
子会社株式売却損	－百万円	154百万円

※8. 減損損失には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

減損損失には、当行の以下の資産グループに係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都・愛知県等	支店店舗及びATM等	建物及びその他の有形固定資産	278
東京都・大阪府等	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	201
計			480

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

当行では、事業環境等を勘案し、個人部門において廃止を決定した店舗及びATM等の資産を個別に遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。また、利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の遊休資産についても、同様に帳簿価額全額を減損しております。

上記の減損損失のうち、建物に関するものは271百万円、その他の有形固定資産に関するものは75百万円、ソフトウェアに関するものは133百万円であります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

減損損失には、当行グループの以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都・大阪府・岡山県等	支店店舗及びATM等	土地建物及びその他の有形固定資産	193
東京都・大阪府・岡山県等	システム関連資産	その他の有形固定資産及びソフトウェア	242
計			435

当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

事業環境等を勘案し、個人業務において廃止を決定した店舗、ATM、並びに利用及び開発を中止したソフトウェア等のシステム関連の資産については遊休資産とみなし、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減損しております。

また、個人業務及び金融市場業務に属する一部の連結子会社において売却予定資産及び投資の回収が見込まれない固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、売却予定額等に基づき算定しております。

上記の減損損失のうち、土地に関するものは18百万円、建物に関するものは142百万円、その他の有形固定資産に関するものは50百万円、ソフトウェアに関するものは224百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4,019	12,438
組替調整額	△2,266	△13,216
税効果調整前	1,753	△778
税効果額	△759	504
その他有価証券評価差額金	993	△273
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△4,851	△4,148
組替調整額	2,653	3,795
税効果調整前	△2,197	△352
税効果額	△1,071	1,198
繰延ヘッジ損益	△3,269	845
為替換算調整勘定		
当期発生額	△1,508	△1,470
組替調整額	33	△818
税効果調整前	△1,474	△2,289
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△1,474	△2,289
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△3,387	1,821
組替調整額	585	233
税効果調整前	△2,801	2,055
税効果額	326	△429
退職給付に係る調整額	△2,475	1,625
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△2,415	△494
組替調整額	0	687
税効果調整前	△2,415	192
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,415	192
その他の包括利益合計	△8,641	100

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,750,346	—	—	2,750,346	
合計	2,750,346	—	—	2,750,346	
自己株式					
普通株式	96,428	1	—	96,429	(注)
合計	96,428	1	—	96,429	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取による自己株式の取得であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月12日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成27年3月31日	平成27年5月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月11日 取締役会	普通株式	2,653	利益剰余金	1.00	平成28年3月31日	平成28年6月2日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,750,346	—	—	2,750,346	
合計	2,750,346	—	—	2,750,346	
自己株式					
普通株式	96,429	75,564	10,037	161,955	(注)
合計	96,429	75,564	10,037	161,955	

(注) 自己株式の増加は、市場買付けによる自己株式の取得によるものであります。
自己株式の減少は、株式交換に伴う自己株式の割当交付によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、当行及び一部の連結子会社のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月11日 取締役会	普通株式	2,653	1.00	平成28年3月31日	平成28年6月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月10日 取締役会	普通株式	2,588	利益剰余金	1.00	平成29年3月31日	平成29年6月2日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金預け金勘定	1,129,213百万円	1,398,691百万円
有利息預け金（日本銀行への預け金を除く）	△48,856百万円	△68,824百万円
現金及び現金同等物	1,080,357百万円	1,329,867百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) リース資産の内容

① 所有権移転ファイナンス・リース取引

(ア) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(ア) 有形固定資産

主として建物、工具、器具及び備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(5)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
リース料債権部分	152,999	134,320
見積残存価額部分	5,760	5,454
受取利息相当額	△18,026	△15,690
その他	307	323
リース投資資産	141,040	124,409

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に 係るリース料債権 部分
1年内	23,284	47,001	21,110	40,677
1年超2年内	16,968	36,695	16,065	31,537
2年超3年内	13,118	26,673	12,391	22,241
3年超4年内	9,504	16,851	8,243	14,817
4年超5年内	5,750	9,290	5,989	8,633
5年超	5,834	16,486	6,900	16,412
合計	74,461	152,999	70,700	134,320

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	4,632	4,609
1年超	11,853	7,697
合 計	16,486	12,306

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	4,348	4,544
1年超	20,417	20,001
合 計	24,766	24,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務のほかコンシューマーファイナンス業務及びコマースファイナンス業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うにあたり、長期的かつ安定的な調達として、リテール顧客の預金による調達に重点をおくとともに、貸出金その他の資産の流動化等による調達の分散化も図っております。子会社及び関連会社においては、他の金融機関からの間接金融による調達も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当行グループが保有する金融資産については以下のようなリスクに晒されております。

(貸出金)

主に国内の法人顧客やリテールファイナンス業務における個人顧客に対する営業貸付金であり、顧客の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

平成28年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約12%であります。また、不動産業分野の占める割合は約13%であります。そのうち約4割はノンリコースローンであります。

平成29年3月31日現在、当行グループの有する貸出金に係る債務者のうち、連結ベースで金融・保険業分野の占める割合は約12%であります。また、不動産業分野の占める割合は約12%であります。そのうち約4割はノンリコースローンであります。

(有価証券)

主に債券、株式のほか、外国証券、組合等出資金に対する投資であり、金利リスク、為替リスク、債券及び株式市場の価格変動リスク等による影響を受けるほか、さらに、発行体の信用格付の格下げもしくはデフォルト等による信用リスクに晒されております。

(買入金銭債権、金銭の信託)

当行のクレジットトレーディングや証券化業務における、住宅ローン、不良債権、売掛債権等の多様な金融資産に対する投資であり、最終的にはこれを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。これらの金融資産から得られる収益が予想より少ない場合には当行グループの損益及び財政面に悪影響を与える可能性があります。また、これらの金融資産の市場規模及び価格の変動によって投資活動の結果が大きく変動するリスクがあります。

(リース債権及びリース投資資産、割賦売掛金)

連結子会社の保有するリース債権及びリース投資資産並びに割賦売掛金は、貸出金と同様、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

②金融負債

当行グループの主な金融負債は預金であり、金利リスクのほか、信用力の低下等により、必要な資金を調達できなくなる、又は、通常より高い資金調達コスト負担を強いられる等の資金流動性リスクに晒されております。

また、当行では、定期預金を重要な資産負債管理手段として活用することで、資金調達における年限の多様化、及び再調達期日の分散化に努めております。また、インターバンクの資金調達だけに頼らずに、コアとなるリテール預金や法人預金及び資本によって、資金調達を賄うことを目標としております。

③デリバティブ取引

当行グループの行っているデリバティブ取引は以下のとおりであり、顧客のニーズに対応した商品提供のための対顧客取引及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、ALM目的の取引、ヘッジ取引等のために行っております。

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| (i) 金利関連 | 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション |
| (ii) 通貨関連 | 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション |
| (iii) 株式関連 | 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等 |
| (iv) 債券関連 | 債券先物、債券先物オプション |
| (v) クレジット・デリバティブ関連 | クレジット・デフォルト・オプション等 |

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

- (i) 市場リスク 取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスク
- (ii) 信用リスク 取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスク
- (iii) 流動性リスク 所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスク

また、デリバティブ取引によるリスクの削減効果をより適切に連結財務諸表に反映するために、当行グループの資産・負債をヘッジ対象とし、金利スワップ及び通貨スワップ等をヘッジ手段とするヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループの信用リスク管理では、リスクに対する十分なリターンを確保し、特定の業種又は特定の顧客グループへの過度の集中を避け、クレジットポートフォリオについて最悪のシナリオに基づく潜在的な損失を認識しつつ管理することに重点を置いております。

当行法人向け業務の信用リスク管理の具体的な指針につきましては各種社内規程体系に定めており、管理の体系は個別案件の信用リスク管理とポートフォリオベースの信用リスク管理に大別されます。

個別案件の信用リスク管理については、案件与信額、取引先のグループ企業に対する総与信額及び格付等に応じて、決裁権限レベルを定めており、営業推進担当と審査担当の権限者による一致によってのみ決裁され、審査担当に拒否権がある体系となっております。

ポートフォリオベースの信用リスク管理では、業種や格付、顧客グループにおいてリスクが分散されるように、セグメント別のリスクの分散状況及び取引先の格付変動要因をモニタリングするとともに、四半期毎にリスクポリシー委員会に対して包括的な報告を行っております。

与信案件の信用リスクについては、信用ランク別デフォルト率やデフォルト時損失率、非期待損失率に基づき、計量化しております。取引相手の信用リスクを削減するために、担保・保証等により保全し、年1回以上の頻度で評価の見直しを行っております。

また、デリバティブ取引などの市場取引に伴う準与信のリスクについては、公正価値と将来の価値変動の推定をベースとして管理しており、デリバティブ取引の評価に反映させております。

一方、コンシューマーファイナンス業務の信用リスク管理に関しては、各子会社のリスク管理部門が、信用コストの悪化傾向を早期に把握し改善するため、初期与信の精度、ポートフォリオの質、債権回収のパフォーマンスに分けて、それぞれの先行指標を毎月モニタリングし、悪化傾向がある場合は、速やかに改善するアクションを実施しております。

また、リスク戦略は単に損失を回避するのではなく適切なリスクとリターンのバランスを取るような戦略を実施しております。

このようなリスク戦略を適切に行うため、当行の個人業務リスク管理部は、月次でリスクパフォーマンスレビューを開催し、これらの各先行指標などを分析及び評価し、リスク管理に関する方針・戦略について各子会社のリスク管理責任者へ助言を行っております。

更に、当ビジネスのパフォーマンスについては、四半期毎にリスクポリシー委員会に対して報告を行っております。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクを指し、当行グループでは、資産・負債をトレーディング業務及びバンキング業務に分類し、市場取引統轄委員会でトレーディング業務のレビュー及び意思決定を行っており、ALM 委員会で主としてバンキング業務の資産・負債管理に係るレビュー及び意思決定を行っております。

なお、トレーディング業務については、市場リスクの総量を適切に管理する観点から、トレーディング勘定での取引に加え、バンキング勘定の「有価証券」及び「デリバティブ取引」のうち、その目的・態様に照らして、トレーディング勘定と一体でリスクの総量を管理することが望ましい取引も含めて管理を行っております。

トレーディング業務のバリュー・アット・リスク（「VaR」）などの限度枠は、「トレーディング業務におけるリスク管理ポリシー」に基づき経営会議により承認されます。市場取引統轄委員会は月次で実施され、フロントオフィスや統合リスク管理部からの報告に基づきレビューを行っております。

また、金利感応度を有するバンキング業務の資産・負債の金利リスク管理は、「資産負債総合管理ポリシー」に基づきALM委員会により運営されております。

統合リスク管理部は、トレーディング及びバンキング業務における市場リスクを適切にモニタリング及び報告する責任を負い、経営層、管理部門及びフロントオフィスに対して、リスク情報の報告に加え、定期的なリスク分析及び提案を行っております。トレーディング業務の業務執行は、市場金融部及び投資業務部が行い、バンキング業務に起因するバランスシートの運営はトレジャリー部が行っております。

当行グループでは市場リスクを日次で定量化し、市場状況に応じてリスク調整を行うことでリスク管理を行っております。

市場リスクに係る定量的情報は次のとおりであります。

(イ) トレーディング業務の市場リスク量

当行グループでは、トレーディング業務における市場リスクの定量分析にVaRを利用しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（原則として、保有期間10日、信頼水準99%、観測期間250営業日）を採用しております。

平成29年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務のVaRは、全体で1,835百万円（前連結会計年度末は1,492百万円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ロ) バンキング業務の市場リスク量

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン及び買入手形」、「買現先勘定」、「債券貸借取引支払保証金」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」のうちトレーディング業務以外に分類される債券、「貸出金」、「リース債権及びリース投資資産」、「割賦売掛金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「コールマネー及び売渡手形」、「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「短期社債」、「社債」、「デリバティブ取引」のうちトレーディング業務以外に分類される金利スワップ取引等であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、金利の変動幅を100ベース・ポイント（1%）とした場合の経済価値に与える影響額を金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該影響額は、対象の金融資産及び金融負債のエクスポージャーを、金利期日に応じて適切な期間に分解し、上記金利変動幅を用いて算定しております。なお、金利変動リスクを適切に把握するため、当該影響額の算定にあたっては、当連結会計年度より、プリペイメントによる非線形リスクを反映させております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成29年3月31日現在、指標となる金利が100ベース・ポイント（1%）上昇したものと想定した場合には、経済価値は51,429百万円減少（前連結会計年度末は46,811百万円減少）し、100ベース・ポイント（1%）下落したものと想定した場合には、経済価値は41,131百万円増加（前連結会計年度末は59,519百万円増加）するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

③ 流動性リスクの管理

資金流動性リスクについては、経営層によるレビュー及び意思決定機関であるALM委員会が、資金ギャップ枠及び最低資金流動性準備額を設定することにより、資金流動性リスクの管理を行っております。また、「資金流動性リスク管理ポリシー」に基づき、複数の流動性計測を行い、緊急時等において予測される資金ネット流出額累計値を上回る流動性準備額を確保する態勢としております。

市場流動性リスクについては、市場性商品の属性に鑑み、必要に応じて保有限度枠を設定しモニタリングを行っております。また、トレーディング勘定においては、市場流動性に係るコストを月次で計測しており、デリバティブ取引の評価に際しては当該コストを反映させております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 現金預け金	1, 129, 213	1, 129, 213	—
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	4, 243	4, 243	—
(4) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	17, 076	17, 076	—
その他の買入金銭債権（*1）	63, 221	65, 071	1, 849
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	23, 262	23, 262	—
(6) 金銭の信託（*1）	255, 255	263, 084	7, 828
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	7	7	—
満期保有目的の債券	559, 567	568, 664	9, 097
その他有価証券	574, 738	574, 738	—
関連会社株式	46, 581	29, 941	△16, 639
(8) 貸出金（*2）	4, 562, 923		
貸倒引当金	△53, 995		
	4, 508, 928	4, 661, 069	152, 140
(9) リース債権及びリース投資資産（*1）	208, 289	207, 318	△970
(10) その他資産			
割賦売掛金	516, 336		
割賦利益繰延	△15, 338		
貸倒引当金	△11, 122		
	489, 874	523, 629	33, 754
資産計	7, 880, 261	8, 067, 321	187, 059
(1) 預金	5, 499, 992	5, 503, 833	△3, 840
(2) 譲渡性預金	301, 001	301, 005	△4
(3) 債券	16, 740	16, 748	△8
(4) コールマネー及び売渡手形	40, 000	40, 000	—
(5) 売現先勘定	23, 779	23, 779	—
(6) 債券貸借取引受入担保金	118, 139	118, 139	—
(7) 特定取引負債			
売付商品債券	2, 511	2, 511	—
(8) 借入金	801, 742	805, 121	△3, 379
(9) 短期社債	129, 400	129, 374	25
(10) 社債	95, 121	96, 780	△1, 658
負債計	7, 028, 429	7, 037, 294	△8, 865
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	33, 841	33, 841	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△625	△625	—
デリバティブ取引計	33, 216	33, 216	—

(単位：百万円)

	契約額等	時価
その他 債務保証契約 (*4)	280,620	4,722

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、133,695百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。なお、前受保証料21,898百万円をその他負債として計上しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 現金預け金	1,398,691	1,398,691	—
(2) コールローン及び買入手形	4,472	4,472	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	1,625	1,625	—
(4) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	4,213	4,213	—
その他の買入金銭債権 (*1)	39,731	40,547	815
(5) 特定取引資産			
売買目的の有価証券	15,479	15,479	—
(6) 金銭の信託 (*1)	240,911	246,403	5,492
(7) 有価証券			
売買目的の有価証券	0	0	—
満期保有目的の債券	496,268	502,026	5,758
その他有価証券	424,032	424,032	—
関連会社株式	49,375	33,160	△16,215
(8) 貸出金 (*2)	4,833,452		
貸倒引当金	△60,484		
	4,772,968	4,934,474	161,505
(9) リース債権及びリース投資資産 (*1)	189,434	187,559	△1,874
(10) その他資産			
割賦売掛金	541,401		
割賦利益繰延	△14,205		
貸倒引当金	△10,446		
	516,750	556,047	39,297
資産計	8,153,955	8,348,735	194,779
(1) 預金	5,489,248	5,490,787	△1,538
(2) 譲渡性預金	373,673	373,623	50
(3) 債券	6,561	6,564	△2
(4) コールマネー及び売渡手形	53,600	53,600	—
(5) 売現先勘定	36,467	36,467	—
(6) 債券貸借取引受入担保金	337,952	337,952	—
(7) 特定取引負債			
売付商品債券	1,621	1,621	—
(8) 借入金	789,670	791,278	△1,607
(9) 短期社債	168,000	167,946	53
(10) 社債	112,600	113,252	△652
負債計	7,369,396	7,373,093	△3,696
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	20,095	20,095	—
ヘッジ会計が適用されているもの	4,758	4,758	—
デリバティブ取引計	24,853	24,853	—

（単位：百万円）

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約 (*4)	346,675	△122

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、101,846百万円の利息返還損失引当金を計上しておりますが、当該引当金の一部には、将来貸出金に充当される可能性のあるものが含まれております。

(※3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(※4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。なお、前受保証料21,889百万円をその他負債として計上しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（6カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

約定期間が短期間（3カ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(5) 特定取引資産

特定取引目的で保有する債券等の有価証券については、市場価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容に応じて、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(7) 有価証券

株式については取引所の価格によっております。債券及び投資信託については、市場価格、取引金融機関等から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものについては約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものについては連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンについては、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の新規貸出を行った場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権については、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(9) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、リース対象資産の商品分類等に基づく単位毎に、主として約定キャッシュ・フローを、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、時価には所有権移転外ファイナンス・リースに係る見積残存価額を含めておりません。

(10) 割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位毎に、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6か月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金及び譲渡性預金については、満期までの約定キャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに同様の預金を新規に受け入れた場合に想定されるスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 債券、及び(10)社債

公募債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券については、見積りキャッシュ・フローを直近3か月の法人預金等による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債については、直近月の大口定期預金の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定及び(6) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（3か月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

特定取引目的の売付商品債券については、市場価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものについては、約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートを反映したキャッシュ・フロー）を、変動金利によるものについては、連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、当行及び連結子会社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(9) 短期社債

約定期間が短期間（6か月以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
①非上場株式 (*1) (*2)	8,206	9,641
②組合出資金等 (*1) (*2)	38,758	35,316
合計	46,964	44,958

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。また、組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について167百万円、組合出資金等について235百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について102百万円、組合出資金等について67百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	1,124,110	—	—	—
コールローン及び買入手形	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	4,243	—	—	—
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	25,315	16,743	—	22,741
有価証券				
満期保有目的の債券	52,357	130,438	245,201	121,516
うち国債	40,000	130,000	240,000	115,000
その他	12,357	438	5,201	6,516
その他有価証券のうち満期があるもの	33,026	93,931	93,237	312,271
うち国債	—	—	30,000	172,000
地方債	500	—	—	—
社債	13,921	24,746	27,488	6,752
その他	18,605	69,184	35,748	133,519
貸出金	1,198,208	1,262,699	916,821	1,124,801
リース債権及びリース投資資産	66,406	87,825	39,002	18,218
割賦売掛金	175,135	175,797	61,621	77,947
合計	2,678,804	1,767,436	1,355,885	1,677,497

(注) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	1,393,162	—	—	—
コールローン及び買入手形	4,472	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	1,625	—	—	—
買入金銭債権				
その他の買入金銭債権	14,384	—	2,000	23,632
有価証券				
満期保有目的の債券	10,000	240,397	231,883	5,597
うち国債	10,000	240,000	230,000	5,000
その他	—	397	1,883	597
その他有価証券のうち満期があるもの	36,416	46,396	117,872	184,455
うち国債	—	—	1,000	1,000
地方債	—	—	—	—
社債	3,081	15,254	58,152	42,040
その他	33,334	31,142	58,719	141,415
貸出金	1,128,437	1,308,702	1,009,036	1,353,861
リース債権及びリース投資資産	58,109	77,332	34,887	21,157
割賦売掛金	169,746	175,977	64,790	110,154
合計	2,816,355	1,848,807	1,460,470	1,698,859

（注）破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、及び期間の定めのないものは上記に含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	4,541,026	779,900	138,202	40,863
譲渡性預金	301,001	—	—	—
債券	9,709	7,030	—	—
コールマネー及び売渡手形	40,000	—	—	—
売現先勘定	23,779	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	118,139	—	—	—
借入金	383,249	241,213	83,257	94,022
短期社債	129,400	—	—	—
社債	10,368	32,486	20,666	31,600
合計	5,556,673	1,060,630	242,126	166,486

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金(*)	4,699,204	620,369	105,772	63,901
譲渡性預金	373,673	—	—	—
債券	6,107	454	—	—
コールマネー及び売渡手形	53,600	—	—	—
売現先勘定	36,467	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	337,952	—	—	—
借入金	431,686	169,556	86,379	102,048
短期社債	168,000	—	—	—
社債	21,000	35,000	25,000	31,600
合計	6,127,691	825,380	217,152	197,550

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

(注1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産並びに「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額	売買目的有価証券	△1,414	△21
	売買目的の買入金銭債権	△6,267	△1,110

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の	国債	535,841	544,229	8,387
	その他	23,725	24,434	709
	小計	559,567	568,664	9,097
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	国債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		559,567	568,664	9,097

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の	国債	493,562	499,156	5,593
	その他	2,706	2,870	164
	小計	496,268	502,026	5,758
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	国債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		496,268	502,026	5,758

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	20,060	11,091	8,969
	債券	231,257	226,768	4,489
	国債	194,330	191,375	2,955
	地方債	505	500	5
	社債	36,421	34,892	1,528
	その他	159,075	156,041	3,033
	小計	410,394	393,901	16,492
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,017	2,237	△220
	債券	52,656	53,061	△404
	国債	19,911	20,036	△124
	地方債	—	—	—
	社債	32,745	33,025	△280
	その他	126,585	127,469	△883
	小計	181,259	182,767	△1,508
合計		591,653	576,669	14,984

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26,630	11,844	14,785
	債券	33,928	33,579	348
	国債	2,055	2,036	18
	地方債	—	—	—
	社債	31,873	31,543	330
	その他	144,158	141,417	2,740
	小計	204,716	186,841	17,875
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	815	1,071	△255
	債券	85,996	87,019	△1,023
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	85,996	87,019	△1,023
	その他	137,633	139,985	△2,351
	小計	224,445	228,076	△3,631
合計		429,162	414,918	14,244

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,338	4,541	—
債券	3,514,821	4,590	348
国債	3,445,868	4,464	294
地方債	26,535	2	45
社債	42,418	123	9
その他	610,596	3,770	4,448
合計	4,130,756	12,902	4,797

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,499	2,713	6
債券	1,082,036	11,402	2,856
国債	1,007,195	6,412	2,808
地方債	24,055	9	19
社債	50,785	4,979	28
その他	658,637	6,343	3,677
合計	1,745,173	20,460	6,540

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は439百万円（株式439百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は27百万円（株式27百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	34,066	△262

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	21,797	△58

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	221,459	222,476	△1,016	—	△1,016

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	219,883	220,543	△659	47	△706

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	15,476
その他有価証券 (注) 1	17,282
満期保有目的の債券 (注) 2	△789
その他の金銭の信託	△1,016
(△)繰延税金負債	3,614
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	11,861
(△)非支配株主持分相当額	76
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	125
その他有価証券評価差額金	11,911

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (益) 2,297百万円が含まれております。

2. 流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分へ変更した外国債券に係るものであります。

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	14,658
その他有価証券 (注) 1	15,491
満期保有目的の債券 (注) 2	△172
その他の金銭の信託	△659
(△)繰延税金負債	3,110
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	11,548
(△)非支配株主持分相当額	20
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△1,227
その他有価証券評価差額金	10,299

(注) 1. 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等 (益) 1,246百万円が含まれております。

2. 流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分へ変更した外国債券に係るものであります。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、前連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、1,446百万円及び1,074百万円、当連結会計年度末における減価額の合計はそれぞれ、1,070百万円及び1,523百万円であります。なお、以下の各取引に記載されている数値は、当該信用リスク及び流動性リスク減価前の数値であります。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	19,199	—	△39	△39
	買建	17,813	554	31	31
	金利オプション				
	売建	16,682	—	△0	2
	買建	16,703	—	0	△0
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,283,601	4,286,735	252,179	252,179
	受取変動・支払固定	4,775,777	3,989,116	△225,844	△225,844
	受取変動・支払変動	1,743,851	1,411,617	4,042	4,042
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	732,182	567,182	△13,709	△1,617
	買建	1,132,932	1,019,372	2,948	△4,555
	金利オプション				
	売建	30,783	20,783	△156	178
	買建	53,873	25,283	102	△190
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	19,554	24,185

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	825	274	0	0
	買建	551	—	△2	△2
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,739,594	4,024,229	168,475	168,475
	受取変動・支払固定	4,330,906	3,604,461	△150,731	△150,731
	受取変動・支払変動	1,529,661	1,284,881	1,983	1,983
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	1,022,114	728,914	△6,836	9,943
	買建	963,096	850,332	3,354	△2,800
	金利オプション				
	売建	21,745	17,745	△227	200
	買建	29,131	14,245	165	△46
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	16,182	27,024

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	588,346	360,570	75	75
	為替予約				
	売建	1,221,670	55,050	9,554	9,554
	買建	770,482	81,742	4,461	4,461
	通貨オプション				
	売建	874,594	351,676	△13,723	1,728
	買建	868,799	342,816	14,052	1,076
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	14,420	16,897

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	427,099	349,441	△2,654	△2,654
	為替予約				
	売建	919,175	28,599	△3,899	△3,899
	買建	832,739	56,322	10,976	10,976
	通貨オプション				
	売建	796,993	339,162	△12,770	2,381
	買建	777,127	305,919	8,651	2,294
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	303	9,098

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	6,764	6,579	234	234
	買建	7,866	2,514	△676	△676
	株式指数オプション				
	売建	194,385	78,697	△15,335	△4,005
	買建	185,787	71,462	14,555	1,872
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	27,585	16,260	△6,922	△2,233
	買建	30,851	21,151	10,783	5,069
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	1,200	1,200	142	142
買建	3,177	2,670	△253	△253	
合計		—	—	2,528	151

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	21,982	7,898	△913	△913
	買建	1,609	—	△21	△21
	株式指数オプション				
	売建	173,792	62,516	△10,573	1,301
	買建	176,781	52,081	12,245	△590
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	16,260	10,836	△5,500	△3,610
	買建	21,151	14,377	10,866	7,199
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	1,200	1,200	113	113
	買建	2,670	2,300	△194	△194
	合計	—	—	6,023	3,285

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	35,136	—	△49	△49
	買建	9,130	—	△4	△4
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	1,432	—	3	△4
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△50	△58

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	19,012	—	△22	△22
	買建	17,289	—	34	34
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	12	12

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）
該当ありません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	188,681	123,776	1,870	1,870
	買建	204,254	123,196	△1,961	△1,961
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△90	△90

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	127,466	68,050	1,049	1,049
	買建	129,386	67,750	△882	△882
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	166	166

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		466,400 238,183	456,400 216,085	7,833 △20,698
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 22,275	— 18,150	(注) 3.
合計		—	—	—	△12,864

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）等に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券（債券）、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		492,400 243,943	406,000 233,370	3,714 △15,426
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、借入金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		— 23,874	— 10,528	(注) 3.
合計		—	—	—	△11,711

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）等に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金、借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国為 替等	158,314	130,418	12,238
為替予約の 振当処理	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	12,238

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国為 替等	292,449	240,752	16,470
為替予約の 振当処理	為替予約	—	—	—	—
合計		—	—	—	16,470

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

連結子会社のうち、株式会社アプラスは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、新生フィナンシャル株式会社は退職一時金制度をそれぞれ採用しております。全日信販株式会社は退職一時金制度のほか、全国信販厚生年金基金制度に加盟していましたが、平成29年3月31日付で退職金規程を廃止しております。また、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

なお、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高 (注) 1	86,381	87,925
勤務費用 (注) 2	4,363	4,084
利息費用	1,010	975
数理計算上の差異の発生額	109	450
退職給付の支払額	△3,953	△4,099
子会社退職給付制度終了に伴う金額 (注) 3	—	△689
その他	14	41
退職給付債務の期末残高 (注) 1	87,925	88,689

(注) 1. 株式会社アプラス、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社及び全日信販株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

3. 全日信販株式会社における退職金規程の廃止に伴うものであります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	81,257	81,528
期待運用収益	1,908	1,916
数理計算上の差異の発生額	△3,391	2,427
事業主からの拠出額	5,247	5,230
退職給付の支払額	△3,493	△3,593
年金資産の期末残高	81,528	87,508

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	80,455	81,791
年金資産	△81,528	△87,508
非積立型制度の退職給付債務 (注)	△1,072	△5,716
	7,469	6,897
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,397	1,180

退職給付に係る負債	8,791	8,256
退職給付に係る資産	△2,394	△7,075
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,397	1,180

(注) 連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用 (注)	4,363	4,084
利息費用	1,010	975
期待運用収益	△1,908	△1,916
数理計算上の差異の損益処理額	1,210	561
過去勤務費用の損益処理額	△511	△474
その他	116	29
確定給付制度に係る退職給付費用	4,282	3,261

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
過去勤務費用	△511	△474
数理計算上の差異	△2,289	2,529
合計	△2,801	2,055

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	954	480
未認識数理計算上の差異	△4,257	△1,728
合計	△3,302	△1,247

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
国内債券	25.7%	26.4%
外国債券	11.4%	11.4%
国内株式	16.7%	18.3%
外国株式	16.4%	17.7%
保険資産 (一般勘定)	19.4%	18.4%
その他	10.4%	7.8%
合計	100.0%	100.0%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度2.4%、当連結会計年度2.5%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、当行グループの年金資産の多くを占める当行の年金委員会においては、現在の経済環境や市況動向ならびに当行の経営状況、資産運用の基本方針及び実際のポートフォリオを踏まえたうえで、昨年度に引き続き2.2%とすることを決定しております。そして、主要連結子会社においても、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮したうえで、年金資産の長期期待運用収益率を決定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
割引率	0.43~1.20%	0.43~1.20%
長期期待運用収益率	2.00~3.50%	2.00~3.50%
予想昇給率	1.00~7.06%	1.00~5.30%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他の営業経費	一百万円	71百万円

2. 権利不行使による失効に伴い、利益として計上した金額

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
698百万円	一百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当行

① スtock・オプションの内容

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役 13名 当行従業員 110名		当行執行役 3名 当行従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで

	第19回新株予約権		第20回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員 32名		当行取締役 12名 当行執行役 8名 当行従業員 104名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株
付与日	平成19年7月2日		平成20年5月30日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から平成23年7月1日まで	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から平成29年6月19日まで	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで

	第21回新株予約権		第22回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 1名 当行従業員 29名		子会社役員 43名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株	普通株式 121,000株	普通株式 82,000株
付与日	平成20年5月30日		平成20年7月10日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで	平成20年7月10日から平成22年7月1日まで	平成20年7月10日から平成24年7月1日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年7月1日から平成30年6月24日まで	平成24年7月1日から平成30年6月24日まで

	第23回新株予約権		第1回新株予約権 (株式報酬型)
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 17名		当行取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 54,000株	普通株式 43,000株	普通株式 134,300株
付与日	平成20年12月1日		平成28年5月26日
権利確定条件	(注) 2		権利確定条件の定めはありません
対象勤務期間	平成20年12月1日から平成22年12月1日まで	平成20年12月1日から平成24年12月1日まで	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	平成22年12月1日から平成30年11月11日まで	平成24年12月1日から平成30年11月11日まで	平成28年5月27日から平成58年5月26日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。ただし、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定又は失効する場合があります。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) スtock・オプションの数

	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	1,224,000	799,000	140,000	1,139,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	1,224,000	799,000	140,000	1,139,000

	第21回	第22回	第23回	第1回株式報酬型
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	134,300
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	134,300
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	42,000	178,000	54,000	—
権利確定	—	—	—	134,300
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	42,000	178,000	54,000	134,300

(ロ) 単価情報

	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで
権利行使価格 (円)	555		555	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	131	143	131	143

	第19回		第20回	
権利行使期間	平成21年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成23年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで
権利行使価格 (円)	527		416	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	121	132	158	169

	第21回		第22回	
権利行使期間	平成22年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成24年6月1日 から平成30年5月 13日まで	平成22年7月1日 から平成30年6月 24日まで	平成24年7月1日 から平成30年6月 24日まで
権利行使価格 (円)	416		407	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	158	169	127	137

	第23回		第1回株式報酬型
権利行使期間	平成22年12月1日 から平成30年11月 11日まで	平成24年12月1日 から平成30年11月 11日まで	平成28年5月27日から平成58年5月26 日まで
権利行使価格 (円)	221		1
権利行使時平均株価 (円)	-		-
付与日における公正な評価単価 (円)	53	57	162

(2)連結子会社 0JBC Co. Ltd

①ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	Nippon Wealth Limited 取締役 3名 従業員 5名	Nippon Wealth Limited 従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	B種優先株式 2,114,680株	B種優先株式 72,920株
付与日	平成27年4月28日	平成28年5月25日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成27年4月28日から平成29年4月28日まで	平成28年5月25日から平成30年5月25日まで
権利行使期間	平成29年4月28日から平成37年4月28日まで	平成30年5月25日から平成38年5月25日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間及び権利行使の時点までの間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。ただし、「株主間協定」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定又は失効する場合があります。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) スtock・オプションの数

	第1回	第2回
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	2,114,680	—
付与	—	72,920
失効	72,920	—
権利確定	—	—
未確定残	2,041,760	72,920
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(ロ) 単価情報

	第1回	第2回
権利行使期間	平成29年4月28日から平成37年4月28日まで	平成30年5月25日から平成38年5月25日まで
権利行使価格 (米ドル)	1.10	1.10
権利行使時平均株価 (米ドル)	—	—
付与日における公正な評価単価 (米ドル)	0.26	0.15

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 当行

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	第1回株式報酬型
権利行使期間	平成28年5月27日から平成58年5月26日まで
株価変動性 (注) 1	47.043%
予想残存期間 (注) 2	8.3年
予想配当 (注) 3	1円/株
無リスク利率 (注) 4	△0.174%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間 (平成20年2月7日から平成28年5月26日) の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、当行における過去10年間の取締役及び執行役の退任状況に基づき見積もっております。

3. 平成27年3月期の期末配当実績 (1円/株) 及び平成28年3月期の中間配当実績 (0円/株) の合計額 (1円/株) によっております。

4. 予想残存期間に近似する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 連結子会社 OJBC Co. Ltd

①使用した評価技法 二項格子モデル

②主な基礎数値及び見積方法

	第2回新株予約権
権利行使期間	平成30年5月25日から平成38年5月25日まで
株価変動性 (注) 1	45.00%
予想残存期間 (注) 2	10.0年
予想配当 (注) 3	—
無リスク利率 (注) 4	1.87%

(注) 1. 権利行使期間の満期までの期間 (10年) に応じた類似業種の株価実績に基づき算定しております。

2. 付与日から権利行使期間の満期までの期間を用いております。

3. 直近の配当実績に基づき0%としております。

4. 予想残存期間に対応する期間の米国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	95,350 百万円	98,539 百万円
貸倒引当金及び貸出金償却損金	84,228	84,337
算入限度超過額		
利息返還損失引当金	45,965	32,851
有価証券価格償却超過額	10,470	21,113
特定金銭信託評価損益	13,054	7,581
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,365	7,115
その他	18,959	22,307
繰延税金資産小計	274,395	273,846
評価性引当額	△250,838	△248,572
繰延税金資産合計	23,556	25,273
繰延税金負債との相殺	△9,506	△9,730
繰延税金資産の純額	14,050 百万円	15,542 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	3,737 百万円	3,250 百万円
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	3,252	2,801
退職給付に係る資産に係る一時差異	-	1,648
資産除去費用に係る一時差異	1,147	1,030
全面時価評価法の適用に係る一時差異（主として無形資産）	1,324	862
その他	424	138
繰延税金負債合計	9,885	9,730
繰延税金資産との相殺	△9,506	△9,730
繰延税金負債の純額	378 百万円	- 百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.0 %	30.8 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△0.0
外国税額	0.1	0.1
のれん償却額	3.2	1.9
持分法投資損益	△1.1	△0.9
評価性引当額の増減	△73.5	△28.1
欠損金の控除限度額変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.0	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9	-
繰越欠損金の切り捨てによる影響	35.6	-
その他	3.8	△1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.3 %	2.3 %

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、『法人業務』、『金融市場業務』及び『個人業務』を通じ、国内の法人や個人のお客様へ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『金融市場業務』及び『個人業務』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、『法人業務』は「法人営業」、「ストラクチャードファイナンス」、「プリンシパルトランザクションズ」、「昭和リース」を報告セグメントに、『金融市場業務』は「市場営業」、「その他金融市場業務」を報告セグメントに、『個人業務』は「リテールバンキング」、「新生フィナンシャル」、「アプラスフィナンシャル」を報告セグメントとしております。また、『法人業務』、『金融市場業務』及び『個人業務』のいずれにも属さない業務を『経営勘定/その他』と位置づけ、「トレジャリー」を報告セグメントとしております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務及び信託業務を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産を営む事業法人向けの金融商品・サービス、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス及びプライベートエクイティ業務等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。

『金融市場業務』の「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場業務」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、新生フィナンシャル株式会社、新生パーソナルローン株式会社及び当行における個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローン レイク」等による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、決済などのサービスを提供しております。また、『個人業務』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部機能及びその他子会社の損益が含まれております。

『経営勘定/その他』の「トレジャリー」セグメントは、ALM業務、資本性を含む資金調達業務を行っております。

組織体制の見直し等に伴う報告セグメントの名称と区分方法の変更の概要は以下のとおりです。

当行グループは、平成28年4月1日付けでグループ内での部署間の連携を一層活発にし、組織の機動性を高めるため、部門制及び本部制を廃止し、業務運営の基本単位を「部」としました。また、各業務の機能を再編し、部署の統廃合を行うことで、組織効率の向上を図っております。これに伴い、当連結会計年度において報告セグメントを以下のとおり変更しております。

(1)セグメント名称の変更

『法人部門』、『金融市場部門』、『個人部門』をそれぞれ『法人業務』、『金融市場業務』、『個人業務』とし、報告セグメントの名称を以下のとおり変更しております。

『金融市場業務』の「市場営業本部」、「その他金融市場部門」をそれぞれ「市場営業」、「その他金融市場業務」としております。また、『経営勘定/その他』の「トレジャリー本部」を「トレジャリー」としてしております。なお、本セグメント名称の変更がセグメント情報に与える影響はありません。

(2)報告セグメントの区分方法の変更

『法人業務』の「法人営業」セグメントに、従来、「ストラクチャードファイナンス」セグメントに含めていた信託業務及び「プリンシパルトランザクションズ」セグメントに含めていた新事業領域推進支援室に係る業務を含めております。

『経営/その他』の「その他」セグメントに、従来、『金融市場部門』の「その他金融市場部門」セグメントに含めていた金融調査に係る業務を含めております。

なお、前連結会計年度の報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報、セグメ

ントごとの資産・負債に関する情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、事業セグメント間の資金収支及び経費のうち間接業務の経費を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、経費のうち間接業務の経費については、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各事業セグメントに賦課しております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントごとの業績をより適正に評価するため、『法人業務』における経費の配賦方法を変更し、従来「法人営業」セグメントに含めていた本部機能に係る経費を、『法人業務』内の各セグメントに配賦しております。また、前連結会計年度の報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報は、当連結会計年度の算定方法に基づき作成しております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				金融市場業務	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場業務
業務粗利益	15,592	17,948	7,201	16,236	5,122	2,762
資金利益 （△は損失）	10,360	12,836	4,365	△2,195	1,726	91
非資金利益 （△は損失）	5,232	5,111	2,835	18,431	3,395	2,670
経費	11,647	4,763	4,771	8,595	3,471	3,890
与信関連費用 （△は益）	724	△20,484	289	△404	△109	△277
セグメント利益 （△は損失）	3,220	33,669	2,140	8,045	1,760	△851
セグメント資産	1,682,650	1,183,275	211,088	472,163	480,031	63,981
セグメント負債	848,924	94,663	2,428	-	293,874	56,074
その他の項目						
持分法投資利益	41	-	2,085	-	-	-
持分法適用会社への投資金額	-	-	49,462	-	-	-

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスファイナンス	その他			
業務粗利益	27,005	59,133	51,789	1,379	11,554	874	216,602
資金利益 （△は損失）	21,581	61,208	6,882	1,123	4,372	△7	122,345
非資金利益 （△は損失）	5,424	△2,074	44,907	256	7,182	882	94,256
経費	33,330	32,265	36,147	781	1,698	△797	140,566
与信関連費用 （△は益）	142	15,207	8,778	△130	-	△5	3,730
セグメント利益 （△は損失）	△6,467	11,660	6,863	729	9,855	1,677	72,304
セグメント資産	1,275,431	435,779	830,325	18,319	840,905	0	7,493,952
セグメント負債	4,837,410	24,273	234,765	38	227	0	6,392,682
その他の項目							
持分法投資利益	-	-	-	-	-	-	2,126
持分法適用会社への投資金額	-	-	-	-	-	-	49,462

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
2. 経費は、営業経費から、子会社買収に伴い発生したのれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損及び償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産及び支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債及び支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 『経営勘定/その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				金融市場業務	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場業務
業務粗利益	17,058	21,896	9,991	13,230	8,393	2,621
資金利益 （△は損失）	11,220	9,422	2,592	△1,255	1,967	323
非資金利益 （△は損失）	5,837	12,473	7,398	14,486	6,426	2,297
経費	10,583	4,959	4,322	8,802	3,311	3,668
与信関連費用 （△は益）	371	3,590	130	△1,024	△92	1
セグメント利益 （△は損失）	6,104	13,346	5,539	5,452	5,175	△1,048
セグメント資産	1,680,679	1,253,269	174,426	483,932	414,430	60,840
セグメント負債	897,009	71,704	3,631	-	218,752	54,940
その他の項目						
持分法投資利益	-	-	2,420	-	-	-
持分法適用会社への投資金額	-	-	52,189	-	-	-

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスファイナンシャル	その他			
業務粗利益	26,032	63,283	54,857	1,895	7,089	2,179	228,529
資金利益 （△は損失）	23,490	64,212	9,076	1,228	△50	48	122,278
非資金利益 （△は損失）	2,541	△928	45,781	666	7,140	2,130	106,251
経費	33,564	32,499	37,042	812	1,704	1,207	142,479
与信関連費用 （△は益）	△679	20,515	8,604	275	-	207	31,898
セグメント利益 （△は損失）	△6,852	10,267	9,211	807	5,385	764	54,151
セグメント資産	1,354,865	485,260	911,368	61,147	599,903	0	7,480,125
セグメント負債	4,882,253	44,929	254,910	270	-	0	6,428,401
その他の項目							
持分法投資利益	-	-	-	400	-	-	2,821
持分法適用会社への投資金額	-	-	-	427	-	-	52,617

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支及び損益は、当行グループ本来の業務による収益と費用を表したものであります。
2. 経費は、営業経費から、子会社買収に伴い発生したのれん償却額、無形資産償却額及び臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却及びその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損及び償却債権取立益によって構成されております。
4. セグメント資産は、買入金銭債権、特定取引資産、金銭の信託、有価証券、貸出金、リース債権及びリース投資資産、その他資産のうち割賦売掛金、有形リース資産、無形リース資産及び支払承諾見返によって構成されております。
5. セグメント負債は、預金、譲渡性預金、債券、特定取引負債及び支払承諾によって構成されております。
6. 各事業セグメントに配賦していない資産及び負債について、関連する収益及び費用については合理的な配賦基準で各事業セグメントに配賦しているものがあります。例えば、借入金利息は業務粗利益の一部としてセグメント利益に含めておりますが、借入金については各セグメント負債への配賦は行なっておりません。また、減価償却費についても経費の一部としてセグメント利益に含めておりますが、固定資産の各セグメント資産への配賦は行なっておりません。
7. 『経営勘定/その他』の「その他」には、報告セグメントに含まれない全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) セグメント利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント利益計	72,304	54,151
子会社買収に伴い発生したのれん償却額	△5,127	△3,559
無形資産償却額	△2,161	△1,684
臨時的な費用	△939	△42
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	△2,903	△1,083
睡眠債券の収益計上額	727	2,852
利息返還損失引当金繰入額	△2,700	△5,190
その他	2,890	2,100
連結損益計算書の経常利益	62,090	47,542

(2) セグメント資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント資産計	7,493,952	7,480,125
現金預け金	1,129,213	1,398,691
コールローン及び買入手形	-	4,472
債券貸借取引支払保証金	4,243	1,625
外国為替	17,024	19,617
割賦売掛金を除くその他資産	283,083	353,756
有形リース資産を除く有形固定資産	27,660	25,547
無形リース資産を除く無形固定資産	48,895	52,020
退職給付に係る資産	2,394	7,075
債券繰延資産	3	0
繰延税金資産	14,050	15,542
貸倒引当金	△91,732	△100,154
連結貸借対照表の資産合計	8,928,789	9,258,324

(3) セグメント負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント負債計	6,392,682	6,428,401
コールマネー及び売渡手形	40,000	53,600
売現先勘定	23,779	36,467
債券貸借取引受入担保金	118,139	337,952
借入金	801,742	789,670
外国為替	75	102
短期社債	129,400	168,000
社債	95,121	112,600
その他負債	380,458	388,307
賞与引当金	8,419	8,519
役員賞与引当金	77	75
退職給付に係る負債	8,791	8,256
睡眠債券払戻損失引当金	2,903	3,737
利息返還損失引当金	133,695	101,846
繰延税金負債	378	-
連結貸借対照表の負債合計	8,135,665	8,437,537

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	133,094	89,520	26,340	48,973	77,803	375,732

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	リース業務	有価証券 投資業務	販売信用業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	132,811	81,188	29,566	49,840	87,038	380,444

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				金融市場業務	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクシヨonz	昭和リース	市場営業	その他金融市場業務
減損損失	39	-	-	-	1	-

	個人業務			経営勘定/その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス		トレジャーリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他		
減損損失	214	156	-	-	0	224
						636

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				金融市場業務	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクシヨonz	昭和リース	市場営業	その他金融市場業務
減損損失	-	-	-	-	-	179

	個人業務			経営勘定/その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス		トレジャーリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他		
減損損失	19	17	135	-	-	97
						450

【報告セグメントごとののれんおよび無形資産の償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				金融市場業務	
	法人営業	ストラク チャード ファイナ ンス	プリンシ パルトラ ンザクシ ョンズ	昭和リー ス	市場営業	その他金 融市場業 務
当期償却額						
のれん	-	-	-	2,319	-	-
無形資産	-	-	-	332	-	-
当期末残高						
のれん	-	-	-	19,317	-	-
無形資産	-	-	-	1,495	-	-

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテール バンキン グ	コンシューマーファイナンス			トレジャ リー	その他	
		新生フィ ナンシャ ル	アプラス フィナン シャル	その他			
当期償却額							
のれん	128	1,949	858	△0	-	-	5,256
無形資産	-	1,829	-	-	-	-	2,161
当期末残高							
のれん	-	△1,199	-	△3	-	-	18,114
無形資産	-	2,693	-	-	-	-	4,188

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	法人業務				金融市場業務	
	法人営業	ストラクチャーファイナンス	プリンシパルトラザクションズ	昭和リース	市場営業	その他金融市場業務
当期償却額						
のれん	-	-	-	2,275	-	-
無形資産	-	-	-	299	-	-
当期末残高						
のれん	-	-	-	17,171	-	-
無形資産	-	-	-	1,195	-	-

	個人業務				経営勘定／その他		合計
	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャーリー	その他	
		新生フィナンシャル	アプラスフィナンシャル	その他			
当期償却額							
のれん	-	1,284	-	△0	-	-	3,559
無形資産	-	1,384	-	-	-	-	1,684
当期末残高							
のれん	-	△2,484	-	△3	-	-	14,683
無形資産	-	1,309	-	-	-	-	2,504

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又 は職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers II L.P. (注1)	英国領 ケイマ ン諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 1,169,599 (注2)	投資業務	—	役員の兼任	出資(注3) 出資分配金	198 1,837	— —	— —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers III L.P. (注1)	英国領 ケイマ ン諸島 グラン ドケイ マン	(千米ドル) 1,571,103 (注2)	投資業務	—	役員の兼任	出資(注4) 出資分配金	1,134 1,697	— —	— —

(注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズがマネージングディレクター兼最高経営責任者を務める

J. C. Flowers&Co. LLC によって運営されているファンドであります。

(注2) ファンドの純資産額を記載しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は34,975千米ドルであります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決 権等 の被 所有 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers II L. P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランド ドケイ マン	(千米ドル) 1,341,387 (注2)	投資業務	—	役員の兼任	出資(注3) 出資分配金	23 195	— —	— —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers III L. P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランド ドケイ マン	(千米ドル) 1,822,605 (注2)	投資業務	—	役員の兼任	出資(注4) 出資分配金	717 573	— —	— —

(注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズがマネージングディレクター兼最高経営責任者を務める

J. C. Flowers&Co. LLC によって運営されているファンドであります。

(注2) ファンドの純資産額を記載しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は34,975千米ドルであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）記載すべき重要なものではありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
記載すべき重要なものではありません。

共通支配下の取引等

(子会社株式の追加取得及び株式交換による完全子会社化)

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 昭和リース株式会社 (以下、「昭和リース」という。)

事業の内容 リース業

② 企業結合日及び企業結合の法的形式

平成28年6月30日：現金を対価とする非支配株主からの株式取得

平成28年12月1日：当行を株式交換完全親会社、昭和リースを株式交換完全子会社とする株式交換

③ 結合後企業の名称

変更はありません。

④ その他取引の概要に関する事項

当行第三次中期経営計画の施策の一環として実施されるもので、昭和リースを当行の完全子会社とすることで、グループ経営の意思決定をより迅速かつ機動的に行う体制を整え、当行の「中長期ビジョン」や第三次中期経営計画にて掲げるグループ融合を迅速に進めることにより、革新的金融イノベーターを目指して新生銀行グループの企業価値の最大化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として会計処理しております。

(3) 追加取得した子会社株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金	1,321百万円
当行普通株式	1,856百万円
取得原価	3,178百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

昭和リース普通株式1株に対して、当行普通株式2.17株を割当交付しております。

② 株式交換比率の算定方法

株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたり、株式交換の株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、当行及び昭和リースから独立した第三者算定期間である株式会社KPMG FASに算定を依頼いたしました。

株式会社KPMG FASは、当行普通株式については株式市価法、昭和リース普通株式については、株価倍率法及びデイスカウンテッド・キャッシュ・フロー法を採用して分析し、その算定結果を参考に株式交換比率を検討した結果、当行と昭和リースは上記①に記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないと判断し、平成28年9月21日に開催された両社の取締役会にて本株式交換比率を決定し、合意いたしました。

③ 交付した株式数

10,037,782株

(5) 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

955百万円

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	294円41銭	316円38銭
1株当たり当期純利益金額	22円96銭	19円46銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	22円96銭	19円46銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	793,124	820,786
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	11,767	1,846
うち新株予約権	百万円	512	584
うち非支配株主持分	百万円	11,254	1,262
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	781,357	818,939
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	千株	2,653,917	2,588,390

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	60,951	50,759
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	60,951	50,759
普通株式の期中平均株式数	千株	2,653,918	2,607,680
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1	113
うち新株予約権	千株	1	113
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権6種類（新株予約権の数3,522個）。なお、新株予約権の概要は「第4等提出会社の状況、1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	当行 新株予約権7種類（新株予約権の数3,576個）。なお、新株予約権の概要は「第4等提出会社の状況、1.株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 連結子会社(OJBC Co. Ltd) (1)B種優先株式 130,000株 (2)新株予約権2種類(同社B種優先株式2,114,680個)

⑤【連結附属明細表】

【社債・金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	5年物利付 長期信用債券 (注) 1	平成23年4月～ 平成25年4月	16,740	6,561 [6,107]	0.08	なし	平成28年4月～ 平成30年4月
	ユーロ円建 普通社債 (注) 2	平成19年5月	200	200	0.10～3.10 (注) 5	なし	平成49年5月
	円建 劣後社債 (注) 3	平成24年10月～ 平成25年12月	31,400	31,400	2.02～4.00	なし	平成34年10月～ 平成35年12月
	円建 普通社債 (注) 4	平成26年7月～ 平成28年10月	16,000	26,000 [6,000]	0.250～ 0.416	なし	平成29年7月～ 平成33年10月
株式会社アプラス	短期社債 (注) 6	平成27年7月～ 平成29年3月	112,400	145,000 [145,000]	0.08～0.48	なし	平成28年4月～ 平成29年12月
株式会社アプラスフィ ナンシャル	円建 無担保社債 (注) 7	平成26年9月～ 平成28年6月	20,000	30,000 [10,000]	0.24～ 0.64	なし	平成29年9月～ 平成32年6月
昭和リース株式会社	短期社債 (注) 6	平成27年9月～ 平成29年3月	17,000	23,000 [23,000]	△0.00～ 0.16	なし	平成28年4月～ 平成30年3月
	円建 無担保社債 (注) 8	平成26年2月～ 平成28年9月	19,000	23,000 [3,000]	0.19～ 0.70	なし	平成29年2月～ 平成31年9月
ほたか合同会社	円建 無担保社債 (注) 9	平成23年12月	3,000	—	1.635	なし	平成28年12月
丸生合同会社	円建 無担保社債 (注) 9	平成24年1月	500	—	2.824	なし	平成28年12月
つまごい合同会社	円建 無担保社債 (注) 9	平成24年4月	2,000	2,000 [2,000]	2.25	なし	平成29年6月
エー・エム・ワン合同 会社	円建 無担保社債 (注) 9	平成21年1月	3,021	—	2.18	なし	平成28年8月
合計	—	—	241,261	287,161 [195,107]	—	—	—

- (注) 1. 第563回～第612回長期信用債券（利子一括払）をまとめて記載しております。
2. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債を記載しております。
3. 第4回～第6回無担保社債（劣後特約付）をまとめて記載しております。
4. 第1回～第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）をまとめて記載しております。
5. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。
6. 短期社債をまとめて記載しております。
7. 第2回～第4回無担保社債（社債間限定同順位特約付）をまとめて記載しております。
8. 第3回及び第4回無担保私募社債並びに第1回及び第2回無担保公募社債をまとめて記載しております。
9. これらの社債はノンリコース債務に該当いたします。
10. 「当連結会計年度末残高」欄の [] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
11. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
社債・金融債	193,107	10,454	25,000	15,000	10,000
ノンリコース社債	2,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区 分	当連結会計年度 期首残高 (百万円)	当連結会計年度 末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	801,742	789,670	0.53	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	727,149	739,794	0.45	平成28年4月～永久
ノンリコース借入金	74,593	49,876	1.75	平成28年5月～ 平成30年12月
1年以内に返済予定のリース債務	433	394	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	1,751	1,365	—	平成29年4月～ 平成36年3月

(注) 1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出（加重平均）しております。なお、リース債務の「平均利率」については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため記載しておりません。

2. 借入金、ノンリコース借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
借入金	387,198	89,803	74,363	46,160	40,219
ノンリコース借入金	44,487	5,388	—	—	—
リース債務	394	386	384	366	175

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	90,658	189,780	285,210	380,444
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	10,726	27,070	45,263	51,755
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	8,190	24,936	43,397	50,759
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	3.09	9.51	16.61	19.46

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	3.09	6.44	7.12	2.83

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※9 1,049,396	※9 1,313,376
現金	5,046	5,514
預け金	1,044,350	1,307,861
コールローン	-	4,472
買入金銭債権	192,146	133,245
特定取引資産	311,832	227,608
特定取引有価証券派生商品	25,885	23,329
特定金融派生商品	285,946	204,278
金銭の信託	※9 151,647	※9 118,872
有価証券	※2, ※9 1,603,809	※2, ※9 1,369,326
国債	748,010	493,562
地方債	505	-
社債	68,513	※15 117,869
株式	※1 384,254	※1 387,729
その他の証券	※1 402,524	※1 370,164
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※8, ※9, ※10 4,300,152	※3, ※4, ※5, ※6, ※8, ※9, ※10 4,536,434
割引手形	※7 368	※7 391
手形貸付	33,351	20,836
証書貸付	3,667,596	3,837,177
当座貸越	598,835	678,029
外国為替	17,024	19,617
外国他店預け	15,427	16,589
取立外国為替	1,596	3,028
その他資産	205,762	270,648
前払費用	2,037	2,533
未収収益	8,129	8,197
先物取引差入証拠金	4,217	3,831
先物取引差金勘定	483	1,084
金融派生商品	98,943	81,951
金融商品等差入担保金	37,713	47,438
社債発行費	178	149
未収金	11,167	85,272
その他の資産	※9 42,891	※9 40,190
有形固定資産	※11 17,813	※11 16,550
建物	13,003	10,690
建設仮勘定	62	3
その他の有形固定資産	4,748	5,856
無形固定資産	13,572	17,414
ソフトウェア	※12 10,966	※12 15,246
のれん	1,200	1,035
リース資産	678	691
その他の無形固定資産	726	440
前払年金費用	1,073	3,887
債券繰延資産	3	0
債券発行費用	3	0
繰延税金資産	-	1,134
支払承諾見返	21,730	48,526
貸倒引当金	△28,282	△29,335
資産の部合計	7,857,682	8,051,781

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
預金	※9 5,664,767	※9 5,618,935
当座預金	49,342	37,103
普通預金	2,133,046	2,330,162
通知預金	20,095	17,629
定期預金	3,005,648	2,756,729
その他の預金	456,634	477,309
譲渡性預金	301,001	373,673
債券	16,740	6,561
債券発行高	16,740	6,561
コールマネー	40,000	53,600
売現先勘定	※9 23,779	※9 36,467
債券貸借取引受入担保金	※9 116,409	※9 337,952
特定取引負債	291,356	210,031
特定取引有価証券派生商品	23,341	17,281
特定金融派生商品	268,014	192,750
借入金	※9 374,827	※9 336,519
借入金	※13 374,827	※13 336,519
外国為替	75	102
未払外国為替	75	102
社債	※14 57,619	※14 57,600
その他負債	162,635	155,454
未払法人税等	748	1,580
未払費用	23,595	25,005
前受収益	692	557
先物取引差金勘定	-	13
金融派生商品	87,365	73,331
金融商品等受入担保金	28,803	34,940
資産除去債務	7,443	7,492
その他の負債	※9, ※16 13,987	※9, ※16 12,533
賞与引当金	4,511	4,674
睡眠債券払戻損失引当金	2,903	3,737
繰延税金負債	2,873	-
支払承諾	※9 21,730	※9 48,526
負債の部合計	7,081,231	7,243,837
純資産の部		
資本金	512,204	512,204
資本剰余金	79,465	79,465
資本準備金	79,465	79,465
利益剰余金	264,216	301,729
利益準備金	13,689	14,220
その他利益剰余金	250,526	287,508
繰越利益剰余金	250,526	287,508
自己株式	△72,559	△79,539
株主資本合計	783,327	813,860
その他有価証券評価差額金	10,777	9,444
繰延ヘッジ損益	△18,166	△15,894
評価・換算差額等合計	△7,389	△6,450
新株予約権	512	534
純資産の部合計	776,450	807,944
負債及び純資産の部合計	7,857,682	8,051,781

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
経常収益	176,230	165,977
資金運用収益	109,149	103,802
貸出金利息	80,384	85,332
有価証券利息配当金	25,952	16,352
コールローン利息	59	14
買現先利息	102	-
債券貸借取引受入利息	0	-
預け金利息	1,049	1,023
その他の受入利息	1,601	1,080
役務取引等収益	19,285	18,944
受入為替手数料	1,210	1,284
その他の役務収益	18,075	17,660
特定取引収益	5,031	4,103
特定取引有価証券収益	361	86
特定金融派生商品収益	4,670	4,016
その他業務収益	13,264	26,052
外国為替売買益	5,596	9,895
国債等債券売却益	6,944	14,590
国債等債券償還益	-	1,133
金融派生商品収益	453	-
その他の業務収益	270	432
その他経常収益	29,499	13,074
貸倒引当金戻入益	17,119	-
償却債権取立益	3,505	290
株式等売却益	1,293	3,836
金銭の信託運用益	4,493	4,475
その他の経常収益	※1 3,087	※1 4,471
経常費用	126,863	133,119
資金調達費用	15,778	13,020
預金利息	8,225	7,765
譲渡性預金利息	224	52
債券利息	24	10
コールマネー利息	120	△5
売現先利息	154	126
債券貸借取引支払利息	171	361
借用金利息	2,088	654
社債利息	3,403	1,028
金利スワップ支払利息	1,347	3,007
その他の支払利息	19	18
役務取引等費用	24,103	26,417
支払為替手数料	1,353	1,316
その他の役務費用	22,750	25,100

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
特定取引費用	197	33
その他の特定取引費用	197	33
その他業務費用	2,285	6,945
国債等債券売却損	1,191	5,458
債券発行費用償却	8	2
社債発行費用償却	251	76
金融派生商品費用	-	186
その他の業務費用	833	1,220
営業経費	76,173	79,036
その他経常費用	8,324	7,667
貸倒引当金繰入額	-	2,345
貸出金償却	498	1,878
株式等売却損	3,606	1,082
株式等償却	638	-
金銭の信託運用損	2	1
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	2,903	1,083
その他の経常費用	675	1,276
経常利益	49,366	32,858
特別利益	842	9,300
固定資産処分益	0	0
関係会社清算益	143	1,199
その他の特別利益	※2 698	※2 8,100
特別損失	7,374	1,313
固定資産処分損	57	110
減損損失	480	120
その他の特別損失	※3 6,836	※3 1,082
税引前当期純利益	42,834	40,845
法人税、住民税及び事業税	△618	△1
法人税等調整額	1,886	△2,578
法人税等合計	1,268	△2,579
当期純利益	41,566	43,425

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	512,204	79,465	-	79,465	13,158	212,144	225,303	△72,558	744,415
当期変動額									
剰余金の配当					530	△3,184	△2,653		△2,653
当期純利益						41,566	41,566		41,566
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			-	-				-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			-	-		-	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	530	38,381	38,912	△0	38,912
当期末残高	512,204	79,465	-	79,465	13,689	250,526	264,216	△72,559	783,327

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,502	△17,395	△8,893	1,211	736,733
当期変動額					
剰余金の配当					△2,653
当期純利益					41,566
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,275	△771	1,503	△698	804
当期変動額合計	2,275	△771	1,503	△698	39,717
当期末残高	10,777	△18,166	△7,389	512	776,450

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	512,204	79,465	-	79,465	13,689	250,526	264,216	△72,559	783,327
当期変動額									
剰余金の配当					530	△3,184	△2,653		△2,653
当期純利益						43,425	43,425		43,425
自己株式の取得								△12,096	△12,096
自己株式の処分			△3,258	△3,258				5,115	1,856
利益剰余金から資本剰余金への振替			3,258	3,258		△3,258	△3,258		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	530	36,982	37,513	△6,980	30,532
当期末残高	512,204	79,465	-	79,465	14,220	287,508	301,729	△79,539	813,860

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	10,777	△18,166	△7,389	512	776,450
当期変動額					
剰余金の配当					△2,653
当期純利益					43,425
自己株式の取得					△12,096
自己株式の処分					1,856
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,332	2,271	939	21	960
当期変動額合計	△1,332	2,271	939	21	31,493
当期末残高	9,444	△15,894	△6,450	534	807,944

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、匿名組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～20年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。主な資産毎の償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（行内における利用可能期間）

のれん 10年

その他の無形固定資産（商標価値） 7年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

6. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産に計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先、貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、原則として債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,914百万円（前事業年度末は34,047百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間（14.74年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（7.48～14.74年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生年度から損益処理

(4) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産及び負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「未収金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「その他資産」の「その他の資産」に表示していた54,059百万円は、「未収金」11,167百万円、「その他の資産」42,891百万円として組替えて表示しております。

(追加情報)

(「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(株式併合及び単元株式数の変更)

当行は、平成29年3月22日開催の取締役会において、平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会に、株式併合及び単元株式数の変更について付議することを決議し、同株主総会における決議により実施いたします。その主な内容は次のとおりであります。

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

東京証券取引所を始めとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、あわせて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成29年3月31日現在)	2,750,346,891株
株式併合により減少する株式数	2,475,312,202株
株式併合後の発行済株式総数	275,034,689株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	40億株
変更後の発行可能株式総数 (平成29年10月1日付)	4億株

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するために実施するものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年10月1日

3. 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成29年 3月22日
定時株主総会決議日	平成29年 6月21日
株式併合の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
株式	417,834百万円	410,454百万円
出資金	3,107百万円	3,403百万円

※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
当事業年度末に当該処分をせず に所有している有価証券	8,520百万円	6,667百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	1,339百万円	770百万円
延滞債権額	30,703百万円	5,767百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	1,446百万円	1,166百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,191百万円	2,659百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
合計額	34,681百万円	10,363百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
368百万円	391百万円

※8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の残高の総額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
8,384百万円	8,359百万円

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
6,756百万円	5,927百万円

※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	10百万円	10百万円
金銭の信託	14百万円	14百万円
有価証券	465,525百万円	541,886百万円
貸出金	95,075百万円	87,524百万円
その他の資産	15,153百万円	－百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,159百万円	1,071百万円
売現先勘定	23,779百万円	36,467百万円
債券貸借取引受入担保金	116,409百万円	267,414百万円
借入金	287,627百万円	265,419百万円
その他の負債	10百万円	15百万円
支払承諾	970百万円	954百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有価証券	62,559百万円	47,770百万円

また、「その他の資産」には、全銀ネット差入担保金、保証金、外国為替差入証拠金及び現先取引に係る差入保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
全銀ネット差入担保金	－百万円	11,994百万円
保証金	9,603百万円	9,462百万円
外国為替差入証拠金	－百万円	92百万円
現先取引に係る差入保証金	141百万円	－百万円

- ※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	3,038,086百万円	2,981,951百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,820,083百万円	2,698,792百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
圧縮記帳額	30百万円	30百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

- ※12. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定が含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
ソフトウェア仮勘定	6,618百万円	8,026百万円

- ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付借入金	51,000百万円	12,400百万円

- ※14. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付社債	41,419百万円	31,400百万円

- ※15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
一百万円	1,000百万円

- ※16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
73百万円	73百万円

(損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
睡眠債券の収益計上額	727百万円	2,852百万円

※2. その他の特別利益は、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
貸出金譲受益	－百万円	4,236百万円
関係会社株式償還益	－百万円	3,864百万円
新株予約権戻入益	698百万円	－百万円

※3. その他の特別損失は、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
関係会社株式及び出資金の評価損	6,701百万円	1,077百万円
関係会社清算損	－百万円	4百万円
関係会社株式売却損	135百万円	－百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度（平成28年3月31日）
時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）
時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
子会社株式	417,834	410,427
関連会社株式	—	26
合計	417,834	410,454

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	73,461百万円	71,188百万円
有価証券価格償却超過額	25,499	21,113
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	19,098	19,442
特定金銭信託評価損益	13,054	7,581
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	7,696	6,370
その他	11,144	12,483
繰延税金資産小計	149,954	138,181
評価性引当額	△145,809	△130,673
繰延税金資産合計	4,145	7,508
繰延税金負債		
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	2,787	2,231
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	3,040	2,142
退職給付費用に係る一時差異	326	1,190
資産除去費用に係る一時差異	864	809
繰延税金負債合計	7,019	6,373
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△2,873百万円	1,134百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
法定実効税率	33.0%	30.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.8	△2.5
外国税額	0.1	0.1
評価性引当額の増減	△22.8	△33.9
繰越欠損金の切り捨てによる影響	0.0	-
欠損金の控除限度額変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.0	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.3	-
その他	△1.0	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.9%	△6.3%

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	22,096	11,405	2,730	10,690
建設仮勘定	—	—	—	3	—	—	3
その他の有形固定資産	—	—	—	17,166	11,310	1,921	5,856
有形固定資産計	—	—	—	39,265	22,715	4,651	16,550
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	38,529	23,282	2,025	15,246
のれん	—	—	—	1,657	622	165	1,035
リース資産	—	—	—	1,273	581	202	691
その他の無形固定資産	—	—	—	2,013	1,572	285	440
無形固定資産計	—	—	—	43,473	26,059	2,678	17,414
その他資産							
社債発行費	345	47	—	393	244	76	149
債券繰延資産							
債券発行費用	16	—	8	7	6	2	0

(注) 有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	21,654	22,916	539	(注) 1 21,114	22,916
個別貸倒引当金	6,627	6,418	752	(注) 1 5,874	6,418
うち非居住者向け債権分	9	8	—	(注) 1 9	8
特定海外債権引当勘定	0	0	—	(注) 1 0	0
賞与引当金	4,511	4,668	4,486	(注) 2 19	4,674
睡眠債券払戻損失引当金	2,903	1,083	250	—	3,737
計	35,698	35,087	6,029	27,009	37,746

(注) 1. 洗替による取崩であります。

2. 賞与引当金設定対象者の退職等による取崩であります。

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	748	1,580	748	—	1,580
未払法人税等	43	45	43	—	45
未払事業税	705	1,534	705	—	1,534

- (2) 【主な資産及び負債の内容】
連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。
- (3) 【その他】
該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ・当行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ・上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取り・売渡し手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。 公告掲載URLは次のとおり。 http://www.shinseibank.com/investors/ir/announcement/index.html
株主に対する特典	ありません。

(注) 1. 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡請求をする権利

2. 平成29年6月21日開催の第17期定時株主総会決議により、1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。なお、実施日は平成29年10月1日であります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第16期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月23日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月23日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

(イ)第17期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日関東財務局長に提出

(ロ)第17期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月16日関東財務局長に提出

(ハ)第17期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月10日関東財務局長に提出

(4)発行登録追補書類及びその添付書類

平成28年3月15日提出の発行登録書（社債）に関し、平成28年10月21日関東財務局長に提出

(5)訂正発行登録書

(イ)平成28年3月15日提出の発行登録書（社債）に関し、平成28年6月24日関東財務局長に提出

(ロ)平成28年3月15日提出の発行登録書（社債）に関し、平成28年9月21日関東財務局長に提出

(6)臨時報告書

(イ)平成28年6月24日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(ロ)平成28年9月21日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(7)自己株券買付状況報告書

(イ)報告期間（自 平成28年6月1日 至 平成28年6月30日）平成28年7月1日関東財務局長に提出

(ロ)報告期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年7月31日）平成28年8月1日関東財務局長に提出

(ハ)報告期間（自 平成28年8月1日 至 平成28年8月31日）平成28年9月1日関東財務局長に提出

(ニ)報告期間（自 平成28年9月1日 至 平成28年9月30日）平成28年10月3日関東財務局長に提出

(ホ)報告期間（自 平成28年10月1日 至 平成28年10月31日）平成28年11月1日関東財務局長に提出

(ヘ)報告期間（自 平成28年11月1日 至 平成28年11月30日）平成28年12月1日関東財務局長に提出

(ト)報告期間（自 平成28年12月1日 至 平成28年12月31日）平成29年1月4日関東財務局長に提出

(チ)報告期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年1月31日）平成29年2月1日関東財務局長に提出

(リ)報告期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年2月28日）平成29年3月1日関東財務局長に提出

(ヌ)報告期間（自 平成29年3月1日 至 平成29年3月31日）平成29年4月3日関東財務局長に提出

(ル)報告期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年4月30日）平成29年5月1日関東財務局長に提出

(ヲ)報告期間（自 平成29年5月1日 至 平成29年5月31日）平成29年6月1日関東財務局長に提出

(8) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書

平成29年2月2日関東財務局長に提出

平成29年2月1日提出の自己株券買付状況報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小暮 和敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早川 英孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 彰彦 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社新生銀行の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社新生銀行が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮 和敏	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早川 英孝	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 彰彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。